

巻 頭 言

——マネジメントの時代、女性の時代。跡見の時代——

マネジメント学部長

芝原 脩次（しばはら ゆうじ）

奇を衒うことなく「跡見の時代。女性の時代。マネジメントの時代。」と言いたい。

150 年前、安政 6 年（1859 年）、20 歳の跡見花蹊は父親に任された「跡見塾」を大阪中之島で開校し、日本における「女子教育」の先駆者として、「自律した女性の育成を目指した実践的教育」に取り組んだ。2002 年（平成 14 年）に創部された、日本初の「マネジメント学部」は、学祖跡見花蹊の熱き思いと志を継承し、21 世紀の社会における、あらゆるマネジメント分野で輝き活躍する、凛とした女性を育成することを使命として開学された。我々は、その教育理念（教養教育・専門教育・理論教育・実学教育・人間性教育）を通して、熱く語れる大学生活を実践し、総合的人間力を高め、卒業偏差値（WHAT: 何を学んだか）を重視する教育を展開してきた。この「建学の精神」を「理論と実践の場」で学び、初めて新座・文京両キャンパスの学園生活を送ってきた「マネジメント学部：第 5 期生の諸君」が、2010 年 3 月に巣立っていくこととなった。うれしく且つ感慨深い。

いま、我々は就職難を伴う厳しい経済環境に遭遇し、忘れられない春を迎えている。「マネジメント」という言葉を、これほど深く考えた時代はなかった。【Management】（ドロッカーは真摯さと言った）という言葉を検証し、「マネジメント」の対象を考えると、「地球、国家、社会、地域、企業、学校、家庭、人、もの、金、情報、環境、文化、こころ、生命・・・」等、有形無形のすべての事象と存在が対象であることに気がつく。

4 月から皆さんが経験する企業、社会における、「マネジメント」の主体的意思決定は長く「男性」が果たしてきた。学祖花蹊先生は、「自律的に意思決定の出来る女性」の育成を目指して「跡見学校」を開校（1875 年）し、本学部の原点となった。時代の要請は、あらゆる分野における「女性の社会進出」と共に、女性自身に凛とした「自律的に意思決定の出来る」「マネジメント力」が求められてきている。

卒業にあたり、各ゼミからの提出論文 167 点の中から、最終審査に残った卒業論文 17 点が厳しい審査を経て、最優秀論文 1 点と優秀論文 2 点・入賞論文 3 点（テーマ：「環境問題・伝統芸能分野・医療問題・人権問題・ホスピタリティー」）及び「働く女性」研究論文 1 点「横山文野賞」が評価選考された。本学部が創部以来、目指し続けてきている「次代を担う女性人材の供給源としての使命」を広く深く考察し実証する論文集となったことがうれしい。4 年間の研究成果を、自分自身の轍として、又後輩諸君へのエールとして残してくれたことに誇りと感謝の意を表し、更なる飛躍と輝きを期待したい。同時に、学内外で活躍した「学芸部門表彰」9 チームの諸君とともに、卒業生の皆さんが「凛々しく素敵な女性として活躍」されて姿を見守っていききたい。お元気で。（完）

卒業生表彰受賞者と選考の経緯

マネジメント学部 教育・研究支援委員会

菊野 一雄

最優秀論文賞

大沼絵里君 「コンポスト（堆肥生成装置）の利用で環境負荷を軽減する
—どうすればうまくいくか—」

優秀論文賞

岩館美紅君 「食育の推進で、文化活動は活発になるか—心身健康な社会創出に向けて—」

馬場絵美君 「日本独自のホスピタリティの可能性
—チームワークと洞察力のコミュニケーションを生かして—」

入賞

蛭川佳代子君 「伝統芸能産業の収益構造—衰退の要因と再生への道—」

堀田裕子君 「救急医療搬送システムにおける搬送遅延問題の緩和について」

森美果君 「少年犯罪におけるプライバシー権と知る権利
—少年の人権と被害者・国民の人権—」

横山文野賞

依田玲恵君 「働く女性のあり方—組織で求められる女性の能力とは—」

<選考経緯>

2010年1月30日 論文提出（17編）

提出基準：教員はゼミ内で1編の優秀論文を選考し提出する。但し論文に甲乙をつけがたい場合に限り2編の論文を提出することができる。なお、推薦する論文がない場合は未提出とすることを妨げない。提出物は、印刷物を3部と電子データとする。

2月17日 1編につき各々3名の委員が査読し、優秀論文賞候補6編と横山文野賞候補2編を選考し、これらを6名の委員全員が24日までに再査読して受賞者を内定する。

2月24日 上記7名の受賞者を内定し、教授会へ提出。

2月24日 マネジメント学部教授会にて受賞者の決定。

3月18日 表彰式

<横山文野賞について>

2002年4月、マネジメント学部創設に際し着任された横山文野専任講師は、同年、「戦後の日本の女性政策」（勁草書房）を上梓し、日本における女性政策研究をリードしていくことが期待される若手研究者・教育者でありましたが、2005年7月に病気のため逝去されました。社会における女性の活躍を支援することを使命とするマネジメント学部としては、この分野で顕著な活躍と実績を残した学生に「横山文野賞」を贈り、それを称えることにしました。なお、横山文野賞には、故横山文野講師の夫である山口智久様のご厚意により、横山文野講師の遺産から副賞として記念品が贈られます。

コンポスト（堆肥生成装置）の利用で環境負荷を軽減する

—どうすればうまくいくか—

マネジメント学部 マネジメント学科

大沼 絵里

はじめに

コンポストとは、主に家庭で使う生ごみを堆肥にする装置である。コンポストを利用することにより、生ごみの軽減、優良な堆肥の生成などができ、環境負荷を下げることができる。この論文では、コンポストの仕組みを説明した後、我が家での実験例をもとに、どうすればコンポストの利用がうまくいくかを説明する。

地球温暖化の兆候は、すでに世界各地で現れ始めている。北極では 2007 年 9 月に、海氷の面積が観測史上最小を記録した（出所）。近いうちに、夏の間完全に海氷がなくなってしまうという予測もあり、北極の氷に依存して生きているホッキョクグマも、100 年以内に絶滅する可能性が指摘されている（出所）。

日本では鳩山政権誕生後、2020 年までに温暖化ガスを 25%削減（'90 年比）することを目標に掲げている。大気中に排出される温室効果ガスが地球温暖化を引き起こす主な原因と考えられているが、温室効果ガスのうち約 70%は二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出量を減らすことが急務である。

一方「エコバック」・「マイ箸」、という言葉がはやり、日本は今、空前の「エコブーム」と言われている。なるべくゴミを出さないために、レジ袋を有料制にするスーパーや、割り箸を廃止して何度も洗って使える箸に変えている飲食店もある。排出されるゴミや資源の無駄に社会が敏感になってきた。

可燃ごみの 3－5 割は生ごみである。これらをコンポストを使って家庭内で処理できればゴミはかなり減る。しかし、コンポストによる堆肥の生成が失敗すると悪臭やうじ虫がわくなどの被害がでる。

本稿では、失敗例も踏まえ、コンポストを利用して生ごみを堆肥化する事によってどれだけ生ごみの量を減らす事ができるのか、コンポストを推奨する事によりどの程度二酸化炭素排出の削減に貢献できるのか、さらに今後のコンポストの在り方を見出したい。

コンポスト、堆肥化の仕組み・原理について

第 1 章では、コンポストの定義、堆肥化の仕組みや原理、そして我が家のコンポストに非常に近い部類である「ミミズコンポスト」について説明する。

1－1 コンポストの定義

コンポストとは、もともと空気中や土壌中に存在する微生物・原生生物・土壌生物などの作用によって、生ごみなどの有機物を分解し、堆肥化する装置のことである。ただし、この場合の有機物とは、生物系有機資材（バイオマス）を指す。

自然界の力だけで堆肥化を行うと、通常 10 年ほどかかると思われるが、コンポストを使用し、環境調整を行うことで、1 年から 2 年ほどで堆肥を完成させることができる。また、コンポストの種類によってはその期間を半年ほどにすることも可能である。



※我が家のコンポスト

1－2 堆肥化の原理・仕組み（分解のフロー）

堆肥化とは、有機物をさまざまな菌類を使って分解することを表す。その仕組みを段階を追って説明しよう。

(1) 好気発酵

堆肥化の最も基本的な方法は、酸素を必要とする好気性菌によって有機物を分解するというものである。この好気性微生物による分解・発酵を好気発酵と呼ぶ。好気発酵による堆肥化は、一種類の微生物だけでなく、様々な種類の微生物がバトンリレーのように次々と入れ替わり、作用するという経過をたどる。この微生物の入れ替わりは、大きく一次発酵と二次発酵に分けられる。

(2) 一次発酵・二次発酵

・一次発酵

一次発酵は、糖やアミノ酸などの比較的分解しやすい成分を微生物が分解することである。また、分解が難しい繊維物質の分解の初期段階にもあたる。まず、育成の早いカビや細菌が、簡単な構造をしている糖やアミノ酸を食べてどんどん繁殖する。このとき、カビ・細菌の活動が盛んになっているので、彼らによる呼吸熱が発生する。

次に放線菌が繁殖する。放線菌は、カビが分解できなかった比較的硬い繊維（ヘミセルロースやセルロース）の分解を行う。この放線菌が繁殖するときに最も発熱し、条件が良ければ 60℃程まで上がる。そのため、他の微生物の活動は弱まる。また、放線菌は抗生物質を生産するものが多く、これによって病原性のカビを抑制させるという役割も担っている。

・二次発酵

繊維の分解の盛期が過ぎると次第に熱も下がり始め、微生物全体の活性は弱まる。同時に、一次発酵によって分解の始まりにかかった繊維組織を食べる細菌が増加するため、多様な微生物が同時に雑居した状態になる。この頃、ミミズなどの土壌生物が活動を始め、微生物によって柔らかくなったものを分解する。そして最後に植物繊維質のリグニンがキノコ菌類などによって分解され、堆肥が完成する。

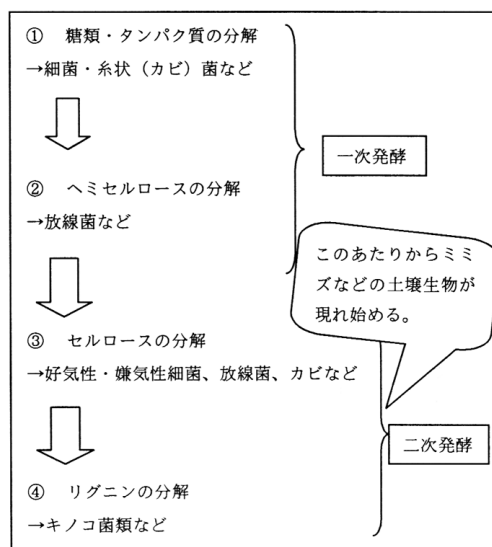


図 1-1

※繊維質の分解

繊維組織は難分解性であり、なかでも繊維質中のリグニンはヘミセルロース・セルロースと複合体を形成しているため、微生物でもなかなか分解できない。

そのため、まずヘミセルロース・セルロースが分解され、結合が解除されてから、リグニンがゆるやかに分解される。

1-3 堆肥化と炭素率の関係

土壌微生物は炭素や窒素の化合物を分解し、堆肥化する。堆肥化の進行には、土壌の炭素と窒素の比率が適切であることが重要である。炭素が多過ぎると分解に時間がかかり、少な過ぎるとアンモニアが発生する。

(1) 炭素率が高いと分解に時間がかかる

炭素と窒素の比率を表したものを炭素率と呼び、窒素 1 に対する炭素の含有量を表す。炭素率は分解の速度に影響しており、有機物の炭素率が高ければ分解に時間がかかる。

一方、炭素率が低ければ、分解する時間は短くなるが、アンモニアの生成量が多くなる。分解する化合物の中に、必要量を超える窒素が含まれていると、余分な窒素はアンモニアとして土壌中に放出されるためだ。逆に窒素が少ない場合は、微生物の食物としての窒素が不足するため、土壌中や空気中の窒素ガスを取り込むことになる。

多すぎても少なすぎてもよくない炭素率だが、望ましい炭素率は、堆肥の組成や有機物の窒素・炭素化合物の種類にもよるが、10~20 言われている（「コンポスト化の考え方と実践方法」より）。

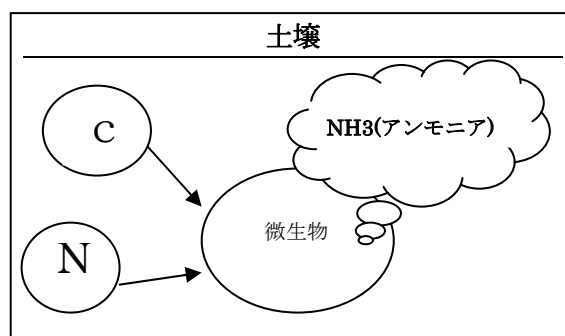


図 1-2

(2) 炭素率の過不足が未熟コンポストを作る

・未熟コンポスト

未熟コンポストとは、一次発酵あるいは二次発酵の途中である未熟堆肥のことを指し、単に発酵が最終段階まで到達していないものから、炭素率などが原因で未熟堆肥となったものがある。

・炭素率が高過ぎる未熟コンポスト

炭素率の高過ぎる未熟コンポストをそのまま土壌に入れると、微生物は自身の窒素不足から、土中の窒素を取り込こんでしまう。そのため、土中の有効態窒素が減少し、作物の窒素飢餓状態を引き起こす。その結果、生育不良や、未熟堆肥の腐敗から起こる根腐れ、悪臭が発生してしまうため、堆肥は完熟してから土壌に入れる必要がある。

前述のように炭素率が高いと微生物の繁殖が鈍くなってしまいうため、糖類などの分解作用が遅れてしまう。したがって、炭素率の高い未熟コンポストを完熟させるには、半年から1年と、長い時間がかかってしまう。

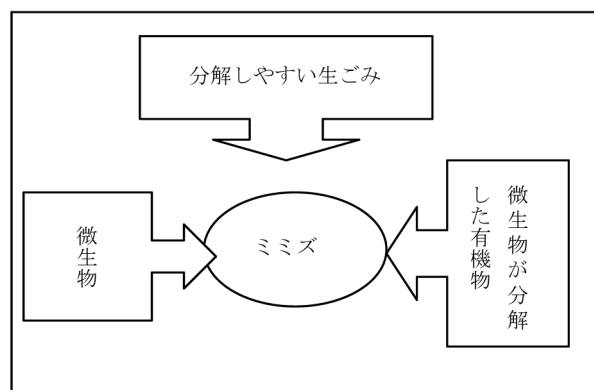
・炭素率が低過ぎる未熟コンポスト

炭素率が低過ぎる未熟コンポストでは、窒素が余る状態になってアンモニアが大量に土中に放出される。そのため作物の生育障害がおこる。

また、ピシウム菌やリゾクトニア菌などの土壌病原菌は、未熟な有機物が好物なため、作物を病気にさせてしまう危険性がある。よって、完熟した堆肥を入れることが非常に重要になってくる。

するということはほとんど出来ない。そのため、ミミズが口にするのは水分や微生物の作用で分解しやすくなった有機物、もしくは微生物自体を食べるのが普通である。しかし、もともと水分多く含み、柔らかい生ゴミであれば、直接食べる場合もある。

したがってミミズコンポスト内のミミズは、一次・二次発酵菌などが分解を行っている傍らで、直接生ゴミを、あるいは微生物自体やそれらが分解した有機物を食べているのだ。いわば、土壌生物であるミミズと様々な微生物が、それぞれの分解を行いながら雑居している状態と言えよう。



※家庭のコンポスト

家庭生ゴミのなかで、野菜くずなどは窒素含有量が少なく端雄率が高く、動物・魚介類などのたんぱく質や米ぬかは窒素を多く含んでいるため炭素率が低い。家庭のコンポストは、野菜くずなどが大半を占めるため炭素率が高いのが一般的である。炭素率が高いと糖類などを分解する微生物の活動が鈍くなることから、コンポスト内の温度も上がりにくいという特徴もある。

1-4 ミミズコンポスト

段ボールコンポストや機械型コンポストなど、コンポストにも様々な種類があるが、なかでも比較的安価で管理も行いやすいことからミミズコンポストが人気である。後の章に登場する「我が家のコンポスト」もこのミミズコンポストに近い部類のものとなっている。そのため、あらかじめミミズコンポストの説明を行っておく。

(1) 定義

ミミズコンポストといっても明確な定義や分解のフローがあるわけではない。また、通常の堆肥化においてミミズは二次発酵の終盤に登場する土壌生物であり、ミミズ単体で堆肥化を行うということも本来あり得ない。では、ミミズコンポストとは何なのか。

それは、コンポスト内の温度や pH などの環境をミミズにとって過ごしやすいうように調整することで、一次・二次発酵時の微生物とミミズを共存させ、堆肥化を行う装置であると考えられる。

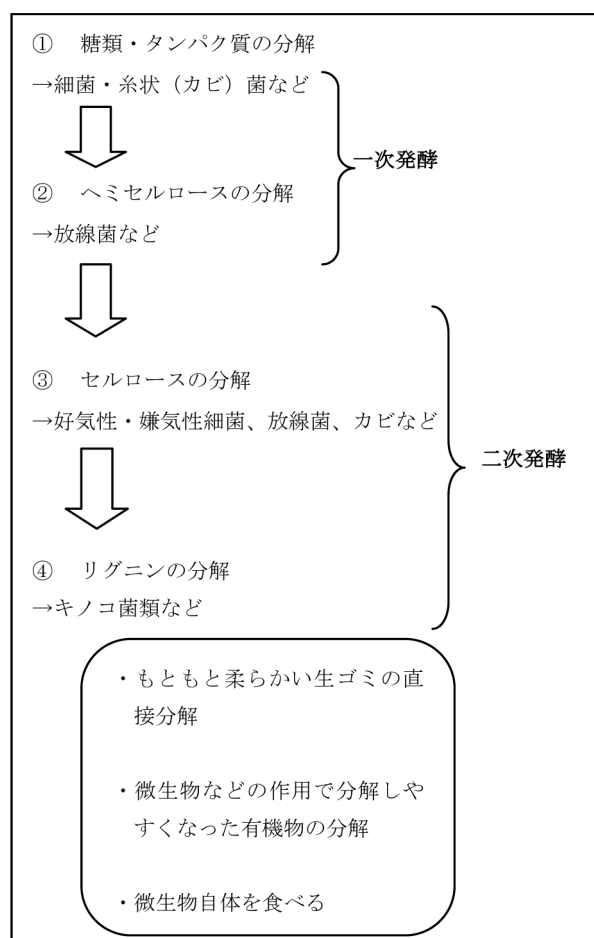


図 1-4

(2) ミミズコンポストの堆肥化フロー

ミミズには歯がなく、生ゴミなどの有機物をすりつぶして消化

第二章 堆肥化の円滑な進め方と失敗例

2-1 腐敗

(1) 堆肥化と腐敗

堆肥化と腐敗という概念を、人によっては同一視している人も中にはいるであろう。だが、この両者の間には、酸素のあり方と活動する微生物の種類という点で違いがある。

順調に堆肥化が行われている状態では、空気のある環境がしっかりと確保され、好気性微生物によって分解が順調に勧められている。また一部には、空気が不足している環境も存在するが、このような環境では発酵型の嫌気性微生物によって分解が行われている。このように、良い堆肥は、酸素がある環境と不足している環境が上手く併存している。

しかし、水分過剰などの影響により土壌全体が空気不足に陥ると、好気性微生物にとって好ましくない状態となり、全体的に微生物の活動が低下してしまう。よって、炭水化物やタンパク質の好気性分解が進まず、これらの有機物を嫌気性分解する酪酸菌などが発生し、強い悪臭を出す。また、これらの菌は植物の生育障害を引き起こす物質でもある。その他にも嫌気性の硫酸還元菌、メタン生成菌などの腐敗菌の活動が活発化し、硫化水素やメタンなどの悪臭物質やその他毒性物質を発生させる。

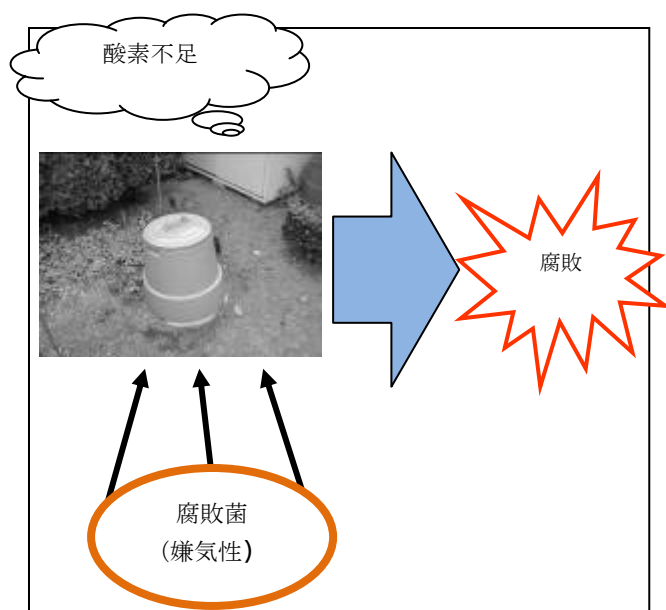


図2-1

(2) 水分含有量

腐敗を引き起こす原因として、主に関係してくるのがコンポスト内の水分含有量である。前述のように、堆肥化においては、活動している微生物の大半が好気性微生物である。そのため、コンポスト内の含水率が高いと好気性微生物が働かず、生ゴミがいつまでもベトベトした状態になり、最終的には上に示した腐敗状態に陥ってしまうのだ。

このような事態を引き起こさないためには、含水率を60パーセント以下の状態に保つことが重要である。目安としては、生ゴミや堆肥を強く握りしめたときに、水気を感じる程度がちょうど

良い状態と言える。反対に、水が滴り落ちたりする場合は水分過剰といえる。

(3) 対策

① 攪拌

コンポスト内の水分調整を行う中で、最も手軽な方法の一つが攪拌であろう。コンポスト内は、毎日発生する生ゴミを連続して投入されるため、新しい生ゴミの分解で生じる水分が下部に溜まりやすい。そのため、攪拌を行い、適度な空気を入れることで水分を蒸発させる、あるいは均一化させることが必要になってくる。

攪拌は、コンポスト内の上部と下部における分解の均一化や、好気性微生物の酸素補給のためにも重要で、堆肥化を進める上で、「必ず行わなければならないこと」でもある。言い換えれば、堆肥化を行う上で「必要不可欠な手間」ともいえる。したがって、コンポストを持つ人にとっては、いつもの手間を行う、あるいはいつもより少し手間をかけるだけで水分調整ができてしまうということになる。

② 枯葉

枯葉を投入することも、代表的で手軽な水分調整方法の一つである。乾燥しているので水分を吸収し、またミネラル分が含まれていることから、微生物の良い餌ともなる。枯葉だけでなく、おが屑や乾燥した土なども水分調整に有効である。このような乾燥、かつ栄養分を含んでいるものを入れることは、含水率を下げるための代表的な対策であるが、デメリットも存在する。

まず、おが屑や枯葉であるが、これらは炭素率が高いという特徴がある。そのため、もともと炭素率が高くなりがちな家庭コンポストに投入すると、分解を遅くしてしまう可能性がある。次に乾燥した土だが、その粒子の小ささから、生ゴミの組織に入り込んで空気の流通を妨げてしまうことがある。特に、水分含有量が極めて多い場合に、少量の土を加えると嫌気状態を作り出すことがある。

したがって乾燥材料を入れる際は、コンポスト内の分解の速度や、いつも投入している生ゴミの種類を考慮しながら、投入量を調節することが必要だ。明確な目安はないが、「家庭でつくる生ゴミ堆肥」(農文協、藤原俊六郎監修)によると、枯葉は投入する生ゴミの容積と同等以下、乾燥した土は半分以下が良いとされている。

③ 新聞紙や自然乾燥

新聞紙などで包むことや、直接日光にあてることで適度に含水率を調節する方法もある。新聞紙で包んだ生ゴミに関しては、そのままコンポストに入れても良いという利点もある。しかし、カラーインクは重金属を含んでいる場合があるため、カラーコピーを使った広告は避ける必要がある。また、日光による自然乾燥に関しても、ハエなどが寄る可能性がある。

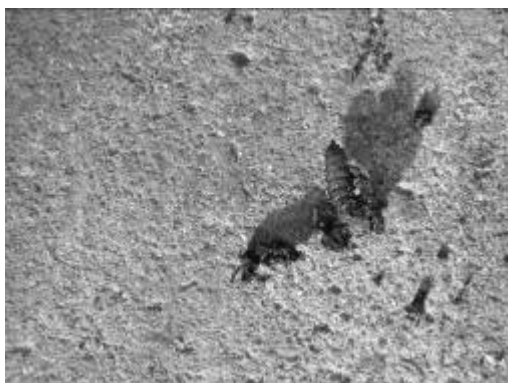
2-2 不害虫などの大量発生

(1) 発生原因

ウジ虫やアメリカミズアブなどの不快害虫は、消化官が短く、腐敗臭などの臭いに誘引されるという特徴がある。そのため分解が比較的しやすく、臭いが強い肉類などのアミノ酸や糖類を好む。特に水分が多いものや、腐敗状態に近いものは大好物である。したがって、コンポストへの肉類の投入や、上記2-1で紹介した水分過剰などが発生原因としてあげられる。

(2) 対策

害虫対策は様々なものがあるが、代表的なものとしては、石灰のアルカリ効果によってウジ虫を駆除する方法、生ゴミの上に土などを載せてハエなどを誘引する臭いを抑える方法などがある。また、水分調整などによって、高含水率を好むウジ虫にとって好ましくない環境をつくるという方法もある。



※アメリカミズアブの幼虫

2-3 未熟コンポスト

(1) 原因

未熟コンポストの発生原因は、大きく二つあると考えられる。一つは、1-3で説明したように、炭素率の高さである。炭素率が高いと分解速度が遅くなり、分解が不十分な状態で、持ち主が土壌に混入してしまう危険性がある。もう一方の原因としては、水分過剰などによる腐敗化があげられる。腐敗化が進むと好気性微生物の分解が鈍化し、未熟コンポストを作り出してしまふのだ。もし、この状態が改善されなければ、2-1にもあるように完全に腐敗状態となってしまう、使いものにならなくなってしまう。

(2) 対策・見分け方

これらの対策としては、単純であるが、攪拌などの環境調整を

行いながら、しっかりと熟成させることが重要である。水分過剰などの腐敗化が進行している場合は、上記にあげた水分調整などを行えば良い。ただし、腐敗化があまりに進行している場合は、殺虫や殺菌処理が必要で、コンポストの中身も堆肥として扱えない。

未熟コンポストであるかどうかの見分け方は、堆肥の外観と臭いで判別できる。正常に堆肥となっているものは、生ゴミなどの有機物の形がわからなくなっており、色も黒褐色になっている。加えて、アンモニア臭のような不快な刺激臭もしない。もし、臭いの判別がつかない場合は、堆肥をアルミホイルの上に少量のせて、火で少々あぶってみると良い。未熟コンポストの場合は、刺激臭があるはずだ。また、時間は要するが、確実なものとしては、植木鉢などを使って実際に小松菜などを植えて実験してみるという手段もある。

第三章 堆肥化システムの種類と自治体の取り組み

3-1 生ごみ処理機の種類

生ごみを堆肥に変える装置の種類は様々にある。

ミミズを用いた「ミミズコンポスト」、段ボールを使って室内で好気性微生物による分解で堆肥化する「段ボールコンポスト」、自動で攪拌しながら加熱し、生ごみを乾燥させる「電動生ごみ処理機乾燥型」、コンポストと同じ好気性微生物による分解が自動でできる「電動生ごみ処理機」などがある。

3-2 メリット・デメリット

上記以外にもたくさんの微生物や発酵を利用した堆肥化の仕組みがあるが、ミミズや段ボールを用いたコンポストは経費もかからず簡単に始める事ができる。コンポストの中身を管理したり、慣れないうちは試行錯誤したり手間に感じたりする事もあるだろうが、継続して堆肥化する事を前提に考えると最も安価で環境への負担がない。電動生ごみ処理機は手軽だが購入費用が4-6万、電気代が毎月200円-1000円程度かかる事、またエネルギーを使う事を考慮すると本来の「環境への配慮」という目的から逸脱する。

生ごみ堆肥化を持続可能なものとするためには電動式に頼らず自然の力を利用したコンポストを使用する事が望ましいと考える。

3-3 自治体の補助

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法への対応が進み、次の資源化・減量化のターゲットは可燃ごみの4-5割を占める生ごみである。これまでも、一戸建て住宅の住民を中心にコンポスト容器購入に対する補助を行ってきたが、最近では電動式の生ごみ処理機に対する購入補助を行う自治体もかなりの数にのぼる。

	生ごみコンポスト化推進	
自治体	各家庭への支援	補助・斡旋金額
千代田区	生ごみ処理機のあっせん、将来的に共同回収検討	1世帯につき、生ごみ処理機購入金額の2／3の金額を3万円を限度として補助
中央区	なし	
港区	コンポスト容器、生ごみ処理機購入の一部助成金	一世帯につき、1台の生ごみ処理機等本体の購入費用(消費税込み)の2分の1(100円未満切捨て)で、20,000円が上限
新宿区	1993年から生ゴミ処理機のあっせんを開始し、146件の実績があるが、2004年廃止	
文京区	常時ではなく18年度に希望者40名にコンポスト容器を斡旋した時期あり	地上型(100L)5800円、ベランダ型(18.3L)2つ一組5400円
台東区	生ごみ処理機等購入助成	コンポスト容器:1万円限度、生ごみ処理機:2万円限度、補助率:1／2
墨田区	生ごみ処理機4種類、生ごみ処理容器9種類斡旋	2000～7000円程割安
江東区	コンポスト、生ごみ処理機の斡旋	9種類から選べる
品川区	電気式家庭用生ごみ処理機購入の助成	本体購入価格の3分の1(ただし、6万円を超える場合は、2万円限度)
目黒区	なし	
大田区	平成13～15年まで生ごみ処理機の斡旋あった	
世田谷区	家庭用生ごみ処理機、コンポスト購入費補助制度、斡旋	8,000円を上限として、購入経費(消費税含む)の2分の1(100円未満は切り捨て)
渋谷区	生ごみ処理機購入費の助成・コンポスト容器の斡旋	購入費(税込み)の2分の1(上限2万円)
中野区	生ごみコンポスト化容器の斡旋	
杉並区	コンポスト容器・家庭用生ごみ処理機の購入費補助	コンポストはあっせん価格の半額、生ごみ処理機は購入費の半額程度を補助金として補助

豊島区	コンポスト化処理容器、電動生ごみ処理機の斡旋	定価2～3割程度で購入可能
北区	なし	
荒川区	なし	
板橋区	生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費の一部助成(200台)	購入価格(税込み)の2分の1まで(100円未満切り捨て)。ただし、上限は9000円。
練馬区	コンポスト化容器斡旋	一世帯につき、1台の生ごみ処理機等本体の購入費用(消費税込み)の2分の1(100円未満切捨て)で、20,000円が上限
足立区	生ごみ処理機、コンポスト化容器助成金	生ごみ処理機・コンポスト化容器の本体価格(税込)の1/2。(ただし、100円未満は切り捨てとし、1台あたりの補助金額の上限は2万5千円)
葛飾区	生ごみコンポスト、生ごみ処理機の斡旋	
江戸川区	国の調査によると生ごみ処理機を購入した人の約4割が途中で使用をやめてしまったという調査結果があり、その主な理由は「生成物がすぐに利用できない」「臭いが耐えられなくなった」「ハエなどの虫が発生する」というように回答している。生ごみ処理機を上手に使いこなし、生ごみの減量やリサイクルを継続して行うためには、堆肥に関する知識や堆肥化の手法の習得が重要。こうしたことから江戸川区では、機器購入の助成方法ではなく、堆肥に関する正しい知識や生ごみ堆肥化のいろいろな手法を区民にお知らせし、生ごみのリサイクルや生ごみ減量の普及を行うことが行政の役割だと考えている。	

(各23区ホームページより引用)

3-4 経済性

東京 23 区の中で、18 区が生ごみ処理機（コンポスト）への補助・斡旋を行っている事がわかった。助成金額上限は2～3万円程度だが、このように自治体が費用の補助を行う背景には、環境への意識の高い住民からの要望だけでなく、自治体の財政難の中で補助金を出してでも減量化によるごみ処理経費節減への期待があるといえる。しかし、処理機の十分な普及に至っていないため、可燃ごみの収集運搬体制・効率を改善することにはつながらないのが現実である。

ごみ処理の有料化を実施する自治体が増えてきているが、その処理手数料の徴収額が低いままでは、生ごみ処理機を購入し減量化と排出量削減を行っても私たち住民にとっては実質的な費用負担が増えていることになる。

家庭菜園自分が作った堆肥を使えたり、可燃ごみを出す時に生ごみが少なく快適にごみが出せたりというメリットがあるから、コンポストを使用し生ごみ堆肥化を続ける人がある。環境への意識が高く堆肥化に取り組んでいる人もいだろう。堆肥化するより可燃ごみとしてすべて捨てる方が安価であると多くの住民が感じれば取り組む人は一向に増えないだろう。住民への普及をさらに拡大するためには、個人が排出するごみの量を削減した人は、それをしない人より更に低コストになる工夫が必要である。個人の満足のみならず、社会に影響を与えるためには多くの住民の取り組みが必要となってくる。

第4章 コンポスト利用の環境への影響

4-1 環境への影響

生ごみの堆肥化による環境への影響は、大きく分けて二つある。第一に考えられる影響は、環境負荷削減である。『可燃ゴミ』としての生ゴミを減らすことは、様々な環境負荷に関係してくるのだ。第二に考えられるのは、土壌への影響である。生ゴミの堆肥化は、土に有機物を返すということでもあるが、それは現代の農業にかけているものでもある。

この章では、堆肥化の環境への影響がどのように重要なのかをみていく。

4-2 生ごみ堆肥化と環境問題

堆肥化による環境への影響として、まずあげられるのがCO2などの排出量削減であろう。特に、焼却炉への負担軽減、そして運搬による排出量削減の効果が大きいといえる。

家庭可燃ごみの3～5割を占めているのは生ごみである。（各23区ホームページより）もし、全ての生ごみを各家庭で堆肥化を行えば、焼却炉に回すゴミの量が、単純に3～5割も減らすことができる。つまり、焼却する量と可燃ゴミを運搬する量が、その分だけ減り、環境負荷を削減できるのだ。例えば、可燃ゴミの生ゴミの割合が5割あり、回収を週に2回行っている地域は、それを1回にすることできる。

また、生ごみの70～80%は水分である。そのため、可燃ゴミとして処理した場合、非常にかさばってしまう上に、燃えにく

い物質でもある。よって、回収・運搬そして焼却においては、エネルギーの消費量が高く非効率なゴミともいえる。つまり、生ゴミを減らすことは、ゴミ処理にかかるエネルギーと環境負荷を削減することでもあるのだ。

この他にも、ダイオキシン発生の防止にも効果があること、発電効率の向上、白煙防止になるなど、生ゴミを削減することによって様々なメリットが生まれる。

これらのことからわかるように、コンポストによる生ゴミ堆肥化は、工業的に行われる環境対策のように大規模設備の必要がない家庭で実行できる温暖化対策なのだ。



図4-1

<参考；生ゴミの水分>

生ゴミは水分が多く、運搬や焼却に非効率であると上記にも述べたが、その含水率の高さをよくあらわしたものを、参考までに図4-2に示す。これは、同じコンポストの中身を、2009年12月17日と12月27日に撮った写真である。尚、このコンポストには、同年の12月16日以降新しく生ゴミを投入していない。

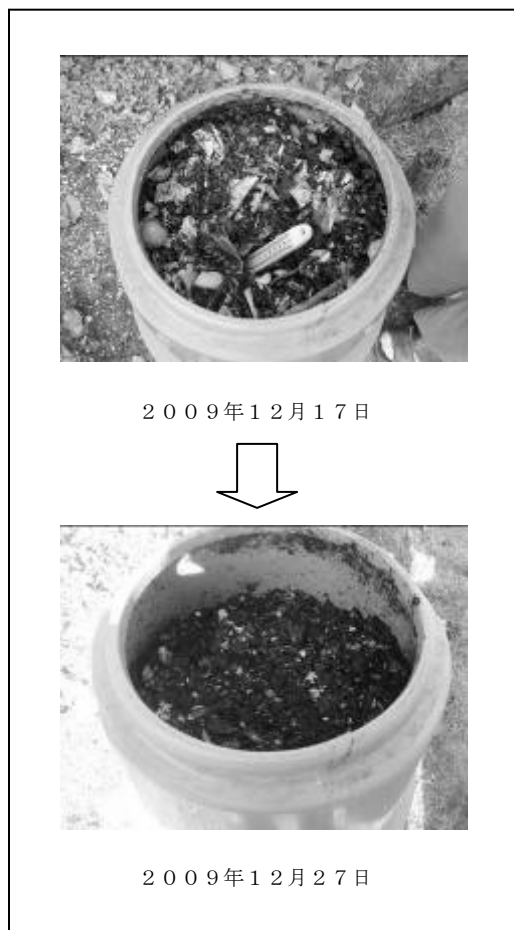


図4-2

4-3 失われている栄養素と堆肥化

近年、土壌の栄養分が枯渇化してきている。それが私たちにどのような影響があるかを一言で表すと、「野菜の栄養分が減少している」ということだ。

堆肥などの有機農法によって作られた野菜に比べ、スーパーマーケットなどで販売されている普通の野菜は、見た目はきれいでも野菜らしい味があまりしない、と感じられることがある。これは実際にデータによっても証明されている。

北海道立中央農業試験場が、ホウレン草のビタミンCの含有率を調査したデータによると、ほうれん草 100g 中のビタミンCの量が 1950 年は 150mg、1963 年は 100mg、1982 年は 65mg、1994 年は 8mg となっている。したがって、このデータによると 1994 年のホウレン草は、1950 年のその約 5%しかビタミンCが含まれていないことになる。

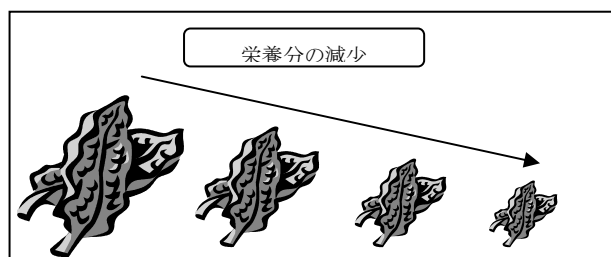


図4-3

その主な原因は土壌にある。土地を長年にわたって使い続けるためには、土壌と有機物の循環が必須である。しかし、現代の農業は利益や効率が優先され、ほとんどの共同農場で、本来されるべき土壌のメンテナンスが行われていない。現在の土壌は、化学肥料を用いられているが、結果的に3つの主要素（窒素、リン酸、カリウム）と、わずかなカルシウムが補給されている程度である。それによってカロリーと水と繊維質に富む植物は育つが、そこには私たちに必要な栄養素がほとんど含まれていないのだ。この状態は、わずか 60 年ほどの間に起こっていることだが、年々悪化している。

しかしながら、こういった状況も堆肥化で解決できるのだ。なぜなら堆肥化とは、本来されるべき有機物の循環システムを大きく担うものだからである。それは、『土から得たものを土に』という単純なメカニズムではあるが、その意義は非常に大きい。

<参考；化学肥料による弊害>

化学肥料による土壌への悪影響を、「コンポスト化の考え方と実践方法」の引用を用いて、下記に示す。

具体的にみてみますと、化学肥料に含まれるアンモニアやカリは陽イオンですが、それらに対応する量の陰イオンを必ず含んでいます。中でも硫酸や塩素などのイオンは土壌中の水に溶解込み、各種の養分を流亡させる要因にもなってきます。

[中略]

化学肥料のうち、硫酸や塩化カリは土壌中のアンモニアやカリが作物に吸収されたり土壌に吸着されたりすると、硫酸イオン、塩素イオン等の陰イオンを残すことになります。

[中略]

さらにアンモニアが硝酸化成作用を受けて硝酸態になれば、硝酸イオンも加わった形で陰イオンが土壌に吸着されている微量元素のカルシウム、ナトリウム、マグネシウム等に結合し、雨水と共に流れ去ります。そしてカルシウム、マグネシウム等のなくなった後の土壌は水素イオンが増加し、酸性化されるというわけです。（土田優二、1998、p.28-29）

つまり、化学肥料を使用することによって微量ミネラルが雨水などで流されてしまい、土壌や作物の栄養素が失われる上に、土壌の酸性化が起こってしまうのだ。

4-4 その他のメリット

この他にも堆肥化によるメリットは、可燃ごみの収集日まで保管していた生ごみによる悪臭が削減できること、カラスなどにゴミを荒らされることを軽減できることなどがある。特に「カラス問題」に関しては、市町村の自治体が頭を悩ませているものの一つでもある。よって、コンポストが普及すればゴミ処理費削減と同時に、カラス対策にかかっていた費用も削減できてしまうのだ。

第5章 我が家のコンポスト

5-1 目的

この章では、実際に我が家のコンポストを考察することで、堆肥化を挫折する人が多い中で何故我が家は10年以上続けられているのか、堆肥が土壌や植物に与える影響はどのようなものか、そして実際にどれだけ環境負荷を削減しているのかを検証していく。

5-2 我が家のコンポスト

私の家では、プラスチック製の容器を用いたコンポストが3つ存在する。ここでは、この3つのコンポストを簡単に紹介する。便宜上、この3つのコンポストをそれぞれA・B・Cと呼びわたる。また、いずれのコンポストも、1章で述べたミミズコンポストに非常に近いものである。

① コンポストA

我が家で使われている2つの内の1つ。家庭菜園の近くにあり、日当たりは良い。2009年12月15日まで実際に生ゴミを入れて堆肥化を行っていた。現在（※2009年12月31日時点）は熟成期間にあり、攪拌などの環境管理がされながら、堆肥化が行われている。今後3～6ヵ月ほど熟成期間として置かれる予定である。

② コンポストB

我が家で使われている、もう一方のコンポスト。倉庫の隣にあり、日当たりはAほどではないが、良好である。Bは、熟成期間にあるとして2009年の11月28日まで6ヵ月間ほど置かれていた。しかし、便宜的に前者をコンポストA、後者をコンポストBとする。2009年12月31日現在では、中にあった堆肥を全て取り出し、12月16日から生ゴミを入れて始めている。

③ コンポストC

祖父母が主に使っているコンポスト。日当たりはAとBに比べると少なく、木の日蔭当たりやすい場所にある。このコンポストは、主に祖父母が使用しているため、考察にはほとんど使用していない。コンポスト内の状況は、ほぼ堆肥化が完成している状況である。

5-3 継続する理由

臭いの問題、不快害虫の発生、腐敗など、自然型のコンポストは上手く堆肥化できないことや、挫折してしまうことが多い。では、なぜ我が家は10数年以上も続いているのか。その理由を検証していく。

（1）庭などの環境的要因と容器の種類

まず考えられる要因としては、庭があること、そして庭自体にある程度の広さがあるということがあげられる。ベランダや狭い庭などで堆肥化を行う場合、ハエなどの害虫が家の中に入ってしまう、苦痛に感じる人もいるだろう。その点、我が家はコンポ



※上からコンポストA・B・C

ストを庭に設置しており、容器と建物はどれも最低1m以上は離れている。そのため、少しの小バエなどがコンポストに寄ってきても、家の中に入ってくることはないので、精神的な苦痛を受けないで済む。

次に考えられることは、容器の種類である。庭にコンポストを設置しているので、我が家では底なしのプラスチック容器を用いている。プラスチック容器は水はけが悪いが、底なしなのである程度の水分は下部へと移動し、土へと排出される。そのため、季節にもよるが、攪拌を1～3日行わなくてもコンポスト内の状態が劇的に悪化するということはない。

（2）肉・魚類などの動物性蛋白質を入れないこと

動物性蛋白質を極力入れていないことも、大きな要因であろう。第2章の2-2で述べたように、ウジやアメリカミズアブの幼虫などは、消化器官が短いことから動物性蛋白質など分解しやすい有機物を好む。また、動物性蛋白質は窒素含有量が多いこともあって、発酵中にアンモニア臭などの刺激臭を出し、不快害虫を誘引してしまうのだ。臭いと不快害虫が原因となって、近隣の住民とトラブルが起こってしまうこともあるだろう。

実際に、祖父母がコンポストを始めたばかりのときは、発生する生ゴミ全てをコンポストに入れていたため、そのような問題も

あったようだ。その反省から、我が家では動物性蛋白質はコンポストに投入していない。結果、それが臭いと害虫対策に役立っているといえる。

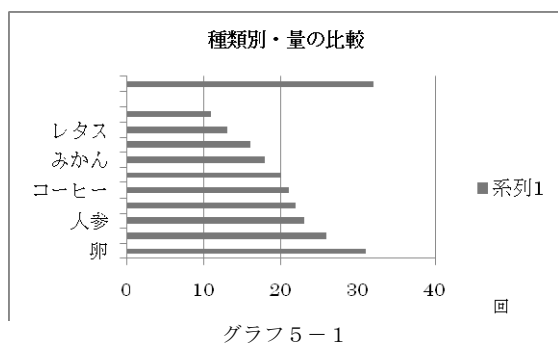
(3) ミミズ

ミミズが非常に多く生息しているということも、続いている要因と考えられる。ミミズが移動の際に穴を掘ることで、それが空気の通り道になり、堆肥に酸素を供給できる。言い換えれば、人間が攪拌を行う作業を手助けしてくれているともいえる。

分解者としても優秀なミミズは、微生物が分解したもの・微生物自体・生ゴミなどの有機物本体を食べることで、不溶性だった栄養素を可溶性へと変換する。つまり栄養素が、植物にとって吸収しやすい形に変えてくれるのだ。加えて、その糞自体も水をよく吸収し、かつ水に浸かっても崩れにくく、良質な団粒そのものである。また、一日に食べる有機物の量も、自分の体重の半分から同程度なので分解するスピードも上げてくれると考えられる。したがって、ミミズが多く生息していることで、堆肥化がスムーズに、かつ質の良い堆肥が作られているのだ。

(4) コーヒーと茶葉

コーヒーと茶葉も要因の一つであろう。私の家族は、私を含め緑茶やコーヒーをよく飲むので、コーヒーの出しガラは、ほぼ毎日生ゴミとして発生する。現に、コンポストに入れる生ゴミの内容をメモし、どの生ゴミが頻繁に投入されているかを数えてみると、茶葉（コーヒーを含む）は第一位であった。投入の仕方としては、普通の生ゴミを先に投入し、その上に被せるようにして入れている。そうすることでハエなどを誘引する臭いを防止することができるのだ。



生ゴミ	登場回数
卵	31
大根	26
人参	23
リンゴ	22
コーヒー	21
キャベツ	20
みかん	18
ブロッコリー	16
レタス	13
パナナ	11
茶葉	32

表 5-1

(5) 卵の殻

骨などのカルシウムがなかなか分解しにくいように、卵の殻も分解には時間がかかる。そのため、少しでも分解されやすいようにと、卵の殻を砕いてコンポストに投入する人もいるだろう。しかし、我が家では殻を敢えて砕かないで投入している。その理由は、以前祖父が卵を砕いて投入し、堆肥化を行ってみたところ、「ベトベトの状態」になってしまったからだ。それ以降は殻を砕かずに投入しており、堆肥化も順調に行われている。

このことから私は、卵の殻を砕かずに入れることによって、コンポスト内に酸素供給が行われていると推測した。そして、このことが我が家のコンポストが続いている、一種の秘訣だと感じている。以下に私の推測を示す。

① 卵の殻とミミズによる酸素供給

卵の殻は、コンポスト内に投入され、上に堆肥や土を被せられても、その形状上の理由から殻の中に空気を含んでいる可能性が高い。そして、そこにミミズが来て、卵の内側についている卵白などを分解している微生物や、その微生物が排泄したものを食べる。上記の(3)でも述べたように、ミミズが通ると、そこは空気の通り道にもなる。したがって、ミミズが卵の殻を行き来し、堆肥の中を移動するだけで、殻からの空気が堆肥中に供給されるのだ。

おそらく祖父は、コンポスト内の攪拌を下部まで充分に行っていなかったのだろう。そして、意図的にはないが、その分の環境調整不足をミミズと卵の殻の働きによって補っていたと考えられる。したがって、殻を砕いて投入したことによって、十分な酸素が行きわたらなくなり、含水率が高くなって腐敗化したのだ。

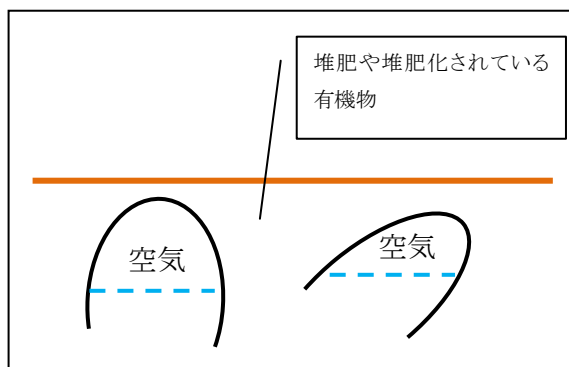


図 5-1

5-4 考察；土壌と植物への影響

我が家のコンポストで作られた堆肥を用いて、実際に堆肥が植物に対してどのような影響を与えるかを考察した。

(1) 目的

完熟した堆肥、未熟堆肥、普通の土を用いて、堆肥と未熟堆肥が植物に与える影響を検証する。

(2) 方法

堆肥途中のコンポストAの中身、堆肥化がほぼ終わったコンポストBの中身、堆肥化がほとんど完成しているコンポストCの中身、化学肥料も何も入れていない普通の土（D）の4つを用いて、それぞれ別々の植木鉢に敷き詰める。植木鉢の底には、ナメクジなどの害虫が下から侵入しないように、みかんのネットなどを敷いた。ちなみにAは、出来る範囲まで掘り返し、Aのコンポスト内で分解がある程度進んでいと思われる下部の方を使用した。

次に、堆肥と土が入った植木鉢の中に、菊の苗を植えて一ヶ月間育てる。Dの普通の土に入れた苗を基準として、一ヵ月後に菊がどのように育つのかを比較する。具体的には苗の高さ・葉の広がり、根を植えた日と観測日に計り、比較する。また、茎の太さも計り、各植木鉢の比較を行った。

尚、コンポストA・B・Cの堆肥を扱ったもの、普通の土を扱ったものをそれぞれ、便宜上の理由から『植木鉢A・植木鉢B・植木鉢C・植木鉢D』と呼ぶ。



※左からA・B・C・D

（3）結果

結果は、未熟コンポストAを使用したものは生育障害が起きていた。Bの方は良好に育っており、菊の葉の広がり方や、根を含めた全体の長さ、成長の度合いなど、全体的に一番であった。CはDよりは育っているが、Bほどではなく、やや良好という程度であった。しかし、茎の太さを見ると全体的にCの方が太くなっていた（表4-3参照）。また、葉の色を観察したところ、BとCは濃い緑色をしているのに対して、AとDは色が薄く、葉によっては少し黄色がかった色をしていた。



※左上がA、左下がB、右上がC、右下がD

植木鉢	苗の種類	根を除いたおよその高さ(cm)		およその横幅・葉の広がり(cm)	
		植えた日 (11/28)	観測日 (12/29)	植えた日 (11/28)	観測日 (12/29)
A	①	2	3	2.5	4
	②	2	3.5	1.5	2
B	①	3.5	8	4	9
	②	3	7	3	8
	③	2	6.5	2	6.5
	④	2.5	4	1.5	6
C	①	1.5	2.5	3	4
	②	1.5	3	4	6
	③	3.5	6	2	8.5
	④	3	5	1.5	5.5
D	①	2.5	3.5	3	4
	②	2	4.5	2.5	4
	③	2	4	2	4.5

表5-2

植木鉢	苗の種類	根を含めた全体の長さ(cm)	茎の太さ(mm)
A	①	11.5	2
	②	6	1
B	①	14	5
	②	15	5
	③	13	3
	④	12	3
C	①	7	2
	②	8	2
	③	15	5
	④	10	4
D	①	13	3
	②	11	1
	③	10	2

表5-3

（4）考察

結果からわかるように、コンポストによる堆肥化が植物の成長に与える影響は非常に大きいと言えよう。そして同時に、それは土壌の環境が良くなっている証拠でもある。反対に、未熟コンポ

ストを用いた植木鉢Aには生育障害が見られ、Dの植木鉢よりも状態が良くなかった。このことから、未熟コンポストの有害性が明確になったと同時に、コンポスト内の環境調整の重要性がわかる。

5-5 生ゴミを削減することの環境負荷

生ゴミをコンポストに入れ、堆肥化を行うことで実際にどれだけ環境負荷を削減できるのだろうか。昨今では、カーボンニュートラルの概念から生ゴミ自体を燃やしても、地球全体のCO₂排出量は増えないといわれている。しかし、単純に生ゴミの削減によって可燃ごみの量が減ること、含水率の高い生ゴミを減少させることは、ゴミ焼却を効率的にさせる。したがって、生ゴミを焼却炉に回すことは、その分のエネルギー負担がかかるため、結果的にCO₂排出量を上げていることになる、私は考える。

しかし、カーボンニュートラルの概念もあり、「生ゴミ」単体を焼却することで排出されるCO₂量についての計算や係数は、残念ながらなかった。よって、ここでは環境省の環境家計簿を「可燃ごみ」の排出係数を用いて、生ゴミを堆肥化することによるCO₂の排出削減量をみてみる。

(1) 方法

環境省の環境家計簿によると、可燃ゴミの1キロ当たりのCO₂排出係数は0.84。これを、我が家がコンポストに入れている生ゴミの量に乗じることによって、環境負荷をどれだけ削減しているかをみる。また、このデータから、東京都内の住宅世帯が堆肥化を行った場合のCO₂排出削減量を計算する。尚、生ゴミのデータ採集期間は2009年9月16日から12月15日の3か月間である。

(2) 計算

$$\begin{aligned} \text{①} \quad & \text{3か月間の生ゴミ量} \times \text{排出係数} = \text{3か月間のCO}_2\text{総排出量} \\ & 33.856 \text{ (kg)} \times 0.84 \text{ (kg-CO}_2\text{/kg)} \\ & = 28.43904 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②} \quad & \text{総排出量の1か月当たりの平均} \\ & 28.43904 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \div 3 = 9.47968 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③} \quad & \text{1年当たりの総排出量} \\ & 28.43904 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \times 4 \\ & = 113.75616 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{④} \quad & \text{東京都に在住する世帯すべてが、堆肥化を行った場合} \\ & \text{※世帯数が5,879,636世帯、世帯当たりの人員が2.14人} \\ & \text{(平成17年国勢調査より)。我が家は4人家族なので、今回は我が家の年間当たりの総排出量を2で割って計算する。} \end{aligned}$$

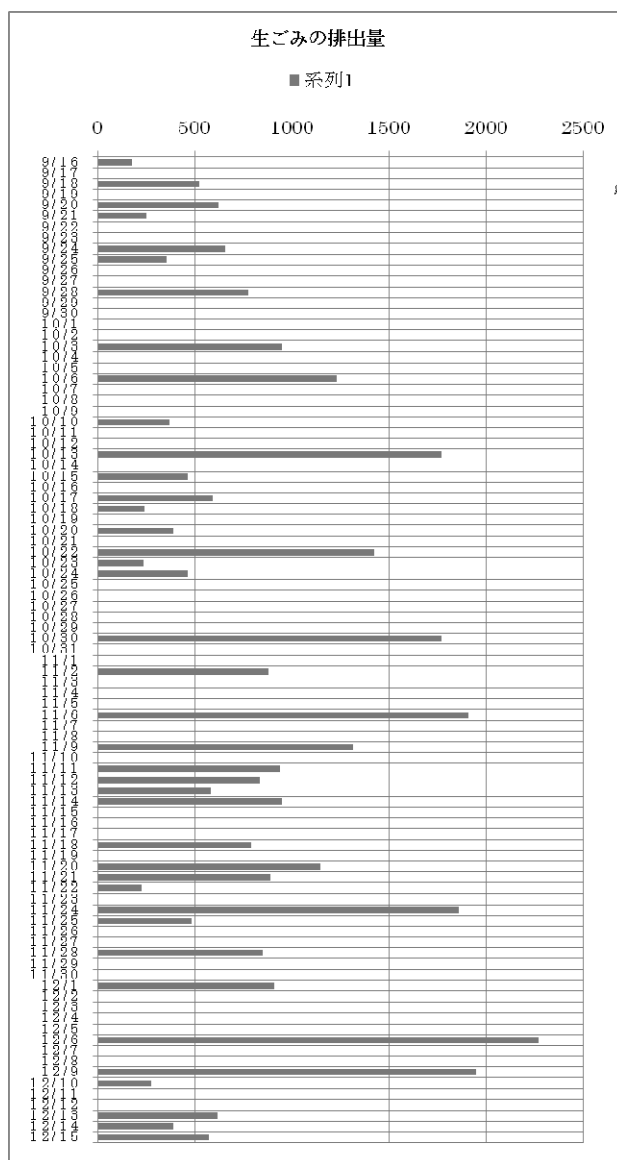
$$\begin{aligned} & 113.75616 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \div 2 \times 5,879,636 \\ & = 334,422,406.778 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \\ & = 334,422.406778 \text{ (t-CO}_2\text{)} \end{aligned}$$

(3) 結果

上記にもあるように、我が家の3か月間のCO₂の総排出量は約28.4kg-CO₂であった。これを1か月当たりの排出量に直すと約9.5kg-CO₂、1年当たりだと約113.7kg-CO₂である。そして、もし東京都に在住する世帯すべてが堆肥化を行った場合、約334,422t-CO₂ものCO₂が削減できるのだ。

(4) 考察

上記の計算により、堆肥化を行うことで環境負荷がどれだけ削減できるかが、わかった。しかしながら、結果からもわかるように、1世帯が堆肥化を行ってもその排出削減効果は非常に小さい。単純計算ではあるが、結果の④からもわかるように、堆肥化が大規模な排出量削減に寄与するためには、多くの住民の取り組みと協力が必要だ。



グラフ5-2

第6章 結論

コンポストで生ごみを堆肥に変える事によって、収集運搬・焼却エネルギーが節約できる事がわかった。生ごみは水分が 70～80%なので、焼却する際によりエネルギーが多くかかる。その生ごみを減らす事ができれば莫大なエネルギーを削減できるのだ。燃やすごみが少なくなればそれだけ二酸化炭素などの煙も削減する事が可能である。もしコンポストが普及し、各家庭で実行する事ができればごみの回収回数も減ってくるだろう。するとごみ収集にかかるエネルギーも節約でき、回収車からの排気ガスも削減できる。

コンポストを利用するもう一つのメリットは第4章でも見たように、そのままの土で作物を育てるより、コンポストを用いて堆肥化した土壌を使って育てる方が、とても成長が早く健康的な事が実験で明らかになった。野菜の栄養分が減少してきている問題は、まず土を健康にする事から始めていくべきだ。これがごみを少なくしてできる副産物だとしたらとても大きなメリットである。他にはごみ出しの時のカラス問題の改善など町を清潔に保ち、回収日までの生ごみの保管の不快感も解消できる点などがある。

生ごみ処理機についてだが、電動式生ごみ処理機は手軽で、段ボールやバケツで作ったコンポストより楽に堆肥化できるかもしれない。しかしコンポスト実施の大きな目的として、『環境負荷の軽減』があげられる事から、ただ生ごみを減らせれば良いと単純に考えるべきではない。電動式にかかる毎月のエネルギーや、その機械の製造・破棄する際のエネルギーなどを考えると本末転倒になりかねないからだ。よって極力自然型のコンポストを実施する事を推奨する。

これからますます温暖化など地球環境に対して真剣に取り組まなくてはならないと思うが、コンポストを普及するにはいくつか課題もある。

まず、事業系の生ごみの問題だ。企業や外食産業の生ごみ排出量はとても多いので、家庭と同じくコンポスト化してほしいのだが現実的に難しいのが現状だ。提案として、この問題はドイツの生ごみ処理の例を参考にしたい。

ドイツでは既に生ごみリサイクルを社会システムとして構築しており、家庭で生ごみを専用のバケツに分別して出し、回収された生ごみは巨大なプラントで堆肥化されるのだ。日本の事業系生ごみもそれを参考に、生ごみだけきちんと分別して回収し、専用の場所で堆肥化するというシステムを取り込むと良いのではないか。

そして1番の大きな課題はコンポストがあまり住民に知られていない事である。今後自治体が積極的に住民をサポートする形をとらなくては、普及は難しいだろう。生ごみを捨てることを有料化し、ごみを減量している家庭にメリットがあるような仕組み作りが重要となってくると思う。しかし、コンポストの十分な普及に至らない状況では、可燃ごみの収集運搬体制、効率を改善する事にはつながらない。ごみの減量は自治体がとても頭を抱えている問題なので、コンポストを始める初期費用は自治体による補助を手厚くしても、最終的な総費用を考えると問題ではないだろう。

コンポストは各家庭の持ち主の管理能力が一つのカギとなって

くる。第4章でも述べた通り失敗する例もあるが、堆肥化を円滑に行うための知識をきちんと持つ事が大切なので、自治体が無料で講習を開いたり、交流するコミュニティを作ったりする事も必要だ。その他にはコンポスト設置の場所が確保できない・多忙な生活だと続けられないなどの課題が出てくるだろう。しかしあまり気負いせず、最初から大掛かりな装置など準備しないで気楽に始めてみる事が大切である。

まず個人個人が現在の世界の環境について理解し、少しでも自分でできるエコ活動を行う気持ちを持つ事が必要だ。ブームだからと言って「エコバック」を大量に買ったり、「マイ箸」を買ったのに持ち歩かないというような眼先のエコでは意味がない。死ぬまで毎日出ていく生ごみを無理せず、できる範囲でいいからコンポストを使って堆肥に変える事を始めてみてほしい。

参考文献

1. 藤原俊六郎 (2005 年)『家庭でつくる生ゴミ堆肥～よくある失敗 防ぐポイント～』 農文協
2. 木村俊範 (2009 年)『コンポスト化技術による資源循環の実現』 株式会社シーエムシー出版
3. 土田優二 (1998 年)『コンポスト化の考え方と実践方法』 日報
4. 吉野馨子・田村久子・安倍澄子 (1999 年)『台所が結ぶ生命の循環ー生ごみ堆肥化をはじめようー』 筑波書房
5. メアリー・アッペルホフ (2009 年)『だれでもできるミミズで生ごみリサイクル』 合同出版
6. 渡辺弘之 (2003 年)『ミミズ 嫌われものの はたらきもの』 東海大学出版社
7. ジェリー・ミニッチ (1994 年)『ミミズの博物誌』 現代書館

食育の推進で、文化活動は活発になるか

—心身健康な社会創出に向けて—

マネジメント学部 マネジメント学科

岩館 美紅

1. はじめに

経済成長や食糧事情の変化に伴い、日本の平均寿命は著しく伸び、現在では世界一の長寿国になっている。この間、疾病構造も感染症から生活習慣病へと大きく変わり、中でも「悪性新生物(がん)」「心疾患」「脳血管疾患」の三大死因が全死因の6割以上を占めるまでになった。これら生活習慣病の中には、後遺症等が重篤なものも多く、身体機能の著しい低下、寝たきり、痴呆等に至る場合もある。このような背景から、寿命を延ばすだけでなくその“質”が問われるようになり、健康寿命¹⁾の考え方が注目されるようになってきた。

内閣府「国民生活白書」(平成18年)によると、日本における65歳時点での無障害平均余命²⁾は、平成元年から平成16年まで総じて増加傾向にある³⁾。しかし、平均余命から無障害平均余命を差し引いた数値、すなわち入院治療中や寝たきり生活にあたる年数も平成10年から増加しているのである。加えて平均余命の増加率よりも無障害平均余命の増加率の方が小さい。したがって、現在の日本では健康寿命をいかに延ばし、平均寿命との年数差を縮められるかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きな鍵となる。生活習慣病を予防することによって健康でいられる期間は延び、生活の質の向上が図れると考えられる。さらに生活の質を向上させるために、趣味として文化活動への参加を増やすことにもつながるのではないだろうか。

また、趣味がある者は主観的健康感⁴⁾、生活満足感、主観的幸福感において好ましい状態の者が多いことも分かっている。例えば平成11年度のAGESデータ⁵⁾の一部を用いた5年間のコホート研究では、趣味「あり」の者は「ない」者に比べ、認知症を伴う要介護状態に陥らず、健康寿命保持を予測するオッズ比は2.2倍と大きいことが示されている。

長積仁、榎本悟、松田陽一「スポーツ振興とソーシャル・キャ

ピタルの相互補完的關係～ソーシャル・キャピタル研究の視座と可能性～」(平成18年)によると、「人間とスポーツのかかわりは『する・みる・支える・創る・学ぶ・教える』というように多面的」であり、スポーツは「信頼・互酬的な規範・ネットワークという要素を高めやすい」と述べられている。それはスポーツが「する人のみならず、みる人、支える人、創る人、様々な人々が純粋に『感動の共有化』を図りやすい特徴を持っている」と同時に、「私的財としてだけではなく、むしろ非排他性や非競争性に特徴づけられる公共財としての性質を多分に有している」からであるとしている。

これらの研究では、趣味活動と健康、スポーツとソーシャル・キャピタルの関連性が述べられている。しかし、健康状態が趣味活動に及ぼす影響については示されていない。本稿では健康を大きく左右する「食」と趣味活動との関連に着目し、食育の推進によって文化活動は活発になるのか、その可能性を探っていく。趣味活動、健康、ソーシャル・キャピタルの相互関係を明らかにしながら、検証していきたい。

2. ソーシャル・キャピタルと健康との関連

ソーシャル・キャピタルとは、アメリカの政治学者パットナムによれば「協調的な諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった、社会組織の特徴」と定義されている。

ソーシャル・キャピタルと健康との関連を分析したものとして、Kawachiらがアメリカの39の州を対象に、ソーシャル・キャピタルの指標と死亡率との相関を示したものがあり、ソーシャル・キャピタルが豊かな州で死亡率が低いことを示した。その他には、カナダ(サスカチュワン州)の30の保健区を対象にしたものや、日本の都道府県を集計単位とした内閣府の調査などがある。最新の定量的研究によれば、地域レベルのソーシャル・キャピタルと

健康の関係を分析した定量的研究のうち、24 本中 17 本の論文で、ソーシャル・キャピタルが豊かな所ほど健康状態が好ましいという関連が示されている(近藤克則、平成 19 年)。

しかし、地域ごとに集計された健康指標及びソーシャル・キャピタルは、両者とも地域住民の所得分布など、人口構成の影響を受ける。主観的健康感が高齢者ほど低いなど、地域住民の年齢や性別の影響があるかもしれない。そのため、これらの影響をできるだけ除いたうえで関連を評価しなければならない。それをより正確に行なうことが可能な統計手法としてマルチレベル分析⁹⁾が挙げられる。マルチレベル分析によってソーシャル・キャピタルと健康の関係を検証した最初の研究は、近藤克則によるとアメリカの 39 州に住む 144,692 人を対象にした Subramanian らによる分析であるとされている。年齢・性別・人種・所得・健康保険への加入・健康診断の受診・喫煙・婚姻状態などの影響を取り除いても、ソーシャル・キャピタルが主観的健康感に好ましい影響を及ぼしていることが示されている。それを含めて、海外ではマルチレベル分析により地域レベルのソーシャル・キャピタルと個人の健康の関連を分析した論文が 14 本あり、そのうち 9 本が両者の間に好ましい関連を報告している。

また、平成 15 年に行なわれた自記式郵送調査による AGES データ⁷⁾の一部から分析したものもある。人口構成による主観的健康感への影響をみるため、年齢と性別の違いによる差を調整したところ、年齢・性別の違いでは説明できない地域差があると示された。また、等価所得、教育年数、婚姻状態といった社会経済的変数を調整すると地域差は減少するものの、しかし地域差は残った。さらに、年齢・性別・等価所得・教育年数・婚姻状態といった個人要因に加え、地域ごとの等価所得を調整したあとに見られる主観的健康感の地域平均の散らばりと、ソーシャル・キャピタルの関連を分析すると、個人要因を調整しても残る健康状態の地域差の一部は、ソーシャル・キャピタルで説明できることが明らかとなった(近藤克則、平成 19 年)。

このように、数々の研究・分析によって、ソーシャル・キャピタルと健康の関連性が明らかとなっている。主観的健康感個人要因だけでは説明できない地域差を生み、その差の一部がソーシャル・キャピタルである。つまり、個人で健康への取り組みをすると共にソーシャル・キャピタルを豊かにすることによって、良好な健康状態は作りやすいと言えるのではないだろうか。

では、ソーシャル・キャピタルを豊かにするためには何が必要なのだろうか。人との交流の場の一つとして、趣味活動を通じた交流が考えられる。趣味活動がソーシャル・キャピタルを豊かにするものであるとしたら、健康とも関連していると言える。趣味活動、ソーシャル・キャピタル、健康の相関関係を次節において明らかにしていきたい。

3. 高齢者の趣味活動

趣味活動、ソーシャル・キャピタル、健康の関係を、高齢者の趣味活動から検証していきたい。高齢者は、これまでの人生から、健康や芸術に対する意識が蓄積されている。そのため、蓄積された価値観がどのような結果を生み出すのか見ることができると考えられる。

NHK 放送文化研究所「2005 年国民生活時間調査報告書」では、高齢者の生活時間の特徴として、睡眠時間や視聴覚としてのテレビとラジオ、休養している時間の増加が報告されている。また、近年、趣味や余暇活動とそれを通じて期待される知的活動や社会的ネットワークの多寡が、閉じこもりや認知症発症の因子として注目されている。

近藤克則『検証「健康格差社会」介護予防に向けた社会免疫学的大規模調査』の高齢者を対象とした趣味活動や生きがいの種目についての調査⁹⁾によると、趣味「あり」の割合は、65 歳～69 歳では 76.5%、85 歳以上では 52.1%と、半数近くまで減少する。加齢により趣味「あり」の割合が大きく減少する傾向が確認できる。この傾向に対して同書は「単に加齢による生物学的な要因による影響なのか、出生コホート効果⁹⁾によるものなのか、今後の検討が必要である」と述べており、明確な要因は分かっていない。しかし、前述の通り高齢者の生活は睡眠時間が増加しており、家の中にいる時間が増加していると捉えることができる。言い換えれば、外に出る時間が減少しているということになる。つまり身体を動かす機会が少なくなり、それが体力や身体の衰えに繋がると考えられるのではないだろうか。この生活時間の特徴は高齢者全般に当てはまるものであるため、加齢による趣味「あり」の減少傾向は、加齢による生物学的な要因による影響を受けていると考えられる。

次に、その趣味活動の状況を見ていきたい。趣味活動の内容は、男女共にテレビやラジオなどの視聴覚的活動が 90%を超えていた。男女で比較してみると、男性は読書や書道などの文化的活動、園芸や庭いじりなどの園芸的活動の割合が高く、女性はカラオケや楽器演奏などの音楽的活動、手工芸や絵画などの創造的活動の割合が高かった。趣味活動の目的では、介護予防目的よりも、「楽しみのため」「人との交流のため」という心理的側面を重視していた⁹⁾。内閣府(監修)『高齢者の生活と意識—第 5 回国際比較調査結果報告—』によると、高齢者が近所の人たちと交流する方法としての趣味活動の割合は、日本では 25.4%、韓国では 24.1%、ドイツでは 18.5%、米国では 18.1%、スウェーデンでは 15.3%である。他国に比べ日本は高い数値を示しており、人との交流のために趣味活動が大きく関わっていることが分かる。

続いて、趣味活動と心理社会的因子との関連を見ていきたい。心理社会的因子は抑うつ、主観的健康感、生活満足感、主観的幸福感がある。AGES プロジェクト⁹⁾のデータを用いた趣味に関する調査によると、その全ての心理社会的因子において、趣味「あり」の者の方が好ましい状態である割合が高かった(近藤克則、平成 19 年)。つまり、趣味活動をしている者の方が自分自身を健康だと感じ、生活にも満足しており、幸せだと感じているのである。主観的健康感死亡や身体機能低下の予測力を持っていることが分かっており、主観的健康感がよい程、身体機能の低下が遅くなるということになる。また、社会的ネットワークの指標である、友人と会う頻度が「週 1 回以上」においても同様に、趣味「あり」の者が 46.6%であり、趣味「なし」の者の 32.1%に比べると高かったという結果が出ている。前述した、高齢者が近所の人たちと交流する方法としての趣味活動の割合からも分かるように、趣味活動は個人の楽しみのためだけでなく、人との交流

に大きく寄与している。

以上のことから、趣味活動によって人々のネットワークが形成できると言える。趣味活動はソーシャル・キャピタルを豊かにすることが期待でき、ひいては健康状態が好ましいものになるのである。

ところで、健康を大きく左右するのが食である。そこで次節以降で食卓の役割を検証し、食がコミュニケーションにもたらす影響を考えていきたい。

4. 食卓の役割

食というのは空腹を満たすだけ、栄養補給するだけなのだろうか。食卓の大きな役割として、コミュニケーションの場となっていることが考えられる。図1は、食卓がコミュニケーションに占める割合を示したものである。

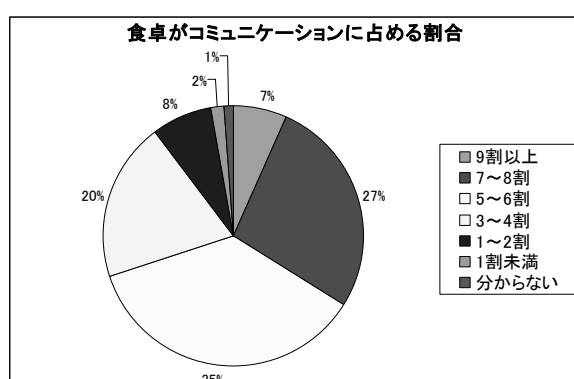


図1 食卓がコミュニケーションに占める割合

資料：リビングくらしHOW研究所

「食卓」がコミュニケーションに占める割合調査 平成19年

注) 調査対象：全国の既婚女性

調査方法：全国のリビング新聞紙面、およびウェブサイトで実施

この調査では、食卓での会話が、家族のコミュニケーション全体においてどれくらいの割合を示しているかを明らかにしているが、それによると、「9割以上」「7~8割」「5~6割」を合算すると約70%となり、家族間のコミュニケーションにおいて、食卓は重要な役割を担っていると言える。また、リビングくらしHOW研究所「夕食時の会話内容調査」(平成19年/全国)によると、家族にとって夕食時は「楽しい会話をする場」79.6%、「諸々の連絡・情報共有の場」76.6%となっている。夕食時の会話内容は「その日の家族の出来事」84.6%、「仕事や学校について」67.3%となっている。小学生未満、小学生の子供がいる家庭では「食事マナー・食べ方」が50%を超えており、食事のマナーを身に付ける場でもあると言える。その割合は中高生の子供がいる家庭では急激に減少しており、食事のマナーはほぼ小学生までに身に付けさせていると捉えることができる。

また同研究所「食卓」コミュニケーションと盛り上がりメニュー調査(平成19年/全国)では、家族でホットプレートで囲むことのできるメニュー、子供と一緒に下ごしらえができるメニューは会話が弾むという結果が出ている。つまり、家族でバラバラのものを食べると会話が弾みにくいと言える。また、1人でご飯

を食べるとコミュニケーションがなく、食事のマナーが身に付けられない。このようなコミュニケーション不足である食卓の様子は、室田洋子氏による調査でも明らかになっている(図2)。

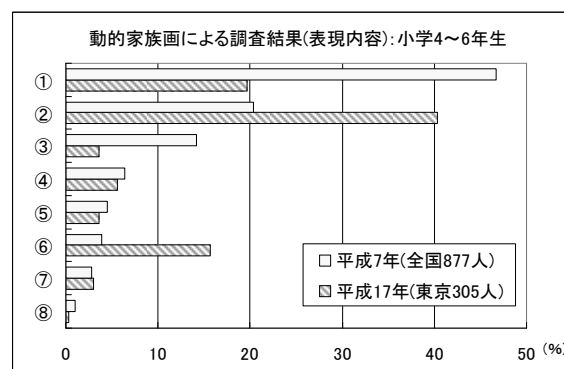


図2 動的家族画による調査結果(表現内容)

資料：室田洋子「動的家族画による調査結果(表現内容): 小学4~6年生」

注) ①コミュニケーション充実型(表情・動きのある人物)

②人間関係貧困型(人マークによる人物)

③意欲希薄型(手なし人物)

④強制感型(人物がいない)

⑤縁辺位型(端っこに1人・孤食と個食)

⑥人物包囲型(包まれていないと不安)

⑦攻撃・強迫型(枠の無視)

⑧人物下線型(自分のみの強調、注目を求める自分)

この調査は全国の思春期前期(小学4~6年生)の子供たちに自宅での食卓状況を絵に描いてもらい、その絵をもとに表現内容で8つに分類したものである。平成7年から平成17年の10年間で変化が顕著になったのは、「コミュニケーション充実型」が半分以下に減少し、「人間関係貧困型」が約2倍に増加したことである。誰かに包まれていないと不安であることを示している「人間包囲型」の増加も著しい。子供の視点からもコミュニケーションが不足していること、家族関係が希薄になっていることが窺える。更に、食べる行為は生活全般の意識や行動にも繋がっている。そのことが分かるのが図3である。

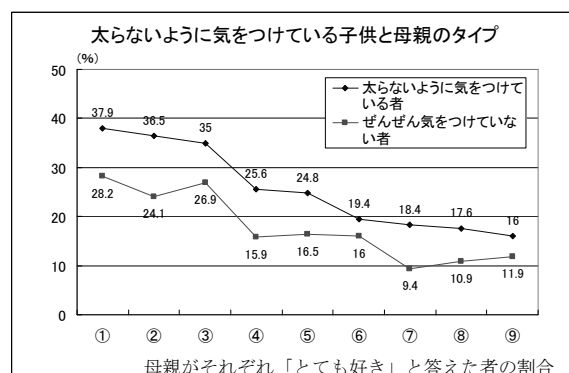


図3 太らないように気をつけている子供と母親のタイプ

資料：ベネッセ食育研究所「おやつ モノグラフ・小学生ナウ」(1996年)

注) ①デパートに買い物に行く ②毎日の料理 ③本を読む

④おしゃべり ⑤お菓子作り ⑥編み物や洋服を作る ⑦洗濯

⑧掃除 ⑨スポーツをする

これは「太らないように気をつけている」ことと、母親の各タイプの項目で、母親が「とても好き」と答えた子供の割合を比較したものである。太らないように気をつけている子供の方が、自分の母親のいずれの行動もポジティブに評価していることが分かる。また、同調査レポートの「太らないように気をつけている」ことと、他の自己評価の項目との関連をみた調査においては、太らないように「とても気をつけている」子供は「ぜんぜん気をつけていない」子供に比べて、「体が丈夫」「スポーツが得意」「食べ物の好き嫌いがいい」「勉強が得意」などいずれの項目でも「とてもそう」と答える子供が多い。つまり、自己評価全般が高く、自分に自信を持っていることが分かる。健康を考えておやつ回数や時間を自己規制する子は、自分自身や母親に対しても自信と積極性を持った評価が下せるということではないだろうか。

食卓はコミュニケーションの場として重要な役割を担うものであり、加えて、健康を考えて食事をすることは自信や積極性を持つことにまで繋がっているのである。よって、健全な食生活はコミュニケーションや家族関係を充実させ、ポジティブな意識と行動をもたらすと言えるだろう。しかし近年、食をめぐる状況は大きく変化しており、食生活が乱れている。次節において、食をめぐる状況の変化について述べていきたい。

5. 食をめぐる問題—食の外部化

近年、外食、あるいは調理済みの食品や惣菜、弁当といった「中食」を利用する傾向が増大し、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。このような動向を食の外部化といい、その推移を図4に示してある。

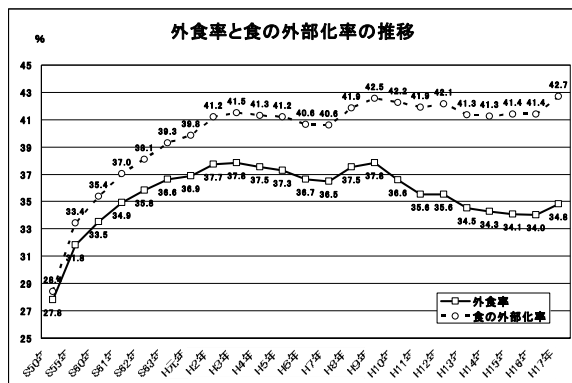


図4 外食率と食の外部化率の推移

(財)外食産業総合調査研究センター「外食率と食の外部化率の推移」

図4から、食の外部化が進展していることはもちろん、平成9年頃からは外食に換わり中食率が増えていることが分かる。外食率が減少した要因として所得の減少が考えられる。1世帯当たりの平均所得金額の変化を示したものが図5である。図4と照らし合わせてみると、外食率と平均所得の推移はほぼ一致している。所得の減少に伴って外食の利用頻度も減少傾向にあり、食と所得は密接な関係にあると言えるのではないだろうか。

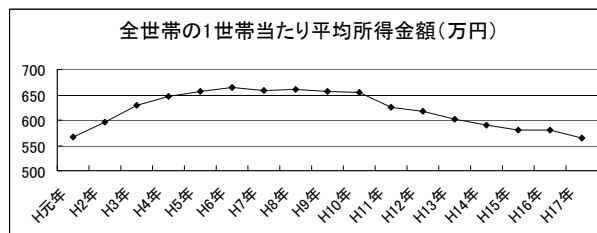


図5 全世帯の1世帯当たり平均所得金額(万円)

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

その関係性は中食の利用頻度にも表れている。中食とは家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態をさす。中食のタイプはスーパー、コンビニ、弁当チェーン、惣菜専門店等で売られている弁当・調理済み食品・惣菜などの「テイクアウト」、宅配ピザ・中華・寿司などの「デリバリー」、自宅(特定の場所)で調理をしてもらう「ケータリング」の3つがある。中食は「家庭で料理するよりも経済的である」という点で利用頻度が増え、外食が中食に置き換えられている(図6)。所得の減少で外食の利用は減る一方、中食は経済的であることから利用頻度は増加し続けているのである。

また、30代の既婚女性を調査対象とした農林漁業金融公庫『消費者動向調査』平成18年度によると、食に対する志向で最も強いのが、「手作り志向」46%、次いで、「経済性志向(食費を節約したい)」39%、「簡便化志向(料理や後片付けの手間を省きたい)」37%となっている。また、仕事の有無で分けてみると、どちらも「手作り志向」が最も多いが、次いで多いのが「仕事あり」の女性では「簡便化志向」であるのに対して、「仕事なし」の女性は「経済性志向」となっている。働く女性ほど簡便化志向が高く、簡便化のために利用している割合が最も高い(図6)ことから、女性の社会進出が食の外部化を進展させた要因の一つと言える。

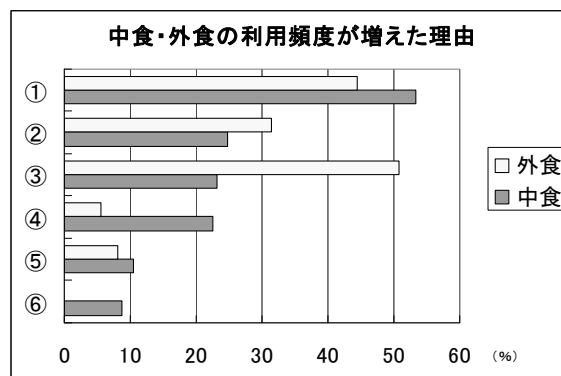


図6 中食・外食の利用頻度が増えた理由

資料：内閣府「食育白書」平成18年

注) ①料理をしたり、食事の片付けをする手間が省けるから

②家庭で作ることが難しい、又は面倒な料理が味わえるから

③普段の家庭の味とは違うものが味わえるから

④家庭で料理をするよりも経済的だから

⑤家庭の好みがちまちちで家庭で料理するのは大変だから

⑥景気低迷で家計が厳しくなり外食の利用が減ったから(中食のみ)

その他の要因として、単身世帯の増加が挙げられる。単身世帯とは未婚の他、離婚や子の独立を経て一人で暮らす人のことである。総務省『国勢調査』（平成 17 年）によると、平成 12 年～17 年の一般世帯数の増加率を世帯人員別にみると、単身世帯は 12.0%増加している。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構「食の外部化と家庭内食との関連からみた食料消費に関する研究」において、2 人以上世帯と単身世帯のそれぞれについて食の外部化に関する実態解明が行われた。この研究結果によると、食の外部化率は 20～40 歳代の単身者で 60%に達しており、2 人以上世帯の 2 倍であることが明らかとなった。また、単身者は 2 人以上世帯に比べ生鮮肉や米の購入金額が少ないことも示されている。単身世帯の増加が食の外部化率の増加をもたらしていることが分かる研究結果となっている。

このように、女性の社会進出、単身世帯の増加が食の外部化を進展させてきたのである。しかしそれだけにとどまらず、この 2 つの要因は「こしょく」という問題も生み出しているのである。「こしょく」の実態、影響について次節でみていこう。

6. 子供たちに広がるこしょく

「こしょく」は子供や若年層に多く見られ、乱れた食生活をあらわす言葉として注目を集めている。ひとりで寂しく食べる「孤食」、家族それぞれがバラバラに好きなものを食べる「個食」、食が固定化し、好きなもの、同じものしか食べない「固食」、食欲がなく食べる量が少ない「小食」、パンやうどんなど、粉を使った主食ばかりを取る「粉食」、味の濃い料理や食品ばかり食べる「濃食」の 6 つがある。まずは孤食の比率から見ていきたい。

図 7 は朝食を子供だけで食べる比率の推移を示したものである。いずれの学年も右肩上がり、学年が下がるほどそれは顕著に表れている。「こしょく」以前に、子供だけで朝食をとっている比率が増加していることにも注目しておきたい。

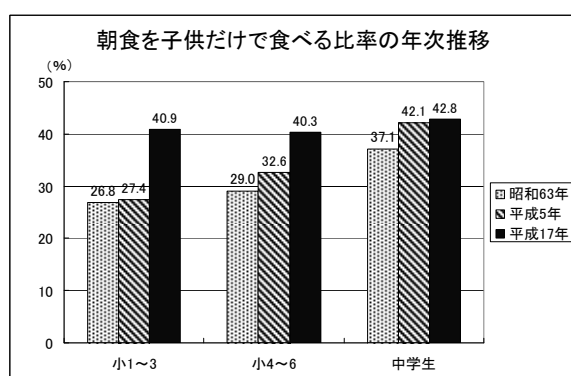


図 7 朝食を子供だけで食べる比率の年次推移

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成 17 年）

図 7 は兄弟(姉妹)だけで朝食を食べる比率も含まれているが、そのうちの孤食の比率を図 8 に示した。

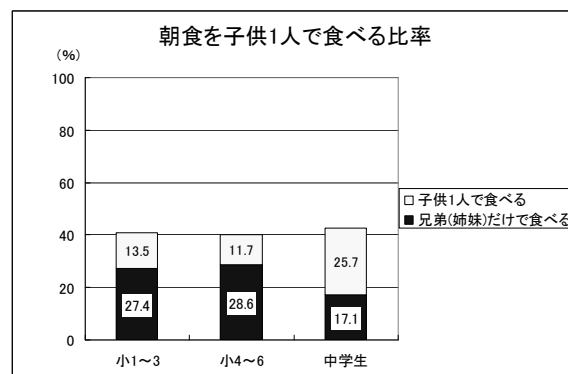


図 8 朝食を子供 1 人で食べる比率

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成 17 年）

これらの図によれば、朝食における中学生の孤食率は 4 人に 1 人、小学生でも 10 人に 1 人となっている。子供のうちから 1 人で食事をするのは好き嫌いを増やし、栄養バランスの悪い食事になってしまうことが懸念されている。子供はまだ栄養の知識が不十分であるので、子供だけの食事においても同様のことが言えるだろう。また、孤食や子供だけの食事ではマナーも身に付きにくくなる。大人の食べ方を見ながら自然に身に付くマナーも、模範となる大人が不在の食卓では伝わらなくなってしまう。子供の頃の食生活はその後の人生の基礎となるものであるから、健全な食生活と習慣を身に付けることが重要なのである。よって、孤食はもちろんのこと、子供だけの食事でも健全な食生活を阻害しているのではないだろうか。その他の「こしょく」についても同様に、健康状態に大きな問題を引き起こしている。まず個食、固食は栄養が偏ることから、肥満や生活習慣病になりやすいと言われている。小食は発育に必要な栄養が不十分で骨密度が低くなり、粉食は噛む力が弱くあごが発達しない。そして噛まずにたくさん食べてしまうため、エネルギーを多くとりがちになってしまう。濃食については、食物本来の味が分からず味覚障害を招く。また、塩分や油をとりすぎてしまうため生活習慣病になりやすいのである。

子供の乱れた食生活は「こしょく」だけではなく、大人になってからの朝食を食べない習慣に繋がると考えられる。図 9 は、朝食の欠食率を男女別に示したものである。

これをみると、男女共に 20～30 代で最も高い数値となっており、増加傾向であることが分かる。朝食の欠食率を単身世帯と全体とを比べると、単身世帯の方が高い数値を示すことも分かっている。厚生労働省『国民健康・栄養調査』（平成 17 年）によると、単身世帯に限った朝食の欠食率は、20 歳代で最も高く 49.4%、次いで 30 歳代で 41.1%、40 歳代で 33.3%となっている。全体の数値がそれぞれ 28.3%、20.8%、13.0%であるから、約 2 倍の差が生じているのである。単身世帯は孤食となるだけでなく、朝食の欠食も招いているのである。欠食の主な理由としては、時間がない、食欲がないということが挙げられている。

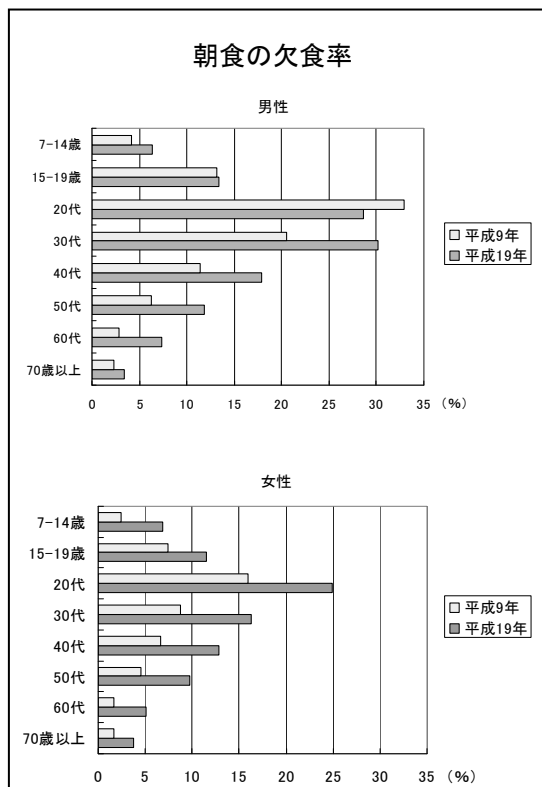


図9 朝食の欠食率

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成19年)

注)「欠食」とは、調査日において「菓子・果物のみ」、「錠剤などのみ」、「何も食べない」に該当した場合をいう。

では、「こしょく」や欠食といった乱れた食生活は、実際に健康に対して、どのような影響を与えているのだろうか。次節において明らかにしていきたい。

7. こしょくが招く問題

前節でも述べたように、「こしょく」が招く症状の多くは肥満である。実際に肥満傾向の子供の割合の推移を示したものが図10である。

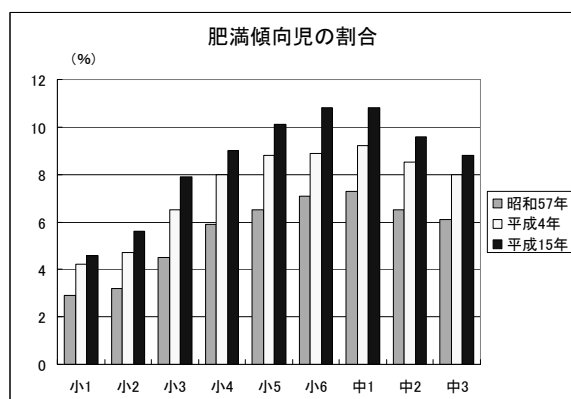


図10 肥満傾向児の割合

資料：文部科学省「学校保健統計調査」

注) 肥満傾向児：性別・年齢別に身長別体重を求め、その平均体重に比べて120%以上の体重の者

全ての学年で肥満傾向の子供は増加している。食の欧米化が進み、動物性脂肪や油の摂取が増えたことで増加してきたのだろう。更に、夜遅くまで習い事や学習塾に通うことで生活リズムが乱れることも肥満を引き起こす原因と考えられる。文部科学省『子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告』(平成20年)によると、習い事の実施割合は小学生では各学年とも3人に2人以上の割合で実施、通塾率は学年が上がるにつれて増加し、中学2年で50%を超え、中学3年では65.2%となっている。

通塾している子供は長時間に及ぶ塾に備えて、塾へ行く前にファーストフードやコンビニ弁当を食べることがある。子供が自分で食べるものを選択するようになるのである。親の干渉のない食事は好き嫌いを増やすことになり、栄養が偏る。弁当を持たせているという家庭もあるだろうが、共働きの家庭ではそれが難しくなる。習い事や通塾が「こしょく」を招き、それが肥満傾向の子供の増加を助長しているのである。

肥満の子供は大人になってもその食習慣を続けることが多く、肥満は全ての生活習慣病を引き起こすと言われている。生活習慣病は子供の頃からの食生活や生活態度などの習慣が積み重なって形成されるものであるから、子供の時から対策を立てて予防することが大切なのではないか。しかし、現実には子供にも生活習慣病が広がっており、子供のうちから既に動脈硬化や高血圧が始まっていると言われている。肥満の子供は生活習慣病になるリスクが高く、更に重症化する危険性が高くなるのである。

しかし他方では、肥満ではなく、過度の痩身志向も問題視されてきている。女性の場合は20代の約5人に1人痩せており、若い世代を中心に痩せている人の割合が増加傾向となっている(図11)。

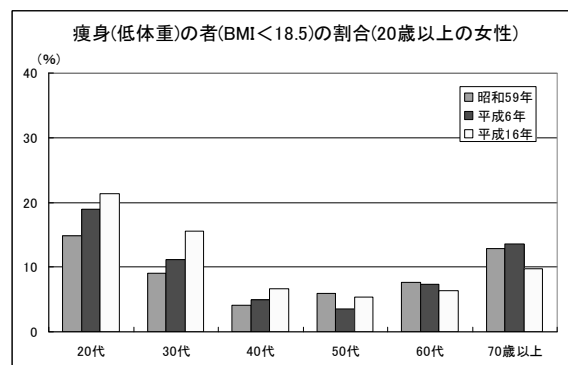


図11 痩身(低体重)の者(BMI<18.5)の割合

資料：厚生労働省「国民栄養調査」(昭和59年・平成6年)、「国民健康・栄養調査」(平成16年)

一般的に、BMI¹⁰⁾が低い人ほど骨密度が下がると言われている。また、若い時期に極端に骨密度が下がっていると高齢者になってからの骨折が増え、寝たきりになるリスクが高まる可能性もある。65歳以上8千人の女性を約6年間追跡調査した米国の研究によると、体重が大幅に軽い人は、大幅に重い人より約2倍程度骨折しやすいことが判明している。国立がんセンターなどは1990年代、45歳から54歳の男女4万人を10年間追跡し、BMIごとの

死亡リスクを調べている。その調査によると、男性の場合、「BMI が 23～25 未満のグループ」の死亡リスクを 1 とすると、「14～19 未満」の人は 2.3 倍、「19～21」の人は 1.6 倍、「21～23」の人は 1.3 倍であった。女性も「14～19」だと 1.9 倍だったが、ほかは変わらなかったとしている。死因を詳しく調べると、痩せすぎは感染症やがんで命を落としやすい傾向であることが分かっている。因果関係ははっきりしていないが、痩せすぎしていると体の抵抗力がなく、病気を克服できない可能性があるのではないかとしている。他方で、過度の減食は摂食障害を引き起こし、摂食障害の中でも拒食症患者の死亡率は 7%と言われている。過度の痩身志向は健康ではなく、かえって死を近づけるものであるが、日本では痩せたい願望のある者は多い。それを示したものが図 12 である。現実の体重が普通であっても「太っている」と評価している者は半数以上で、その割合は増加している。15～19 歳では低体重であるにも関わらず、半数以上は普通であると評価している。平成 14 年においては、6 人に 1 人は「太っている」と評価しているのである。いずれの年代も「太っている」と評価する者の割合が増加していることから、痩せたい願望のある者も増加していると言える。また低体重であっても「太っている」と評価する者がおり、過度の痩身志向が窺える。それは 15～19 歳の若い年代ほど多く現れていることが分かる。孤食はどんなに偏った食事であったとしても、誰からも何も言われず、痩せたい願望のある者は小食が進む。その結果として骨折、寝たきり、死亡のリスクを高めることになるのである。

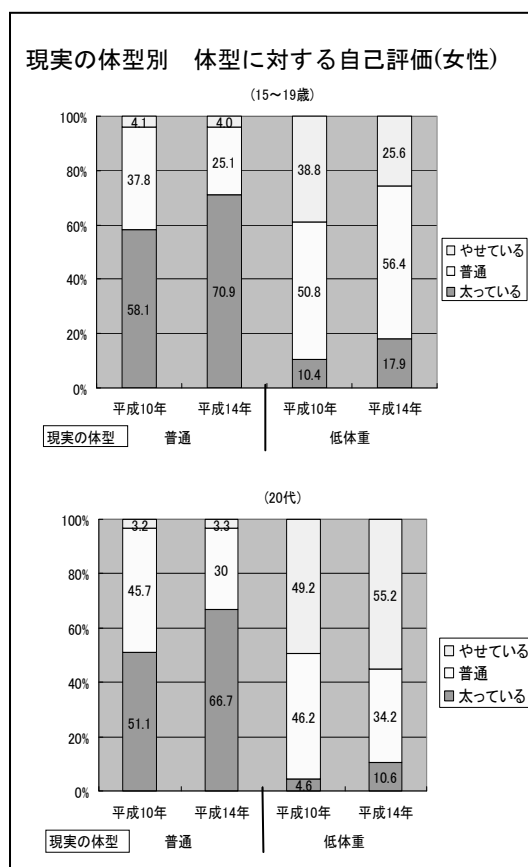


図 12 現実の体型別 体型に対する自己評価

資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成 14 年)

以上のような肥満や痩身志向といった傾向は、身体的な問題だけでなく、学力にも問題が生じていることが分かっている。朝食の有無と学力の関係を示したものが図 13 である。

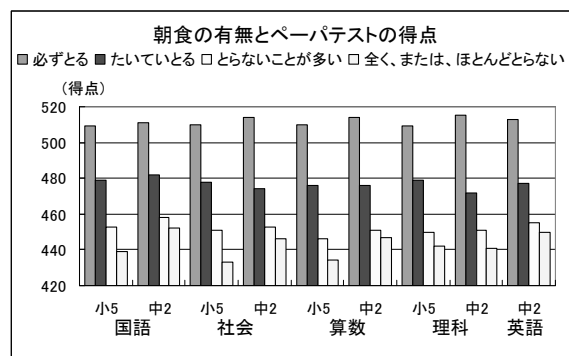


図 13 朝食の有無とペーパーテストの得点

資料：国立教育政策研究所「平成 15 年度小・中学校教育課程実施状況調査」

全ての学年、科目において、朝食を食べる者ほどペーパーテストの得点が高いのである。この結果は、朝食が脳の働きを活発にするには不可欠であるということを意味している。睡眠中でも脳は活動し、朝にはエネルギー源であるブドウ糖がほとんどなくなってしまふ。朝食は昼食までの活動源になるとともに、脳を活性化させ、集中力や記憶力を高めるための栄養を補給するためにも不可欠である。また、朝食をとることで睡眠中に低下した体温を上昇させ、1 日の活動のウォームアップができる。そして毎日必ず朝食をとるようになると、食べる時間には自然に消化器官の活動が活発になる。体の方が栄養を待ち構えた状態で朝食をとると、栄養素の代謝もスムーズになり、1 日のリズム、そして 1 年のリズムを作りやすくする。したがって、朝食の欠食は記憶力や集中力を低下させ、それが学力低下に繋がると言える。また、大人の場合は仕事の能率が低下すると考えられるのである。

また、孤食は会食恐怖症を引き起こすとも言われている。会食恐怖症とは会食不能症とも呼ばれ、対人恐怖症の一種である。その症状は、同じ学校や職場の人や恋人など、ある程度知っている人との食事ができない、知らない人がいる場所では食事ができない、などというものである。特に若い世代に目立つ傾向があると言われ、原因の 1 つとして考えられているのが孤食である。1 人でご飯を食べることに慣れてしまい、知らない人が大勢いる所で食事をすると緊張のため、気分が悪くなったり吐き気がしたりして食事ができなくなってしまうのである。そのため、会食場面を避ける、食事の誘いを断る、食事を怖さから旅行や訪問ができないなど、日常生活に支障をきたすことになってしまう。

このように、「こしょく」や朝食の欠食といった乱れた食生活は身体だけでなく、学力、心理面においても深刻な影響を与えているのである。

8. 食育の推進で得られる効果

これまで述べてきたように、食をめぐる様々な問題が生じている。その問題を解決するために取り組まれているのが食育の推

進である。

食育基本法は平成 17 年 6 月 10 日、第 162 回国会で成立し、同年 7 月 15 日から実施された。現在の「食」をめぐる様々な問題に対する抜本的な対策として、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進すること」を目的として制定された。基本法が制定された背景となっている「食」をめぐる様々な問題は、具体的には 7 つ挙げられる。「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加、過度の痩身志向、「食」の安全上の問題の発生、「食」の海外への依存、伝統ある食文化の喪失である。これらの問題は国の活力を低下させかねない問題であるとされている。このような状況に対処し、その解決を目指した取組が食育なのである。基本法において食育は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけされている。また、基本法では「食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成には大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」としており、子供への食育を重点的に考えていることが窺える。

食育推進基本計画においては、国民運動として食育を推進するにあたって 9 つの目標を設定している。それは、食育に関心を持っている国民の割合の増加、朝食を欠食する国民の割合の減少、学校給食における地場産物を使用する割合の増加、「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加、食育の推進に関わるボランティアの数の増加、教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加、推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合の増加の 9 つである。それぞれに目標値を設定し、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとしている。

このように、食育の推進によって、生活習慣病増加をはじめとする様々な問題の解決が期待されているのである。では、食育推進の効果は、文化活動に対しても発揮できるのだろうか。文化活動への意識をみることによって検討していきたい。

9. 文化活動の現状

近年、文化芸術の鑑賞活動、創作活動をする者の割合は減少している。直接文化芸術を鑑賞しなかった理由は図 14 の通りである。

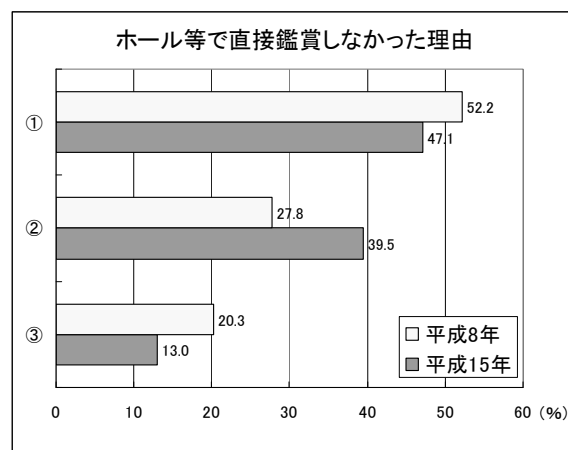


図 14 ホール等で直接鑑賞しなかった理由

資料：内閣府「文化に関する世論調査」(平成 15 年)

注) ①時間がなかなかとれないから

②あまり関心がないから

③近くで公演や展覧会をやっていないから

平成 8 年の段階では「時間がなかなかとれないから」という理由が圧倒的である。厚生労働省『毎月勤労統計調査』(事業所規模 30 人以上)によると、平成 8 年の年間総実労働時間は前年を 10 時間上回っており、忙しさのために時間がとれないと言えるのではないだろうか。ところが平成 15 年になると「時間がなかなかとれないから」はさほど変わらないものの、「あまり関心がないから」という理由が急増している。「近くで公演や展覧会をやっていないから」という理由が減少していることから、近くで公演や展覧会をやっているにも関わらず、関心がないため鑑賞しなかったと言える。もしくは、そもそも文化芸術に関心がないから公演や展覧会をやっているのかどうかも分からず、その結果として「近くで公演や展覧会をやっていないから」という理由が減少したとも考えられる。いずれにしても「あまり関心がないから」ということが文化活動の妨げになっているのである。前掲の図 2 よりコミュニケーション充実度の低下が見られる時期は平成 7 年から平成 17 年であり、それは文化芸術に関心のない者の増加が見られる時期とほぼ重なっている。ということは、コミュニケーション不足が文化芸術に対する関心をなくし、文化活動に対して消極的にさせていると言えるのではないだろうか。

第一生命経済研究所ライフデザインレポート『小学生の親の芸術教育や美術館に対する意識』によると、「芸術(美術や音楽など)を楽しむこと」は「学校」に期待する割合よりも「家庭等の学校以外」で身につけるべきとの回答割合の方が若干高いものの、ほぼ同率となっている¹⁴⁾。「基礎学力」や「周りの人との関係をうまく作ること」には、学校に期待する割合が約 7 割以上であり、相対的に、芸術教育については学校以外で身につけるべきと思っている人の方が多いことが窺える。それは子供と一緒に美術館に行く割合とも関連しており、芸術(美術や音楽等)を楽しむことを身につける場として「学校」に期待する人よりも、「家庭等の学校以外」で身につけるとしている人の方が、子供と一緒に美術館に足を運ぶ割合が高いのである。また、この 1~2 年間に子供と一緒に美術館に「1 回以上行った」と「1 回も行かない」人に

において、親自身の美術館とのかかわり及び美術鑑賞に対する意識がどのように異なるかをみると、子供と一緒に美術館に「1 回以上行った」人の方が「1 回も行かない」人よりも、「現在、美術鑑賞をすることに興味がある」、並びに「現在の生活において、美術館に、たびたび足を運ぶ」への回答割合が 20%以上高い。つまり、親の美術館に対する意識は子供と一緒に美術館に行く頻度と関連しており、子供と一緒に美術館に足を運ぶ人は親自身に美術鑑賞や美術館に興味がある人が多いのである。「子供時代、親に美術館に連れて行ってもらった」への回答割合についても、子供と一緒に足を運ぶ人の方が 10%以上高くなっており、子供時代の経験からも影響を受けていることも窺える。そして子供と一緒に美術館に行く理由の上位 3 位は、「子供を芸術文化に触れさせたいから」、「子供と一緒に楽しみたいから」、「あなたご自身や配偶者様が行きたいから」となっている。続いて「子供の感性を磨きたいから」が第 4 位で、「子供の教育目的」と同じくらいの割合で「自分が楽しみたい」ために子供と一緒に美術館に足を運ぶ人が多いことが分かる。「学校ですすめられたから」や「学校の宿題のため」、「学校の行事で一緒に行ったから」といった学校関連の項目への回答割合は低く、子どもと一緒に美術館に行くのは、家庭の自発的な行動によるものが多いことが窺える。

以上のことから、芸術文化を楽しむことは学校以外で身につける役割が大きく、鑑賞活動、創造活動は家庭が自発的に行うものと考えられていることが分かる。また、親の文化芸術に対する意識や子供時代の経験によっても左右されるものであり、文化芸術と家庭は結びついていると言える。とりわけ、家庭間のコミュニケーションの大部分を占める食卓との関連は密接であると考えられる。ところが近年の食のあり方はコミュニケーション不足を招いている。それだけにとどまらず、文化芸術に対する関心も薄れさせてしまっているのである。よって、乱れた食生活から発生した問題を解決する「食育」の推進が文化芸術活動を活発にさせるきっかけになり得ると言えるのではないだろうか。

10. 食育の推進で文化活動は活発になるか

ソーシャル・キャピタルの豊かな所ほど健康状態が好ましいなど、健康と人との交流の関連を示すことができる。そして健康と趣味活動は互いに関与しており、趣味活動は人との交流、すなわちソーシャル・キャピタルを豊かにすることができるのである。趣味活動はソーシャル・キャピタルと健康を繋ぐものであるが、加齢による身体的な衰えが趣味活動から遠ざけている。そこで、生活習慣病を予防することによって健康寿命は延び、やむを得ず遠ざかっていた趣味活動をできるようにする。その一方で、趣味活動によって身体を動かす機会も増えることで、身体機能の低下を遅らせることができる。身体機能の低下が遅くなれば、趣味活動をする期間が長くなると言える。

しかし、趣味活動ともなる文化芸術は家庭が自発的に行なうものであり、家族間のコミュニケーションの大部分を占める食卓と密接に関わっている。食卓はコミュニケーション能力を培う場としての機能があるが、こしょくによってコミュニケーション不足が広がっている。また、健全な食生活が自信と積極性をもたらすのであるから、不健全な食生活は自信を喪失させ、消極的な意識

と行動をもたらすと言える。その消極的な意識と行動は、家庭が自発的に文化活動を行なうことを阻害している。よって、文化活動を自発的に行なうにはコミュニケーションの充実、すなわち健全な食生活が必要なのである。

また、健全な食生活で生活習慣病を予防するためには、子供に向けた対策が重要となる。生活習慣病は子供の頃からの食生活や生活態度などの習慣が積み重なって形成されるため、子供の時に健全な食生活を身に付けることが効果的である。子供の健全な食生活の重要性は食育基本法にも明記されており、学校、保育所等においても食育は推進されている。食育の推進は、子供を健全な食生活に導くものとして効果的であると言える。

よって、食育の推進によってコミュニケーションが充実し、それによって文化活動を活発にするとと言えるのではなかろうか。同時に、文化活動がソーシャル・キャピタルを豊かにし、健康をもたらすとも言える。健康と文化活動は互いに影響を及ぼすものであり、食育の推進と文化活動、双方を活発にすることによって好循環が生まれることになるのである。

注

- 1) WHO(世界保健機関)が提唱した新しい指標で、日常的に介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のことを言う。健康余命とも言われる。病気や障害、衰弱などによって介護が必要となった年数を、平均寿命から差し引いて算出する。
- 2) 「健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」との問に対し「ない」とされる者を「無障害者」とし、通常の平均余命の考え方に則って、無障害である期間の平均を試算したもの。平成 18 年度の国民生活白書では、無障害平均余命を使って健康寿命を表している。
- 3) 65 歳時点の平均余命(男性)
平成元年 16.22、平成 4 年 16.31、平成 7 年 16.48、平成 10 年 17.13、平成 13 年 17.78、平成 16 年 18.21
65 歳時点の無障害平均余命(男性)
平成元年 11.21、平成 4 年 12.04、平成 7 年 12.13、平成 10 年 12.38、平成 13 年 13.04、平成 16 年 12.64
65 歳時点の平均余命(女性)
平成元年 19.95、平成 4 年 20.31、平成 7 年 20.94、平成 10 年 21.96、平成 13 年 22.68、平成 16 年 23.28
65 歳時点の無障害平均余命(女性)
平成元年 13.49、平成 4 年 14.99、平成 7 年 15.07、平成 10 年 15.53、平成 13 年 16.10、平成 16 年 15.63
- 4) 自分がどの程度健康だと考えているかを示す指標である。一見、主観的な指標であり、あてにならないように見えるが、多くのコーホート縦断研究によって、回答者のその後の死亡や身体機能低下の予測力を持つことが分かっている。
- 5) Aichi Gerontological Evaluation Study(愛知老年学的評価研究)の略称である。高齢者ケア政策の基礎となる科学的知見を得る目的で、厚生科学研究費補助金を受けて愛知県の 2 自治体を対象に平成 11 年度に始まった。対象者は、3 県(中部地方 1 県、四国地方 2 県)15 自治体(12 介護保険者)に居住する要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者である。趣味に関する項目に回答した 26,628 名、平均年齢 73.3±6.1 歳を対象とした。
- 6) データが複数のグループを形成している際に用いられる分析方法である。その必要性は第一に、同じ地域に住んでいる人は県民性などという言葉があるように、よく似た行動パターンを示し、似た病気にかかりやすい傾向をもつ可能性が排除できないことがある。第二に、データがグループに分かれている場合に、その構造を無視して分析を行なうと、生態学的錯誤をはじめとしたさまざまな錯誤に陥る可能性があるためである。

- 7) 対象者は知多半島 10 自治体に居住する者に限定されている。要介護認定を受けていない 65 歳以上の在宅高齢者で主観的健康感、年齢、性別に欠損値のない A 県のサンプル 15,225 名である。
- 8) 同じ時期に生まれた人口が、ある現象に対して時代を超えて同様の傾向を示すこと。
- 9) 趣味活動の内容(男性)
 視覚的活動 92.3%、文化的活動 50.9%、観光的活動 44.5%、園芸的活動 45.0%、スポーツ的活動 37.1%、音楽的活動 30.1%、創作的活動 32.3%、投資ギャンブル的活動 25.7%
- 趣味活動の内容(女性)
 視覚的活動 93.4%、文化的活動 44.9%、観光的活動 44.1%、園芸的活動 38.0%、スポーツ的活動 38.2%、音楽的活動 39.0%、創作的活動 37.5%、投資ギャンブル的活動 7.8%。
- 趣味活動の目的
 技術向上のため(文化的活動：男性 23.4%女性 25.8%、観光的活動：男性 33.9%女性 35.5%、園芸的活動：男性 35.6%女性 38.0%、スポーツ的活動：男性 32.9%女性 32.0%、音楽的活動：男性 29.0%女性 28.9%、創作的活動：男性 21.4%女性 25.1%)
 楽しむため(文化的活動：男性 31.2%女性 27.0%、観光的活動：男性 42.3%女性 38.7%、園芸的活動：男性 44.1%女性 41.7%、スポーツ的活動：男性 39.6%女性 35.1%、音楽的活動：男性 32.5%女性 27.0%、創作的活動：男性 32.1%女性 25.6%)
 人との交流のため(文化的活動：男性 30.6%女性 24.5%、観光的活動：男性 40.0%女性 33.8%、園芸的活動：男性 41.0%女性 36.4%、スポーツ的活動：男性 35.2%女性 28.0%、音楽的活動：男性 27.1%女性 22.3%、創作的活動：男性 28.7%女性 21.9%)
 足腰が弱らないため(文化的活動：男性 23.6%女性 18.9%、観光的活動：男性 30.0%女性 26.7%、園芸的活動：男性 29.3%女性 26.1%、スポーツ的活動：男性 24.0%女性 19.9%、音楽的活動：男性 24.1%女性 20.5%、創作的活動：男性 23.3%女性 20.0%)
 ぼけがないため(文化的活動：男性 22.6%女性 15.2%、観光的活動：男性 30.2%女性 23.6%、園芸的活動：男性 31.2%女性 23.3%、スポーツ的活動：男性 26.4%女性 18.1%、音楽的活動：男性 21.2%女性 16.6%、創作的活動：男性 29.1%女性 22.5%)
- 10) BMI(ボディマス指数 Body Mass Index)とは、体重と身長の関係から算出した、ヒトの肥満度を表す数値。日本肥満学会では、BMI が 22 の場合を健康値とし、BMI が 25 以上のとき肥満、BMI が 18 以下のときをやせとしている。
- 11) 学校に期待する割合 48.1%(「主に学校」9.5%「どちらかといえば学校」38.6%)
 家庭等の学校以外で身につけるべきとの回答割合 50.5%(「主に家庭等の学校以外」8.7%「どちらかといえば家庭等の学校以外」41.8%)
- 12) ベネッセ食育研究所ホームページ(平成 22 年 1 月 25 日閲覧)
<http://www.benesse.co.jp/shokuiku/index.html>
- 13) 食育推進担当ホームページ(平成 22 年 1 月 25 日閲覧)
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/>
- 14) 第一生命経済研究所ライフデザインレポート『小学生の親の芸術教育や美術館に対する意識』
- 15) 内閣府「文化に関する世論調査」平成 15 年
- 16) イチロー・カワチ『不平等が健康を損なう』日本評論社、平成 16 年

参考文献

- 1) 近藤克則『検証「健康格差社会」介護予防に向けた社会疫学的大規模調査』株式会社医学書院、平成 19 年
- 2) 長積仁、榎本悟、松田陽一「スポーツ振興とソーシャル・キャピタルの相互補完的關係～ソーシャル・キャピタル研究の視座と可能性～」平成 18 年
- 3) 内閣府「ソーシャル・キャピタル:豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」平成 14 年度
- 4) 財団法人外食産業総合調査研究センター「外食率と食の外部化率の推移」
- 5) 農林漁業金融公庫『消費者動向調査』平成 18 年度
- 6) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構「食の外部化と家庭内食との関連からみた食料消費に関する研究」
- 7) 総務省『国勢調査』平成 17 年
- 8) 厚生労働省ホームページ(平成 22 年 1 月 25 日閲覧)
<http://www.mhlw.go.jp/>
- 9) 国立教育政策研究所ホームページ(平成 22 年 1 月 25 日閲覧)
<http://www.nier.go.jp/>
- 10) リビングくらし HOW 研究所ホームページ(平成 22 年 1 月 25 日閲覧)
<http://www.kurashihow.co.jp/>
- 11) ベネッセ教育研究開発センターホームページ(平成 22 年 1 月 25 日閲覧)
<http://benesse.jp/berd/index.shtml>

日本独自のホスピタリティの可能性

—チームワークと洞察力のコミュニケーションを生かして—

マネジメント学部 マネジメント学科

馬場 絵美

はじめに

世界中には約 68 億人の人が住んでおり、それぞれの国でそれぞれの言語を話している。現在では、異文化交流も行われるようになり、出身国以外の国で暮らす人も多い。実際、私の周りにもアメリカやブラジル、中国や韓国など、様々な国籍を持つ人々が住んでいる。そして、私たち人間はコミュニケーションを取らないと生きていけない環境の中にいる。毎日人と話し、関わりあっているのである。

私は今回、日本に昔からあるとされる「心のおもてなし」について取り上げていきたいと思う。私たちは生まれてから今まで、多くの人に出逢い、支えられて生きてきた。これからは今までよりももっと多くの人と出逢い、関わっていくだろう。時には励ましあいながら成長し、時には言葉や態度によって傷つけてしまう事もある。

今回、私は人々が関わりあい生きていく中でのコミュニケーションの重要性と、「心のおもてなし」であるホスピタリティの必要性について、また、日本のホスピタリティが世界に通用するものであるかについて論じていきたい。日本から発信する、世界に誇ることのできる「ホスピタリティ」を見つけたいと思う。

1. 日本社会のコミュニケーション

日本人は協調や共感を大切にするとよく言われる。まさしく、日本人は協力し合うことが美しいことだと教わる事が多い。それはいつ頃からなのだろうか。現在、日本人がとっているコミュニケーションのルーツを探してみたい。

I. マンモスを追いかけた民族

私たち日本人の祖先は大陸を渡ってきたといわれている。2001 年に NHK スペシャルで放送された「日本人はるかな旅」¹⁾では、日本人の起源論は「混合民族説」と紹介された。この「混合民族説」とは、医学者ベルツ氏が分析、考察した説で、日本列島の民は大きく「アイヌ」「長州型」「薩摩型」に分かれる。今回

はこの中でも、日本人の主流と言われる「長州型」について見ていきたい。

「長州型」のルーツとなる集団の一つは、私たち人類の祖先といわれる新人(ホモ・サピエンス)中の一部がアフリカからシベリアを通り、北方のルートを通して中国の北方から日本列島に入ってきたとされている。では昔、シベリアで生活していた人類はどのような環境の中で生きていたのだろうか。

シベリアで見つかった約 2 万 3 千年前の遺跡「マリタ遺跡」からマンモスの骨やマンモスの牙で作られたビーナス像が出てきた。また、発掘された骨には人が中の骨髓を食べた跡が残されていた。マンモスは、身の丈は 3.5 メートルもあり、全身毛に覆われた、現在のゾウによく似た草食の動物だといわれている。氷河期であったその時代、貴重な食料として、また、衣服の生地、道具の材料として重宝されていたのだろう。

しかし、そのように大きな生き物をどのようにして捕まえていたのか、ここにシベリアで暮らしていた人類と日本人を結びつける、また、日本人の気質が明らかになる大きなカギがある。

マンモスを狩るためには 3 つの「狩りの鉄則」があげられる。第一に動物の動きを見極め、第二に動物にとって不利な場所で狩りを行うことである。そして、第三は、チームプレーで手柄をあげる事が目的ではなく、リーダーを中心として、タイミングを見逃さずに時間をかけてマンモスを捕えていたといわれる。この狩りで武器として重宝されていたのが、長さわずか 1~2 センチ、幅はほんの数ミリのカスにも間違われそうな「細石刃」という石器である。日本の遺跡でも、シベリアにあるのと同じ形式の細石刃が数多く見つかっており、そのことから細石刃を使っていたシベリアの人々がその技法を携えて日本列島にやってきたと推測されている。

「長州型」の原型といわれる人々が、シベリアでマンモスを追いかけて、「チームプレー」を重視していた人々の性格や気質を受け継いでいるとしたら、それは日本人の気質に組み込まれ、また、コミュニケーションのあり方に影響を与えたのではないだろうか。

Ⅱ. 平安時代の歌合せ

平安時代は、日本の歴史の中でも様々な変化が起きた時代である。貴族が政治や文化の実権を握っていた藤原氏の時代から、平家が政権を奪った。その後、源氏が平家を破り、鎌倉に幕府を開くまでの間、都は平安京にあった。福田優二は『『平安還り』した現代日本の消費文化』²⁾の中で平安時代に行われていたコミュニケーションが現代にも受け継がれていると記述している。

政治、経済、文化が貴族階級に集中していた平安時代、文字の文化も進んでおり、多くの書物が残されている。その中でも、平安時代の最高傑作の1つは「源氏物語」である。平安貴族の生活がほぼ正確に映し出されており、また、男女の自由な恋愛模様が描かれているなど、今日においても色褪せていない。

また、重要なものの1つとして、「古今和歌集」から「新古今和歌集」に至るまでの約300年の「和歌」の黄金時代も挙げる事が出来る。和歌は、日本固有の形式による詩であり、長歌・短歌・旋頭歌などの総称であるが、特に、「五七五七七」で詠まれる短歌である事が多い。平安時代の貴族たちは、歌合せと呼ばれる遊びをしていたといわれる。歌合せは、左右二組に分かれた人々に詠ませた短歌を左右一首ずつ組み合わせ、判者が批評して優劣を決め、勝った数の多い組を勝ちとする遊びである。当時の貴族は、和歌を送りあうことで会話をしていた。また、和歌を詠み、評価されることで、自分の置かれた世界において、自分を確立していたのではないだろうか。和歌は連歌を経て、江戸時代に芭蕉によって、より短い「俳句」になった。俳句は日本文化の「象徴性の象徴」であり、現在も日本全国に幅広く浸透し、外国人にも高い関心を呼んでいる。

これらのように、平安時代の文化を原点として、脈々と日本文化は受け継がれており、これは現代の日本の消費社会にも繋がっている。例えば、1970年代に日本で生まれた「カラオケ」は若者を通して広く普及し、世界にまで広がり始めている。それまで、シャイで人前に立つことを苦手としていた日本人が、進んで前に出るという事は画期的なことであった。福田氏は著作の中で以下のように述べている。

(カラオケは)歌の選択と表現を通して、「感性」を我慢しあっているのがあって、見方によっては、平安時代の「歌合せ」に近いものがある。²⁾(福田,2003,p.26 括弧内筆者)

また、携帯電話機能によるメールも「短歌」に「返歌」がつきものであったように、共通の知識を前提にイメージ豊かなコミュニケーションを極めて短い表現で送りあうという「短歌」のやり取りによく似ている点がある。

平安時代に行われていた、お互いの感性を共通基盤とした密度の高いコミュニケーションは、現代においても姿を変えて引き継がれている。空気を読みながら感受性を競い合うコミュニケーションは、日本人相互の洞察力を鍛え上げてきたのである。

Ⅲ. 思いやりの「江戸しぐさ」

徳川家康が江戸幕府を1603年に開府し、100年も経たないうちに日本各地から押し寄せた人々で、江戸は100万人の大都市となった。18世紀には人口が140万人に達し、当時ではロンドンやパリ、北京を抑えて世界最大級の都市になったとされている。江戸という限られた地域の中で、ひしめき合うように暮らしていた人々は、江戸しぐさを身につけることで260年という時を、大きな争い事などなく暮らしていた。

城下町の江戸を動かしたのは、ものを生産する匠たちとそれを販売する商人たちだった。この町方のリーダーたちは江戸がいつまでも平和で、争いやいじめがおきないように、共倒れせず、異文化の人々が仲良く共生するためにはどうすればいいのかを考えた。そして、知恵を振り絞り「互いに思いやり助け合い、一日一日を大切にすること」を考え、江戸しぐさを導いたのである。

江戸しぐさを現代に伝える越川禮子は「江戸しぐさから見た江戸っ子の条件」³⁾を以下のように述べている。

1. 目の前の人を仏の化身と思える(相手をかけがえの無いものとして付き合える)
 2. 時泥棒をしない(断りなく相手の時間を奪うのは、弁済不能の十両の重罪)
 3. 肩書きを気にしない(三脱の教え)
 4. 遊び心をもっている(知恵比べ、腕比べを好む)
- ³⁾(豊川, 2003)

この教えが人々の心の中に存在したことで、江戸に住む人々は世の為、人の為に動き、誰もが気持ちよく過ごす環境を整え、コミュニケーションを取ることが出来ていたのである。

この「江戸しぐさ」には世界中が注目している。外国から見た日本の「江戸っ子」について、越川禮子は次のように述べている。

(米国留学生のレポートを参考に)外国から来た青い目の青年は、「江戸っ子とは、金や物より人間を大事にし、差別のない共生の精神で、皆が仲良く暮らせる平和を基本と考えている人のことをいう」と、好意をもって理解しています。⁴⁾(越川, 2006, p. 3, 括弧内筆者)

江戸しぐさの権力を振るわず、人に媚びることもせず自分の中身を濃く、誠実に生きるという思想を、世界から見ても良いものとしているのである。この思想は、日本が世界に誇るものの出来るものだと言えるだろう。

Ⅳ. 日本独自のコミュニケーション

日本人は集団生活を得意とする性質であり、感情を表に出して表現するのではなく、相手の事を思い、傷つける事ないように伝える事が多い。これは、和歌や俳句のように、短いけれども表現豊かに、多くの意味にとることができるように作り、その時々合った表現を選べるようにしていたのである。

お互いが気分良く過ごせるように、との配慮が江戸しぐさからも見て取ることが出来る。この配慮は、現代においても「空気を読む」という表現で表わされる。現代の若者言葉として使われる

「KY」という表現も「空気が読めない」の略語として用いられ
ており、略語を知らない人には意味がわからないが、若者の間で
の会話で多く使われている。

これまでであったように、日本人のコミュニケーションの特徴は
洗練された、思いやりに包まれているようなコミュニケーション
の取り方にある。しかし、これにも難点がある。それは、日本特
有の表現は分かりにくいというものである。人を傷つけまい、人
に嫌われまいとする気持ちから、遠回しな言い方をしてしまう傾
向があるからである。これは、受け取る側に同じだけの理解力・
読解力があることが条件になる。それがなければ、伝えたい事が
的確に伝わらないからである。特に外国人には、分かりにくいと
いう印象を強く与えるだろう。

2. アメリカ社会のコミュニケーション

日本人のコミュニケーションの取り方の歴史は第1章で論じた。
では、アメリカ人のコミュニケーションの取り方はどうなのだろう
か。現在、世界の金融や中心であるアメリカ合衆国の生い立ち
やこれまでの歴史から最後には日本との違いを見つきたい。

I. 移民たちの社会

アメリカは、1492年にイタリア人のクリストファー・コロン
ブスが新大陸として発見したのが始まりとされている。それまで
は先住民であったネイティブ・アメリカン(インディアン)が暮ら
していたが、ヨーロッパなどからの移民によって、現在のアメリ
カへと形を変えていった。

アメリカ大陸が発見されてからの移民の歴史的な区分として、
市川純子は「アメリカへの移民の歴史」⁵⁾で大まかに4つの時期
に分けられるとして次の区分を挙げている。

1. 入植・植民地時代(17~18世紀)

イギリス・北アイルランド・オランダ中心のヨー
ロッパ人

2. 旧移民(~1880年)

西・北ヨーロッパ人(ドイツ・イギリス・スカンジ
ナビア・南アイルランド)

3. 新移民(1880年代~第二次世界大戦)

東・南ヨーロッパ人(イタリア・ユダヤ・スラブ)

4. 新々移民(第二次世界大戦終了後)

アジア・ラテンアメリカ・難民

⁵⁾(市川純子,2001)

19世紀にヨーロッパ各地から大量の移民が渡米した。これは、
ヨーロッパの人口が爆発的に増加したことや革命などによって宗
教的迫害が起こり、多くはユダヤ人が自分たちの国を求めて移り
住んだものである。ユダヤ人は自分たちの国を持っていなかった
が、金銭などの財産を持つ裕福な人が多かったため、奴隷として
黒人や先住民を雇い、働かせていた。

また、夢をみて渡米する移民も多くいた。ヨーロッパでは限界
を感じ、新しい国で成功し、富豪になる事を夢見た者たちが移っ
た。移民はアメリカに多くの文化や産業を持ち込んだ。中でも、

大農地で一つのものを大量に作るための農業技術や、広い大地を
移動するためにはかせない鉄道の建設はとても重要であった。

アメリカは移民が大きな役割を果たし、1783年にアメリカ
合衆国として独立し、新しい国家として成長した。このような国
は他に類を見ない。それこそ、アメリカ人が自ら作った国という
事が出来るだろう。

II. マニュアル化

人々はそれぞれの国から夢や希望を掲げて、またはそれまでい
た国にいる事が困難になって、アメリカに移り住んだ。イギリス
の北米植民地が1776年に独立をして国家となったが、その後の
各地域からの移民の流入によって、アメリカでは様々な言語や宗
教が混ざっていった。

では、様々な言語や思考があるアメリカ移民たちが、お互いに
存在し合って暮らすためには何が必要だったのだろうか。それは、
現代の日本にも入ってきている「マニュアル化」である。これは、
行動をマニュアル化し、形式をそろえることで、迷うことなく物
事を進める事が出来るからである。

1920年代後半になると、チャーリー・チャップリンが映画
「モダン・タイムズ」(1936年作品)でも表現していたように、
多くの工場で流れ作業による大量生産が一般的になった。その中
で、作業を円滑に進めるため、そして時間短縮のために、人々の
行動をマニュアル化した。常松洋の「大量消費社会の登場」⁶⁾に
フォード社の車の流れ作業について以下の記述がある。

1913年、いっそうの省力化のために導入されたの
が、分業の徹底(「ボルトを差し込む者はナットを取
り付けず、ナットを取り付ける者はそれを締め付け
ない」と、労働者ではなく、車のフレームを動かす
方法である。⁶⁾(常松洋,1997,p.9)

この作業のマニュアル化は、一人が多くの事を覚えずに済み、
そのために間違いが起きる事を防ぐ役割を果たした。その結果、
作業時間を短縮することができ、効率アップにつなげる事が出来
た。

このマニュアル化は、人々の日常生活の中にも根付いている。
世界各国から移住してきた、言葉も文化も考え方も異なる人々の
世界では「最低限の共通基準」を定め、守ることが必要とされた。
どんな人にも明快で分かりやすく、行動しやすい基準が必要だっ
たのである。その中で、イギリスの植民地であった事もあり、英
語が共通言語となった。現在では、米語はアメリカなまりの英語
として(差別的な意味も含めてだが)、認識されるようになっている。

III. 世界のマニュアルになったアメリカ

現在のアメリカ合衆国も様々な人種が集まり、大きな一つのコ
ミュニティとなっている。様々な言語が入り混じり、文化や表現
方法が違う人々が暮らす中で、今もマニュアルは存在している。
また、世界の共通語として英語が使われており、世界の経済など
の重要なニュースは、ニューヨークやワシントンから発信される

ことが多い。世界の基準となったアメリカ自体がマニュアルの一部となっているのである。

世界各国で結ばれる様々な約束は、アメリカ合衆国の大統領を中心に話し合われ、決定される。2009 年に第 44 代大統領になったバラク・オバマ氏が就任式の演説で語った平和への誓いは人々に感動や希望を与え、また、ノーベル平和賞の受賞会見では「平和を守るための戦争は必要である」と語り、様々な反響が飛び交った。

今となつては、アメリカの代表が発言する事は世界中の国々、人々にとって大きな時代の変化となり、生活の変化となり得る。生きるか死ぬか、そのくらい重大なことである。そのようなルール(グローバル・スタンダード)を作ったのはアメリカ自身である。これからの私たち人類が歩む道は、欧米、先進国、日本、新興国、発展途上国などの全ての国、人々によって作られていくだろう。しかし、その中でも、依然として、アメリカン・スタンダードがベースとなったグローバル・スタンダード(世界標準)は一種のマニュアルとして世界中の人々を繋げていくだろう。

3. 有数企業のホスピタリティ

これまで、日本、あるいはアメリカの社会のコミュニケーションについて論じてきた。その中では、それぞれのコミュニティにおいて、ともに生活していくためのルールが出来ていたように思う。ここでは、人々が人生の大半を送ることになる会社という組織の中で、またその中でも、人と関わることの多い接客という仕事に着目し、世界や日本で有名な 5 社について見ていきたいと思う。

I. セブン - イレブン

(1)概要

セブン - イレブンは米国発祥のコンビニエンスストアである。日本では、イトーヨーカ堂の子会社ヨークセブン(現:セブン - イレブン・ジャパン)が米国サウスランド社からライセンスを取得し、日本での営業を開始した。1974 年 5 月、東京都江東区豊洲にセブン - イレブン 1 号店をオープンし、1975 年には福島県郡山市・虎丸店にて 24 時間営業を開始した。顧客のニーズに合わせて海外にも店舗を増やし、2009 年 9 月末には 15 の国と地域で約 3 万 6 千店舗を超えた。「既存中小売店の近代化と活性化」「共存共栄」を創造理念として「変化への対応と基本の徹底」をスローガンに、常に変化し続ける顧客のニーズに合ったサービスを提供している。

(2)取り組むホスピタリティ

コンビニエンスストアは多くの場合、大手資本によるチェーン店として展開されており、年中無休で 24 時間営業をしている。小規模な店舗で主に食料品や日用雑貨など、多数の商品を取り扱う小売店である。その中でも、セブン - イレブンは歴史が長く、また、多くの人に愛され「セブン」という愛称で呼ばれている。急いでいるときに駅前ですぐに欲しい物を買うことができ、また、最近では光熱費などの払い込みや現金の引き落としまで、セブン - イレブンで行うことができる。

あらゆる点において重宝されているコンビニエンスストアだが、経営状況は厳しいものがある。ここ数年、日本に限らず世界は景気低迷に陥っており、人々の消費が減るなどして、需要と供給のバランスが崩れている。就職氷河期の再来といわれるほど、就職が困難であり、また、職を失いホームレスへと転落した人々を救済するための「派遣村」が設営されるなど、不景気の影響は様々な所に及んでいる。

以前は、売り手市場の時代と呼ばれ、売り手・作り手を中心の「天動説原理」で働いていた。商品の価値を決めるのは供給側であり、消費者がそれに合わせていたのである。しかし、現代は買い手市場の時代と呼ばれ、客が中心の「地動説原理」となり、消費者が商品の価値を決め、生産者がそのニーズに答えるようになった。「セブン - イレブンに学ぶ発注力」には井関利明慶応義塾大学名誉教授の言葉として「十人一色の時代から、十人十色、そして一人十色の時代へ」⁷⁾という表現をしている。客の「心の満足」に答えるための力が今の企業には必要なのである。

この変化から、セブン - イレブンでは客の立場に立ち、商品と品揃えを徹底検証し、生活のニーズ・顧客心理・時間の変化に密着した経営を行っている。代表取締役会長である鈴木敏文が行ったのが「個々の店ごとに商品一品一品のチェックと動きについてのフォローアップ」である。店舗の場所によって客層や客の来る時間帯も違うために、商品の売れる量も時間帯も違う。そこに気がついた鈴木は、売れる店舗に売れる商品を置く「店舗ごとに違う品揃え」をする経営を行った。その結果、発送の時点で売れる店舗に送り、売れる物だけを置くことで、売上を上げる事に成功した。「セブン - イレブンに学ぶ発注力」⁷⁾を記した緒方知行は次のように述べている。

個店経営とは、地域に密着する——それは、立地条件の違い、商圈特性、客層の違い、競争条件の違いに密着するということだ。そしてさらに、生活のニーズに密着し、顧客の心理に密着し、時間軸での変化に密着する。ここまで行つてはじめて本当の個店主義なのである。⁷⁾(緒方知行,2007,p.163)

セブン - イレブンは、フランチャイズチェーン店でありながら、環境や顧客に合わせた経営をすることで、多くの人に必要とされる運営をすることが出来るのである。セブン - イレブンにとっての心のおもてなしは、「客の必要な時に必要なものを本人が選ぶ事が出来る形で提供する」ことである。セブン - イレブンは、いわば、アメリカ生まれ、日本育ちの成功企業であろう。

II. 伊勢丹

(1)概要

1886 年 11 月、神田旅籠町に伊勢丹呉服店を創業して以来、伊勢丹は「創意と工夫」で時代を超え、いつも顧客を満足させる百貨店として存在してきた。2008 年 4 月には共同持株会社「三越伊勢丹ホールディングス」を設立し、335 年の歴史を持つ三越との経営統合をした。心構えとして「向きあって、その先へ。」を企業スローガンとし、「特定多数のお客さま一人ひとりのニ

ズに対応できる企業」「モノのみならずコトも提供する企業」「感動していただける企業」を目指す姿と掲げ、「伊勢丹」というトップブランドとして、多くの国民に認知されている。「お客様第一」を合言葉にレベルアップを図り、「また行きたい」と恋しくなる百貨店を維持し続けている。

(2) 取り組むホスピタリティ

創立当時は「一般的なデパート・百貨店」として存在していたが、現在では「伊勢丹」というトップブランドとして多くのファンを得ている。これは、客と販売員の距離感が近い事が理由として挙げる事が出来、緒方知行の著書「セブン-イレブンに学ぶ発注力」⁷⁾のまえがきに以下のように記されている。

（固定客を持っているベテランの販売員が買い付けを行うと）彼女たちには、一人ひとりのお客の顔が見えている。そして、その好みがよくわかっている。「これ××さんが喜ぶ」とか、「△△さんの好みにぴったり、すぐ買って帰ろう」といった具合に、自分の客の好み、ニーズを背景にしながら、仕入れ、買い付けを行うわけなのだから、当然お客のうけもいい。⁷⁾(2007, 緒方知行, p.3, 括弧内筆者)

販売員が顧客一人ひとりの顔や好みを覚えているからこそ、その顧客に合った接客をすることが出来る。そして、また来たいと顧客に思わせる事が出来るだろう。

伊勢丹では「主役は客である」ことを第一に考えている。そのため、「客が気持ちよく買い物をしてもらおう場所」という意味を込めて、売り場を「お買場」と呼んでいる。また、客に自分の専門外の事を聞かれても答えられるように、毎日の朝礼で各お買場のリーダーが他のフロアに出張し、リーダー同士が入れ替わった状態で行う「交換朝礼」を取り入れている。交換朝礼をすることで、すべての販売員が情報を共有し、客に最も合う商品を案内することができる。奉仕の心を持ち、「何度も来たい」と思う場を提供することが伊勢丹の心からのおもてなしである。

伊勢丹は、日本伝統の百貨店のホスピタリティの最良の継承者といえよう。

Ⅲ. ヤマト運輸株式会社

(1) 概要

1919 年 11 月に旧大和運輸が創立し、車両 4 台をもって貸し切りトラック運送を始めた。その後、業績を伸ばし、1982 年に商号をヤマト運輸株式会社と改称する。現在、ヤマトホールディングス株式会社(以下、ヤマト HD)の子会社であり、宅配便の大手企業として、宅急便・クロネコメール便を中心とした一般消費者・企業向け小口貨物運送サービス事業を行う。

株式会社スタジオジブリが製作した作品「魔女の宅急便」にも使われている「宅急便」という言葉は、ヤマト運輸のサービスの名前であり、ヤマト HD の登録商標である。現在では、人々に日常的に使われる単語になっており、ヤマト運輸の影響力を感じさせる。

現在、日本は情報社会になり、インターネットや携帯電話を使うことで簡単に早く、情報を送ることが出来るようになった。また、買い物もインターネットで出来るようになり、運送会社にも大きな変化の波が来ている。その中でヤマト運輸は、消費者が利用しやすいサービスを提供しており、シェア No.1 を維持している。

(2) 取り組むホスピタリティ

昔から運送会社の運転手といえば「トラック野郎」と言われる、荒くれ者の代名詞であった。そのため、間接的な客とのやりとりは営業部がしていた。しかし、実際に荷物を運ぶのはドライバーであり、直接客に会うのはドライバーである。その事から、ヤマト運輸は営業部を全て無くし、ドライバーが自ら営業を行う一人二役を担う仕組みに変え、誕生したのがセールスドライバーである。荷物の配達だけではなく、客との会話もセールスドライバーの大切な仕事である。セールスドライバーを経て大森営業所所長になった鈴木正孝は、大久保隆弘の著書「ヤマトは我なり！」⁸⁾において次のように述べている。

このような時代だからこそ、やはり、「挨拶」がすべてだと思う。〔中略〕「ヤマト運輸です。宅配便です」と声をかける。このひと声がとても大切だ。配達に行くと、子供さんがいると必ず話しかけるようにしている。〔中略〕仲良くなった子供さんと町ですれ違えば、手を振ってくれる。⁸⁾(大久保隆弘, 2003, p.28)

客と挨拶をし、人と人とのつながりを大切にするホスピタリティは、セールスドライバーに必要なものである。ヤマト運輸の社訓の一つに「ヤマトは我なり」という基本精神がある。社員は単なる「人材」ではなく、会社の財産としての「人財」と考え、何よりも「人を尊重」している。直接顔を合わせ、接することの出来るセールスドライバーだからこそ、できることである。

また、ヤマト運輸は配達に車を使うことが多いため、車両には事故を起こさないための設備を整えてある。「事故ゼロ」を目指し、小学生に交通安全教室を行い、また、近年では環境問題についても考慮し、リアカーによる配達や使用済みのてんぷら油を再利用したガソリンを使用する車両を取り入れるなど、社会的責任を果たす取り組みを行っている。ヤマト運輸を支えるセールスドライバーたちが考えるホスピタリティは「挨拶」と「安全」であり、人と人との共に生活するためにはとても大切なことだろう。

クロネコヤマトの宅急便の成功は、日本の物流に初めて日本的なホスピタリティを導入したことによるものである。

Ⅳ. マクドナルド

(1) 概要

1940 年にアメリカ合衆国・カリフォルニア州でマクドナルド兄弟がはじめ、レイ・クロックにより 1954 年からフランチャイズ形式の店舗展開を始める。日本では、1971 年に日本マクドナルド株式会社が設立し、銀座三越に 1 号店を開店した。現在、日本マクドナルドホールディングス株式会社が運営しており、日本

国内では 2008 年で 3800 店舗を展開している。

「Quality(品質)」「Service(サービス)」「Cleanliness(清潔さ)」「Value(価値)」をビジネスの理念としており、客にとって「お気に入りの食事の場とスタイルであり続けること」をミッションとして運営している。

(2) 取り組むホスピタリティ

マクドナルドの全ての店舗では「セルフサービス」を採用した販売の流れが出来ている。これは、販売するマクドナルド側のマニュアルによるものであり、ファーストフード店の良いところである、時間短縮を目的としている。どこの店舗に行ってもこの動きは変わることなく、リピーターの購入者は迷うことがない。

マクドナルドの店舗で働いているのはほとんどの人がアルバイト店員である。店員はクルーと呼ばれ、25 章からなるマニュアルにならない、「いらっしゃいませ」から「こちらでお召し上がりですか、お持ち帰りですか」などの接客用語や、フライドポテトを揚げる時間、ハンバーガーを作る手順まで決められている。この一貫した流れによって、正確に動くからこそその「食の安全・心の安心」が生まれる。

しかし、全てがマニュアル通りの動きをしているわけではない。人と人との関わりである接客だから、それぞれの個性や考えで動く事も重視している。疋田文明の著書「日本マクドナルドの『知られざる経営』その 2」⁹⁾に、マクドナルドの世界クルーコンテストで金メダルを受賞した武田直子の発言として、以下のように記述されている。

マニュアルで教えられたことだけをやっていようと限界があるし、面白くないですね。周りのお手本を参考にし、また、自分で考えながら、自分でできることを探していくことが、マクドナルドの仕事では大事だと思います。⁹⁾(疋田文明,2001)

クルーは、マニュアルに従いながら、自分らしさを生かした接客をする。その中でクルーの成長も大切なものだと考えているのである。

また、マクドナルドの特徴としてあげられるのは、メニュー表に書かれている「スマイル 0 円」の文字である。これはクルーが笑顔忘れずに接客する意味を持つ。また、この表示は全てのマクドナルドの店舗にあるわけではなく、本部のスタッフの評価によって選ばれた店舗だけに掲載を許された、名誉ある称号である。ここに、客に気持ち良く買ってもらうためのホスピタリティがあるといえるだろう。

日本マクドナルドはアメリカ型のマニュアルに日本的ホスピタリティを加えることによって、世界的に見てもレベルの高い展開で成功を収めたと言えるだろう。

V. 東京ディズニーリゾート

(1) 概要

株式会社オリエンタルランドが、1983 年に東京ディズニーランドを、2001 年 9 月に東京ディズニーシーを開園した。この 2

つのテーマパークに隣接する施設などの空間の事を東京ディズニーリゾートと呼ぶ。全ての施設において、ウォルト・ディズニーが発表した作品などをテーマにしており、2006 年 11 月には両テーマパーク合わせ、4 億人の客が訪れている。

現在、両テーマパークに来場する客の 9 割がリピーターだといわれており、「何度訪れても楽しめる場所」として、老若男女問わず楽しめるレジャー施設である。キャラクター人気が目立つが、それぞれの作品のストーリーに沿ったアトラクションが数多くあり、また、季節やイベントごとに期間限定のパレードがあるなど、入園料は安くないが、毎日多くの人で賑わっている。

(2) 取り組むホスピタリティ

ディズニーリゾートでは、従業員(スタッフ)を「キャスト」と呼び、客を「ゲスト」と呼ぶ。「夢と魔法の国」であるディズニーランドとディズニーシーを訪れる人は、その場所に現実ではない、夢物語を期待している。そのことを理解したうえで、キャストは来場したゲストに「夢の国に来た」と本当に思われるよう、完璧な状態を維持しなくてはならない。誰一人として、敷地内では現実の世界に戻ることなく、楽しんでもらうことが最も大切なのである。

ディズニーリゾートはゲストの事を第一に考えている。米国カリフォルニア州にディズニーランドがオープンした際、ゲストが城の写真を撮るために芝生の中に入り、踏み荒らす事があった。そのため、用地管理者が囲いをして注意を呼び掛けた時に、創設者であるウォルト・ディズニーが言った言葉が「ウォルト・ディズニーに学ぶ七転び八起き経営」¹⁰⁾に書かれている。

「だめだ、だめだ。囲いは作らない。ゲストのほうがいいんだ。ここは写真を撮るのに、とてもいい場所だよ。小道をつくって、『城の写真を撮るのに最適です』という看板を立てよう」¹⁰⁾(パット・ウィリアムズ,2006,p.220)

ゲストを観察し、その意見に耳を傾けることで、ゲストがより楽しむ事が出来る場所にしたのである。現在でもこの取り組みは行われており、水たまりがあれば地面にキャラクターの絵を描くパフォーマンスをするキャストもいる。

また、キャストにはマニュアルがない。初めに接客に必要なマナーが書かれている冊子を配られるだけである。そのため、キャストは体験から学ぶことになり、臨機応変に対応する事を身につけ、コミュニケーションの大切さを感じる事が出来る。キャストは「夢の国」を守るコミュニケーションをゲストととることで、心からのおもてなしが出来るのだろう。

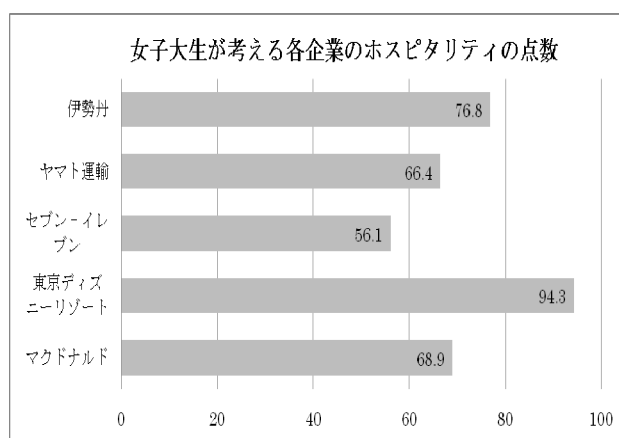
ディズニーリゾートは、アメリカ型のマニュアルをベースにしながら、ホスピタリティの視点においては、マニュアルによらない、「キャストによるゲストへの洞察力」を基本とする高いレベルの「おもてなし」を志してきた。これは、アメリカの最高のアーチストの一人とも言えるウォルト・ディズニーの哲学に基づくものである。

VI. 女子大生が考えるホスピタリティの現在

I～Vで5社の企業の取り組むホスピタリティについてみてきた。それぞれの企業理念や事業ビジョンなどによって取り組む内容ややり方の違い、また、どの企業も客の事を考えて取り組んでいるということが分かった。

だが、この取り組みは、客側にはどのくらい伝わっているのだろうか。実際に接客されているとき、人はホスピタリティ(おもてなし)を感じているのだろうか。跡見学園女子大学に通っている女子大生にアンケートを取った。(実施期日：2009年12月3日～8日)

Q1. 企業やお店が消費者・顧客に対しての接し方について、そのホスピタリティ(おもてなし)を100点満点で点数をつけるとしたら、次の企業やお店、サービスは何点くらいだと思いますか？



アンケートには141人の生徒が協力してくれ、平均点を出した。この表からは、東京ディズニーリゾートが他の企業よりも点数がよいことが分かる。個人個人の点数でも多くの生徒が100点を付けており、回答者の中には「人々に夢を与える接客が出来る」や「笑顔での対応が嬉しい」などの意見が書かれていた。これは、東京ディズニーリゾートが取り組む「夢の国」を壊さない接客が実際に行われているからだだろう。

次に評価が高かったのが伊勢丹である。実際、女子大生の年齢では常に伊勢丹に行く人が少なかったが、立ち寄った時の、綺麗な館内や丁寧な接客が印象に残っている人が多かった。また、「客の要望に細かいところまで気付いてくれ、マンツーマンの接客を受けられる」という意見があった。

3番目に点数が良かったのはマクドナルドであった。マクドナルドの点数は一人ひとりを見ていると点数にバラつきがあることが分かった。ある人は100点を付けており、また、ある人は10点を付けるなど、その人によって感じ方が大きく違うということが分かった。その理由の一つとして、いつ行っても同じ接客を良いと感じる人と、良くないと感じる人がいる事が分かった。人々の感性は人それぞれであるという事は、他の企業でもいえる事かもしれないが、今回の結果はマクドナルドによく表れていたように思う。

4番目に点数が良かったヤマト運輸では、100点と書いている回答者が少なかった。また、自分自身で利用している人が少なく、家族の代わりに受け取った人などが多かったため、印象が薄く、評価がつけづらいなどの意見もあった。また、ヤマト運輸ではないが、佐川急便で商品を頼んだ際、不在だったためか商品がドアノブにかけられていたという意見もあり、運送会社のイメージがあまり良く思われていない事を感じた。

今回のアンケートで一番点数が低かったのがセブン-イレブンであった。私が調べたセブン-イレブンのホスピタリティは、「一人十色の商品の提供」であったが、女子大生は客として利用する上でのホスピタリティをそこでは感じておらず、会計時のレジでのアルバイト店員の接客の仕方などの印象の方が強く残っているのか、このような結果になった。また、24時間経営のために、深夜のコンビニの接客が悪いと感じている回答者もいた。

このアンケートの結果から、それぞれが取り組んでいるホスピタリティが客に伝わっているか否かをみる事ができた。また、多くの学生はホスピタリティを人と人が関わることで感じるものと考えており、好印象を与える動きを指す事が分かった。

4. ディズニーランドを超える日本のホスピタリティを

日本で有数の企業のホスピタリティについて、現在の女子大生がどのようにみているかを述べてきた。この結果、今回挙げた企業の中では東京ディズニーリゾートが目に見える形でホスピタリティを提示しており、また、客もそのホスピタリティを感じ取っている事が分かった。

しかし、その東京ディズニーリゾートもアンケート結果は100点満点ではない。東京ディズニーリゾートを超えるホスピタリティを実現するためには何が必要なのか。「日本のホスピタリティ」に挙げる事が出来る事例なども参照して、考えていきたい。

I. 「日本の心」の存在

日本には昔から相手の事を考え、尊重する心があるといわれている。身内であっても、名前を知らない人であったとしても敬い、気遣い、また、たしなめることもある。これは、日本独特の文化や思考から説明する事が出来るだろう。

日本語には、相手を自分よりも立場や歳など、格が上であることを考えて使う敬語というものがあり、また、敬語を尊敬語・謙譲語・丁寧語の3つに使い分けている。言葉の形を変えることで言葉自体が変化し、また、意味が変わってしまうなど、使い方はとても難しい。しかし、敬語を美しく使えた時には話し手も聞き手もどちらもが気持ち良くなるものである。敬語という表現は英語にはなく、日本独自のものであるといえるだろう。

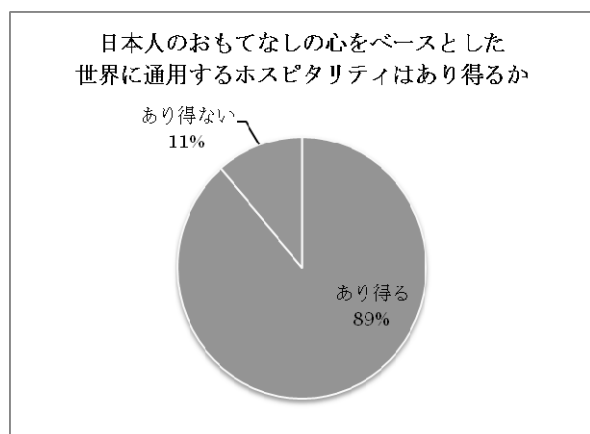
また、客に対しては玄関まで出向き、「いらっしゃいませ」と迎えるのが常識である。そして、部屋まで案内すると茶や菓子、漬物など家にあるちょっとした食べ物を出し、また客が帰際には手土産を持たせるのが習慣になっている。これは、「人はみな仏の化身である」という考えから、お互いがお互いを尊重しあうことで生まれるつながりがあるということが出来る。

II. 世界に通用する日本のホスピタリティ

日本の相手を敬うという精神は、世界にどのように見られているのだろうか。近年では、日本にある料亭や寿司屋などが世界に進出し、多くの人に親しまれるようになった。「忍者」や「侍」「舞妓」など、日本独特の服装や時代物の作品も日本を紹介する材料としてよく使われている。また、日本が世界に誇る事の出来る漫画やアニメなどもサブカルチャーの先駆けとして世界中で楽しまれている。これは、日本の文化が世界に受け入れられはじめていないということではないだろうか。

今回のアンケートで、女子大生に日本のおもてなしの精神は世界に通用するものだと思うかどうかについても聞いてみた。結果は 9 割近くの生徒が通用するものだと回答したが、1 割の回答者は世界には通用しないと回答した。

Q2. 日本人のおもてなしの心をベースとした、世界に通用するホスピタリティのかたちはあり得ると思いますか？



アンケートに「あり得る」と答えた回答者にはその事例や具体的なサービスのイメージを、「あり得ない」と答えた回答者にはなぜありえないと思うのかを記述してもらった。とても貴重な意見が集まり、私自身が思ってもみなかった回答も多々あった。その中のいくつかをあげてみたい。

「あり得る」と思った具体的なサービスのイメージ

- ・ お客様の立場で物事を考える事。
- ・ 日本特有の「和の心」を生かした「おもてなしの心」
- ・ 明るく笑顔を絶やさない、気遣いや言葉遣いに配慮した接客
- ・ デパートなどの挨拶の声や清潔感
- ・ 買い物の際、ほしい商品がないと似ているものを探してくれ、取り寄せてくれる
- ・ 混んでいても一人ひとりに丁寧に接客する

回答者の中には具体的な例を丁寧に挙げてくれた人がいる。その中のひとつを抜粋して載せたいと思う。

香港のディズニーランドに行った際、日本のキャストと香港のキャストとでは温度差があるように感じた。

香港のキャストからは「ありがとう」の気持ちが伝わってこなかった。東京のディズニーランドでは「行ってらっしゃいませ」や「お楽しみください」などの「楽しんでほしい」という気持ちが伝わってくる。

¹¹⁾(跡見学園女子大学学生,2009)

これは、日本ならではの接客が香港やアメリカなどの接客よりも人々に安心感や感謝の気持ちを届けているという事が出来るのではないだろうか。また、多くの回答者は「笑顔」や「丁寧」などのキーワードを多く使っており、例としては「老舗の料亭」や「旅館」を挙げている回答者が多かった。

一方、世界に日本のホスピタリティは通用しないと答えた回答者は「日本の文化は他の文化とは違う」や「日本で当たり前の事が世界では当たり前ではないから」「日本の文化はゆっくりしているために、日本人以外にはまどろっこしいと思われる」など、文化は必ずしも受け入れられるものではないという印象が強くみられた。実際、私が生活している中でも、他国の文化で受け入れられないものはあり、それは誰にでも、どの国の人にもある事だろう。しかし、今回のアンケートに丁寧に答えてくれた女子大生は、協力的であり、相手の事を考えての行動をしている事で、すでに「おもてなし」の行動をしている事になるのではないだろうか。今回のアンケートから、相手の事を思い、感謝の気持ちを持って行動する日本のホスピタリティは、世界に通用するのではないかと感じた。

Ⅲ. 和心(なごみごころ)の宿 オーモリ

学生のアンケートの回答にもあった「旅館」の例を挙げたい。日本には温泉地が多くあり、その温泉地には必ずと言っていいほど旅館がある。今回は数ある旅館の中でも「和心の宿 オーモリ」を見ていきたい。

「和心の宿 オーモリ」は、大正 8 年に群馬県伊香保町(現渋川市)にて創業し、コンクリート 8 階建ての客室をはじめ、全ての部屋が畳と障子の日本らしい空間になっている。露天風呂を含めた 3 種類の温泉を楽しむ事が出来る。季節によって変わる地産地消の料理を提供し、他にも旅で疲れている人には嬉しいサービスが多くある。

日本の旅館は他国のホテルと違い、女将と言われる女性管理人がいる。社長や支配人は裏方の仕事に徹し、女将が表舞台となる仕事を仕切るため、客の前に出るのも女将である。そのためか、旅館の顔は女将で決まる事もしばしばある。

オーモリは女将をはじめ、仲居などの従業員が気遣いを忘れない接客をしている。その一つとして、旅館の至る所にある掲示物が印象的である。館内の案内や旅館周辺の観光の案内などの掲示物に、女将からの一言が添えられている。また、夕食の献立は毎日変わるために毎回、手書きのお品書きが添えられている。

オーモリは、お客様には一度きりではなく、繰り返し来てもらう事が肝心であるという。旅館の総支配人である都丸孝は、接客に対してのこだわりを以下のように話す。

お客様から 2 度目のご予約を頂いたら、前回の宿泊

についての書類を見直します。季節はいつだったか、天気はどうであったかなどを調べるのです。好き嫌いがあれば献立を変えるなど、変更もします。また、前回が雨で観光が出来なかったとしたら、今回の天気を見て観光地のお勧めもします。お仕事でお泊りのようでしたら、疲れがたまらないよう、お休みいただけるように早めに床の準備をします。それぞれのお客様に快適に過ごしていただくために私たちがいるのですから、自分の家のようにくつろいでいただきたいのです。

リピーターをつくるという考えは、東京ディズニーリゾートと同じであり、そのためには1度目の対応が良くてはならない。オークラのホームページは、2010年1月現在では「心のもてなししかございません」という映像が出るように、おもてなしを念頭に置いて従業員が動いている。また、女将のブログもあり、今の雰囲気や季節感を感じる事が出来る。利用者の声も載せており、旅館を選ぶ判断基準にする事が出来る。

日本人は旅館と聞くと、温泉があり、女将がいて…というようにしか感じないかもしれない。それは、昔から身近に感じてきたからであるが、他国の人にとっては珍しく、受け入れるのに時間がかかるかもしれない。だが、旅館が持っているホスピタリティはそのギャップを超えられる力を持っているだろう。

IV. 馬場果樹園

旅館から、日本のホスピタリティについてみてきた。ここで、旅館以外の日本のホスピタリティにもふれてみたい。

馬場果樹園は、1957年に群馬県渋川市に開拓に入った初代からリンゴを主とする果樹園を始める。伊香保温泉などの観光客への販売などを行いながら自宅での販売を始め、1975年に上毛新聞に果樹園の事が記載されたことから客が年々と増え、現在では家族4人で約1万キログラムのリンゴを収穫している。全てロコミで広がった繋がりであり、リンゴやソルダムなど30品種程度の果物を自家生産・販売している。

馬場果樹園のモットーは「食べる人の身になってのりんごづくり」である。そのため、農薬は最低限しか使わず、日光を良く当てるためになるべく「無袋」で育てている。最良の味を引き出すために出来るだけ長く、「葉摘まず、玉回さず」の状態で栄養が十分に入るまで樹にならせて、熟した時に出荷する。これらはすべて「客目線」から考えたものである。

お客様に気持ちよく帰っていただく事が一番大切です。笑顔で「ありがとう」と言っていただけのことが一番嬉しいです。そして「また来たよ」と言って、訪ねてくれる事が何よりの力になります。

客とじかに触れ、販売をする馬場陽子はこのように言う。人と人との関わるやりとりだからこそ、気持ちを込めた接客を心掛けているのである。そのため、客の好みを覚える事も仕事の一つであり、信用へとつながる。

また、客が帰る際、商品とは別に「サービス品」を付けている。

これは傷が付いているようなリンゴで、商品にはならないが味に変わりはないため、自宅で食べてもらうためのサービスである。少しでも客に喜んでもらえるなら、という考えからであり、そして、必ず「ありがとうございます」という感謝の気持ちを声に出すことを忘れてはいけないという。

この接客を続けてきた中で、現在では20年、30年と通っている客や家族ぐるみの関係の客もいる。市場などに出すのではなく、直接会って、顔を見て話をし、商品を売る。人と人とのつながりがあり、気持ちが通じ合うからこそ出来る商売であり、この接客方法は自営業の強みと言う事が出来るだろう。

V. 世界に広がり始めた日本の優れたホスピタリティ

今まで日本のおもてなしの心について事例を持って説いてきた。どの接客も人を敬い、尊ぶ気持ちが込められているように思う。旅館は其中でも良い例であり、オーモリに限らず、日本の旅館の良いところは、人と人とのつながりを感じる事が出来るところだろう。松坂健の著書「ホスピタリティ進化論」¹²⁾の「はじめに」にも旅館とホテルの違いについて述べられている。

体育会の遠征に使うような宿泊施設で、機能面で較べれば、それは旅館よりもホテルの方が数段優れていると思う。が、問題は泊まる人と泊めさせる人の「交流」の方で、大げさに言ってしまうと、使う人の、人生の1シーンに係わってくるのは、不便なはずの業態ということになる。〔中略〕人は自分を深く受け止めてくれたところに、安らぎを見出すもので、そこにこそ、ホスピタリティを軸とするビジネスの将来性を見出したいと思う。¹²⁾(松坂健,2005,p.1)

旅館の接客を煩わしいと感じる人もいるかもしれない。そういう人には、ホテルの方が自分の時間を大切にできるだろう。しかし、人との関わりがない分、もてなされているという感覚はホテルの方が少ないだろう。「日本らしいおもてなし」は相手のためにいくら尽くせるかという、お互いが気持ち良いやり取りをすることである。

この日本のおもてなしが世界に認められている例がある。それは、日本のある企業が日本で行っている接客をそのままの形でニューヨークにレストランを出店したところ、大きな宣伝や広告をしなくてもロコミで噂が広がり、ミシュランに選ばれる店になったことである。馬場果樹園もこのレストラン同様、人と話すというコミュニケーションの力によって客を獲得しているが、これはその店の商品の品質がよいからであり、その上乗せとして、おもてなしの精神が加わり、さらに店の評価を上げる事が出来ているのである。

日本人はお互いに助け合い、共存・共生してきた。その中で、人々が苦痛を感じることなく楽しく過ごすために礼儀作法や敬語などが生まれ、おもてなしの心が育まれてきた。今まで私たちが培ってきたこの「おもてなしの心」は世界に誇る事が出来るだろう。そして、世界の苦痛やわだかまりを取り除く手段になるかもしれない。

今回の調査で最高点を獲得した「ディズニー」ホスピタリティはアメリカ企業発のものの中では突出した異質なものとも言える。日本社会には、歴史的に広く深くホスピタリティの心が浸透しており、サービス産業が本格化しようとしている今、多くの日本企業は大きな可能性を秘めている。

マンモスが生きていた時代の「チームプレー」に始まり、平安貴族のコミュニティや江戸の城下町の中で、日本人のコミュニケーションは洗練を重ねてきた。何よりも、空気を読むコミュニケーションを大切にしてきた日本人のホスピタリティが、いずれは「ディズニーリゾート」を超えて世界中から賞賛される時代が来ることを期待してやまない。

おわりに

今回、この卒業論文を書くにあたって、資料の提供、ご指導をくださったマネジメント学部メディア文化ゼミナール・福田優二教授をはじめ、この論文の基礎になっている2年次のゼミ論文にご指導していただきましたマネジメント学部長・芝原脩次教授、アンケートに協力してくださった跡見学園女子大学の生徒の皆様、インタビューに親切、丁寧に答えてくださいました「和心の宿 オーモリ」の女将・大森典子さんと総支配人・都丸孝さん、同じくインタビューに協力していただきました、馬場果樹園の馬場陽子さんには多大なるご理解とご協力をいただきましたこと、心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせていただきます。

引用文献

- 1) NHK スペシャル「日本人」プロジェクト／編。(2001.8)。日本人はるかな旅1。日本放送出版協会
- 2) 福田優二。(2004)。「平安還り」した現代日本の消費社会。生活起点64号。
- 3) 越川禮子。江戸のアントレプレナーシップ 江戸しぐさ語りべ。2008.2.13 取得 (<http://homepage3.nifty.com/hirose/text/edoshigusa/antre.html>)
- 4) 越川禮子。(2006)。身につけよう！江戸しぐさ。KKロングセラーズ
- 5) 市川純子。(2001)。アメリカへの移民の歴史。2010.1.10 取得 (http://www.fic.i.hosei.ac.jp/~morimura/members/1st/s_ichikawa021107.htm)
- 6) 常松洋。(1997)。大衆消費社会の登場。山川出版社
- 7) 緒方知行。(2007)。セブン-イレブンに学ぶ発注力 顧客心理を読む「個人経営」。幸福の科学出版
- 8) 大久保隆弘。(2003)。ヤマトは我なり！[宅急便]セールスドライバー“サービスの本質”。ダイヤモンド社
- 9) 疋田文明。(2001)。日本マクドナルドの「知られざる経営」――その2。 (<http://jp.fujitsu.com/about/journal/tips/study/study046.shtml>)
- 10) パッド・ウィリアムズ・寺尾まち子。(2006)。ウォルト・ディズニーに学ぶ七転び八起き経営。株式会社ネコ・パブリッシング
- 11) 福田優二。(2009.12.8)。跡見学園女子大学・学生向けアンケート
- 12) 松坂健。(2005)。ホスピタリティ進化論 いまさらホスピタリティなんて！？。柴田書店

参考文献

- ・NHK スペシャル「日本人」プロジェクト／編。(2001.8)。日本人はるかな旅1。日本放送出版協会
- ・岩波 国語辞典 第6版。(2003)。岩波書店
- ・福田優二。(2004)。「平安還り」した現代日本の消費文化
- ・豊川禮子。(2006)。身につけよう！江戸しぐさ。KKロングセラーズ

- ・Https Service by UNAGI。江戸のアントレプレナーシップ 江戸しぐさ語りべ。越川禮子。2008.2.13 取得 (<http://homepage3.nifty.com/hirose/text/edoshigusa/antre.html>)
- ・フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』。アメリカ合衆国。2010.1.10 取得 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB%E5%90%88%E8%A1%86%E5%9B%BD>)
- ・市川純子。(2001)。アメリカへの移民の歴史。2010.1.10 取得 (http://www.fic.i.hosei.ac.jp/~morimura/members/1st/s_ichikawa021107.htm)
- ・大量消費社会の登場
- ・フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』。アメリカ合衆国大統領。2010.1.10 取得 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB%E5%90%88%E8%A1%86%E5%9B%BD>)
- ・緒方知行。(2007)。セブン-イレブンに学ぶ発注力 顧客心理を読む「個人経営」。幸福の科学出版
- ・セブン-イレブン・ジャパン。会社概要。2008.2.15 取得 (<http://www.sej.co.jp/corp/company/gaiyo.html>)
- ・フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』。セブン-イレブン。2008.2.15 取得 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%BB%E3%83%96%E3%83%B3%E3%82%A4%E3%83%AC%E3%83%96%E3%83%B3>)
- ・国友隆一。(2006)。「伊勢丹のようなサービス」ができる本 なぜ「普通のデパート」がトップブランドになったのか。成美堂出版
- ・ISETAN COMPANY INFORMATION 企業情報。企業理念。2008.2.16 取得 (<http://www.isetan.co.jp/icm2/jsp/isetan/company/rinen.jsp>)
- ・大久保隆弘。(2003)。ヤマトは我なり！[宅急便]セールスドライバー“サービスの本質”。ダイヤモンド社
- ・ヤマトホールディングス。会社概要。2008.2.15 取得 (<http://www.yamato-hd.co.jp/kaisya/kaisya/index.html>)
- ・フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』。ヤマト運輸。2008.2.15 取得 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A4%E3%83%9E%E3%83%88%E9%81%8B%E8%BC%B8>)
- ・マクドナルド
- ・Welcome to McDonald's Japan。企業情報。会社案内。会社概要。2010.1.10 取得 (<http://www.mcdonalds.co.jp/company/outline/gaiyo.html>)
- ・フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』。日本マクドナルド。2010.1.10 取得 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%83%9E%E3%82%AF%E3%83%89%E3%83%8A%E3%83%AB%E3%83%89>)
- ・疋田文明。(2001)。日本マクドナルドの「知られざる経営」――その2。 (<http://jp.fujitsu.com/about/journal/tips/study/study046.shtml>)
- ・東京ディズニーリゾートホームページ。2010.1.10 取得 (<http://www.tokyodisneyresort.co.jp/>)
- ・パッド・ウィリアムズ。寺尾まち子(訳)。(2006)。ウォルト・ディズニーに学ぶ七転び八起き経営。株式会社ネコ・パブリッシング
- ・生井俊。(2006)。ディズニーランドが大切にする「コンセプト教育」の魔法 ゲストにもキャストにも笑顔があふれる瞬間。こう書房
- ・オリエンタルランドグループ(OLC GROUP)。OLCについて。2008.2.16 取得 (<http://www.olc.co.jp/company/index.html>)
- ・伊香保温泉／和心の宿オーモリ ホームページ 2010.1.10 取得 (<http://www.ikaho-omori.com/>)
- ・和心の宿 オーモリ バンフレット
- ・あつふるランド：無袋栽培のおいしい完熟りんご。2008.2.16 取得 (http://homepage2.nifty.com/BABA_apple/)
- ・松坂健。(2005)。ホスピタリティ進化論 いまさらホスピタリティなんて！？。柴田書店

伝統芸能産業の収益構造

—衰退の要因と再生への道—

マネジメント学部 マネジメント学科

蛭川 佳代子

はじめに

最近、お稽古事として「箏（こと）」を習い始めた。始めた理由は、礼儀作法を学ぶこと、教養を身につけ、高めたいと思ったからだ。現在部活動を通して書道と関わっていることもあり、私にとって芸事（書道など芸術分野）は身近である。そこで、このような業界に従事する人は、どのようにして生計を立てているのかという疑問が浮かび、研究することにした。どのようにして伝統芸能産業が成り立っているのか、どのような収益構造を持っているのかについて考察したい。

分析の一例として、一般企業と書道家の組織構造・利益体系の違いに着目したい。一般企業において、社員は企業から給与をもらい、働いている。一方で、書道をはじめ伝統芸能に従事する人々は、各個人が事業主（経営主体）であり、自らの能力に応じた報酬を得ている。また、そういった伝統芸能産業においては各個人が事業主であるとはいえ、団体などが組織され一つの大きな組織も構成している。こうした一般企業と伝統芸能産業における組織構造の違いを明らかにし、双方のメリット・デメリットを挙げた上で、現在伝統芸能産業が衰退している要因を把握、現状打開の提言を行う。

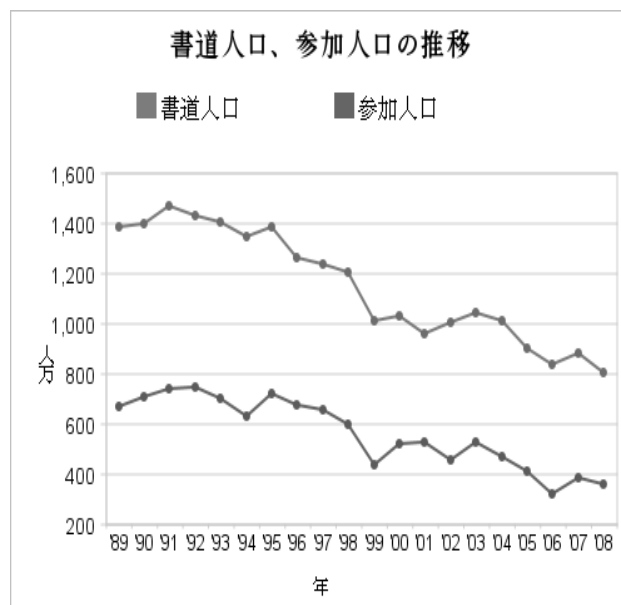
1. 「書道」産業

1. 1 書道会とは

様々な伝統産業が今日存在する。なかでも、「書道」は日本の伝統文化である。しかし、パソコンや携帯電話などの電子機器の発達による活字離れが進み、日本人の「書く」という習慣が徐々に失われつつある。手紙ではなく、電子文字が無機質に飛び交う状況である。さらに、書道教育自体も義務教育において、ゆとり教育の影響で、学習時間が減少しつつある。幼少期に誰もが一度は経験した「書道」の存在そのものが危ぶまれている。若者の活

字離れは書道の担い手不足に影響を及ぼし、また少子高齢化に伴って、伝統産業は衰退を余儀なくされている。

図表 1-1



“書道人口、参加人口の推移”

出所ホームページ：美術新聞社（書道美術新聞第 922 号 1 面
「書道人口 807 万人」09 年 9 月 15 日掲載）

この図表 1-1 のグラフは、日本生産性本部が発表する『レジャー白書 '09』による調査結果である。前年度の 1 年間の活動実態の調査として得られた「参加率」データを、調査時点での 15 歳以上の人口 1 億 1049 万人（男性：5342 万人、女性：5707 万

人)に照らして「参加人口」を算出している。(以上、書道美術新聞第922号より参照。)

グラフから見るように、「書道人口」の推移は年々減少していることが分かる。減少の理由として、下記3つが挙げられる。

- ① 人口の減少
- ② 娯楽の多様化
- ③ 景気悪化による可処分所得の減少

伝統産業の衰退は、我が国のアイデンティティを揺るがす問題であるとする。そこで、本論文では、書道会を例に伝統産業の構造を分析し、発展の道を探る。

1. 2 書道会の歴史

日本の書道の歴史は、漢字の伝来に始まり、仏教が広まって写経が普及することで発展した。また遣隋使によって中国文化が直接日本に招来したことで、中国の書が流行した。明治時代にかけて多くの書家が誕生した。大正時代末期には、書家を束ねる書道団体が結成された。それにより、書道活動は組織的に形成されていくことになっていった。このように、組織が生まれることによって「書家」が職業として成り立つようになった。書道を志す人々、プロとして書で生計を立てていきたいという人々は必然的に組織に所属していき、結果として書道団体は全国的な広がりを見せた。生計を立てるためには、「会派」という後ろ盾、シグナリング¹⁾が必要だったからである。

では、書道で生計を立てるとは、どのようなことなのだろうか。詳細は組織構造の段で述べるが、ここでは一般的な会の構造について説明していく。

書道会を維持するためには、会員の存在が重要ともいえる。会には会員を増やすこと、弟子を多く育てることで発展し、会としての存在感を増す。また、書道の普及には展覧会も重要である。展覧会の中には書道団体で運営されるものと、大手新聞社主催のものがある。日展(美術振興を目的に、日本の芸術作品を紹介する総合美術展)、毎日展(毎日新聞社主催)、読売展(読売新聞社主催)などの全国的な展覧会となると、まずそれぞれの書道団体のなかで審査をし、規定数を出品するシステムがある。その上で、改めて審査をして入選作品を決定する。審査自体も、上手い作品が入選することは勿論であるのだが、入選作品を選ぶに当たり、作品の出来不出来に関係なく、「〇〇会の作品は何点、〇〇先生の所は何点」という派閥の縛りがあるといわれている。展覧会で入選することによって、所属する団体内での昇格が行われていく。このように、「書道会」と「展覧会」は相互にリンクしている²⁾と考えられる。

一般的には、技能の習得を目的に習うお稽古ごととして、書道塾や書道教室が身近である。書道塾や書道教室などでは、ピアノや珠算などのように、各自にあったグレードや段級が与えられる制度を導入している。これらも、書道団体による競書誌により、段級の取得が出来るのである。よって、書道を学ぶ上では、書道会との関係は切っても切れないのである。

2. 一般企業との違い

2. 1 組織構造

ここでは、書道会と一般企業との組織構造の違いを述べる。図表2-1、図表2-2は、それぞれ書家、一般的な企業で働く人々が所属している組織の略図である。書家は各書道団体に所属、会派を形成し展覧会活動や会としての活動を通じ、利益を得る。個人が事業主であり、団体は商工会議所のようなもののように見えるが、1章で述べたように書家にとって所属する団体の規模、権威というものは直接収入に影響してくるため、伝統産業、特に書道会においては重要な役割を持つ。

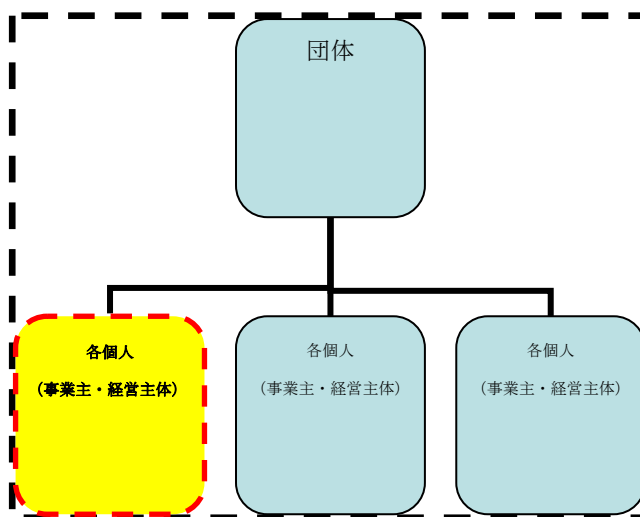
一方、図表2-2は一般的な企業の例である。従業員は所属する組織から賃金をもらい、組織の一員として業務をこなす。書道会と一般企業においての違いとして、

- ① 収入の安定性
- ② 個々の生産性の比較しにくさを挙げる事が出来る。

①は、一般企業では、年功賃金制度にせよ成果賃金制度にせよ、安定した収入を得ることが出来る。一方で、書道を職業とする場合、決まった賃金というものは存在せず、弟子からの月謝や作品の販売で収入を得ることが主な収入源であり、毎月安定した収入を見込めるとは限らない。

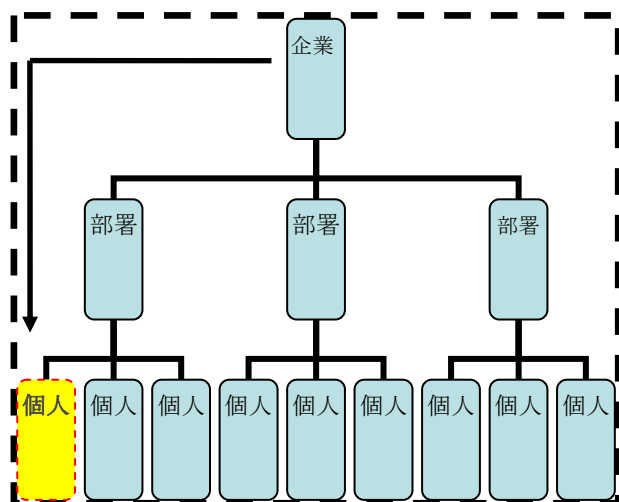
②は、一般企業では個々の生産性が成果として表れるため、比較しやすい。しかし、書道の場合、伝統芸能特有の古い体質が関係し、字の上手さが直接に生産性に結びつかないこともあるため、単純に生産性を比較することができない。

図表 2-1



書道会の組織構造

図表 2-2



一般企業の組織構造

では、書道を職業としていくためには何が必要なのだろうか。実は、書道教室を開くための資格はないので、誰でも書道教室を開くことが可能なのである。書道の資格というものは、各団体によって認定される師範制度がある以外、公式な資格というものはない。そのため、書道の経験があることや、少しでも教えられる技量があれば、誰でも教室を開き、指導することは可能である。しかし、学校での指導教諭は教職の資格が必要なため、大学で教職課程を学び資格取得をしなくてはならない。

また、書道教室を開かず一般企業に勤めながら書活動を行う場合、書道団体に所属している先生の教室で学ぶことが一般的である。ただ、社中³⁾に入ると、土日は展覧会や稽古に拘束されるため、休日がなくなり、仕事との両立が難しく、費用の面でも厳しい。毎週、又は毎月行われる練習会への参加は必須である。行事の一例としては、展覧会や公募展が近づくと、各書道団体に所属する人々全体が参加しての錬成会⁴⁾なるものが行われる。

2. 2 利益体系

ここでは一般的な書道教室の経営例を挙げる。

図表 2-3 は、所属する書道団体や社中の先生に習い、実際に独立して教室を開設した場合のシミュレーションである。

独立して書道教室を開くパターンとして、「自宅教室型」と「教室発展型」に分類される。両者に共通して言えるのは、資格が必要ないため、書道の経験さえあれば誰でも書道教室を開くことが可能である。

自宅教室型は、教室発展型と違って部屋を借りず、自宅などで小規模に行われる。あくまで、自宅で行われるため、教えられる人数は限られており、必然的に収入も少なくなる。従って、自宅教室型は、主婦や定年退職後の学校教師など比較的時間に余裕がある人が副業的に行うことが多い。

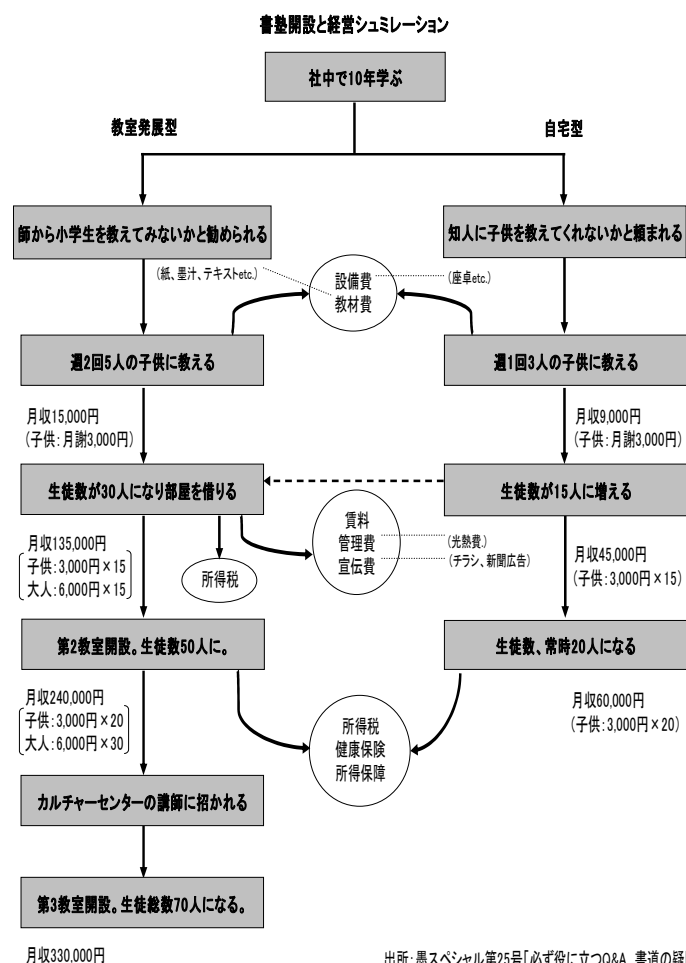
教室発展型は、主に書道教室で生計を立てる手段として用いる。最初は自宅教室型のように、小規模、自宅などで教えることが多いが、規模も大きくなり、教える生徒が増えるにつれて部屋を借

り、大人数を一度に教えるようになる。この例では、カルチャー教室の講師に招かれ、最終的には教室を3つ持つまでに発展している。

図表 2-4 は、ひと月の教室経営収支の例の表である。小計を見ると、収入に占める出費（費用）の割合が約 13%と非常に低いと言える。収入の大半は月謝であり、その先生の技術・指導力がダイレクトに収入に反映してくる。では、ここでいう技術・指導力はどのようにして決められるのか。一般企業の場合は会社全体の成績、個人の貢献度などによって個々の収入が決定、それが直接的ではないにしろ、その個人の生産性を表している。一方で書家の技術・指導力といったものは、所属する書道団体や社中の中での役職、展覧会での受賞歴、弟子の数などによってある程度把握することができる。しかし、書道団体や社中の役職や展覧会での受賞などは、単に技術が反映されるものではなく、政治的な要因や様々な要因が関係してくるため、一概に「役職が高い＝書道の技術が高い」という図式は成立しない(もちろんこの図式が成り立つことは多い)。

参考文献⁵⁾によれば、地域で書道教室を開く場合に重要になってくることは、「地域に認められること」と書いてある。教えている生徒がその地域の展覧会で賞を受賞した、口コミで生徒が増えるなど、地域に認められて初めて成り立つもので、そこでは社中での実績などはあまり関係ない。

図表 2-3



月収330,000円

出所: 墨スペシャル第25号「必ず役に立つQ&A 書道の疑問」

図表 2-4

Aさんの一月の教室経営収支

日 曜	概 要	入金(円)	出金(円)
1 木	半紙仕入れ		¥3,500
2 金	月謝	¥112,000	
	競書誌代	¥30,000	
	半紙売上	¥1,650	
3 土	朱墨		¥900
8 金	蛍光灯		¥840
	月謝	¥13,000	
	半紙売上	¥850	
12 火	硬筆用紙		¥1,000
15 金	糊		¥100
	半紙売上	¥1,450	
18 月	競書誌仕入28冊		¥14,000
20 水	硬筆手本コピー		¥150
22 金	ゴミ袋		¥270
	半紙売上	¥900	
	小計	¥159,850	¥20,760
	差引残高	¥139,090	

(6月の出納簿より)

[設定]	けいこ日(毎週金曜日)	10:30	大人
		2:00	小学生
		6:00	大人・中学生
月謝	大人	¥5,000	8名
	小・中学生	¥4,000	25名

出所:墨スペシャル第25号「必ず役に立つQ&A 書道の疑問」

確かに、書道を指導するためには、資格は必要ない。しかし、指導者側も技術向上のためには学ぶ必要もある。また、学ぶ側にとっても技術レベルを知る手段として、段級位を教室外の同一会派の中である程度客観的に測ることの出来る競書誌が必要となるため、書道団体に所属することは必要である。

では、書道を学ぶ側にとっては、どのくらいの費用が必要になってくるのか。用具用材、授業料が基本費用と考えられる。しかし、用具用材一つとって様々な種類があるように、金額も様々ある。書道の専門家を目指すとなれば、高級な用具用材を使うようになる。ピアニストを目指すのであれば、グランドピアノが必要となってくるのと同じことだ。また、専門家となると、高度な技術や技量も必要となるが、才能も関係してくる。その才能の目を少しでも開花させるためには、お稽古程度の技術指導だけでは決して開くとは言えない。良い師匠に巡り会い、技術指導を受けることは、とても重要となるのである。よって、そのような場合、師弟関係は濃密となる。

現実には、書家になりたければ、師匠の鞆持ちから弟子入りすれば、上手くても下手でも書家になれてしまうという話もある。また、30年前の大学の書道学科では、入学当時200人いた学生が、卒業時に書道を続けていたのは僅か25人であったこと、当時ですら大学4年間に1千万円もの費用がかかっていた(社中などに入っている場合)という話を、書道関係者から聞いた。よって、現在にすると、費用はその倍以上になるとも推測される。また、同様の世界でいうと、生け花や茶道もその道を極めると、上記以上の費用が必要であるそう。その道を極めたくても、現実と金銭問題を考えると、断念せざるを得ない人も多いのである。生け花や茶道のように、家元制度は存在しないものの、それぞれ

の書道団体によって、家元制度に似た組織運営の形態を取っている会もある。また、それぞれの書道団体や会派によって、専門としている書風が固定されていたり、書くものの幅が違っていたりする場合もあるため、好きなように書けない場合もある。従って、書道会だけが一概に特殊という訳ではない。

3. 展覧会の役割

書道が発展するベースとなってきたのが「展覧会」の存在である。なかでも、日展、毎日展を筆頭に多くの公募展が開催され、活動が大きく全国的に広がっていった。

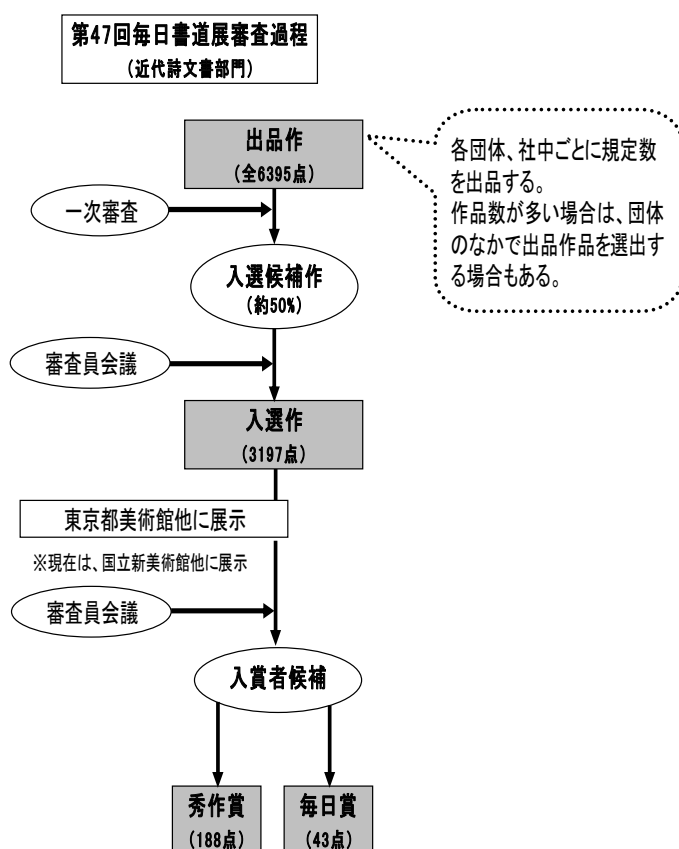
その公募展に出品している書家たちがプロとして学校や塾、カルチャー教室などで指導することで、書の世界も裾野が広がった。一般の人が書道を学びたいと思えば、書道教室など、書の世界に関わるようになる。そのように、一般の人が書の世界と接点を持つ場の一つが、展覧会でもある。また、書活動をしている人にとっては、展覧会が自身の発表の場であり、名の知れた書家であれば、固定ファンやスポンサーを獲得できるなど、展覧会は書活動をする上で重要なメリットを持っている。しかし、社中独自の展覧会や全国的な展覧会ではない場合、足を運ぶ人は展覧会に出品している人など、関係者に偏ってしまう傾向が強い。また、1章でも挙げたように、展覧会に自由に出品できる訳ではないという、事実も在り、複雑な組織体系が存在している。

図表 3-1 は、毎日書道展の審査過程の図表である。全国から出品があり、一次審査に通される。だが、出品数に書道団体や社中の規定数が存在するため、なかには、社中の数合わせのために出品したという人もいる。一次審査を通過し、二次へ進める作品も全体の50%になってしまうなど、道は狭い。また、審査自体も1回では済まず、何日間と時間を費やして行われるものである。審査は、出品数が多いため一瞬で決まってしまう。以前、とある社中の審査のアルバイトを経験したのだが、アルバイト20人程度で審査員達の目の前に一列に並び作品を両手に広げ、審査員3人の挙手によってほんの数秒で入選作と落選作に振り分けていていた。このような評価方法は、一般企業ではまず考えられない。入賞した人の中では序列が決められるが、落選した作品は「その他大勢」と見なされ、評価の対象にならない。では入賞作品と何が違うのかと聞かれれば、それは評価者の好みであったり、社中に関係した入賞数の調整など、実力がそのまま評価に反映されていない実態がある。

このように、展覧会は作品(成果物)の発表の場であると同時に、他の出品者(競合他社)とのコンペのような機能を持っているのだが、実はその裏には社中による制限(派閥、根回し)、入賞させるために数百万円必要である(リベート)など、実力以外の要素によって出品者の評価が決定されているきらいがある。書家として大成したければ、師の鞆持ちからはじめ、弟子を増やし入賞のために多くの投資を行わなければならない、初期投資に莫大な費用がかかる。こうした費用は必ず回収できるかという、そうではない。道半ばで書家の道を断念せざるを得ない人々は非常に多く、そこまですにかかった費用は、全てサンクコストとして回収不能に陥る。

書家になるために必要な費用の大半は、他の職業に転職する場合、意味を成さないからである。

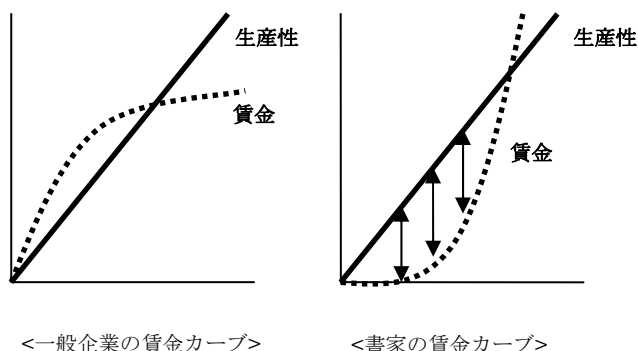
図表 3-1



出所: 墨スペシャル第25号「必ず役に立つQ&A 書道の疑問」

ここまでで述べてきたように、自らの実力を世の中に認知させるためには、莫大な費用と時間がかかるということである。一般企業の場合、ベッカーの提唱する賃金カーブによると、ある一定の年齢までは賃金が生産性を上回っており、途中で逆転する。書家の賃金カーブを推定するとすれば、60歳程度までは生産性が賃金を上回っている状態にあるため、収入の安定性という意味では一般企業の方が安定しているといえる。

図表 3-2



4. 結論

日本の書道の歴史は、昔から寺子屋などで誰もが習字を指導されてきた。古い伝統があるなかで、現在多くの書道教室や習字教室が存在している。街の教室などの指導者といったら、どちらかというと若い人よりある程度の経験のある人が先生として指導しているイメージがあり、指導者は高齢化の傾向にあった。しかし、近年では若手の書家などがテレビ番組や雑誌に登場したり、高校の書道部の部活動を舞台にしたマンガが登場したりするなど、書道がより身近な存在に変化している。また、最近ではパソコンの普及によって、書作品を自由自在に加工することが可能となっている。書作品を生活雑貨やインテリアなど多様なものに活かし、デザインすることも世間では注目されている。このように、敷居の高い印象であった書道や伝統産業が、時代の変化によって我々の生活に浸透し始めてきた。

日常生活の中に馴染み始めた書道をはじめとする伝統芸能ではあるが、一方で、少子高齢化を起因とする伝統芸能に従事する人口が減少しているのも事実だ。こうした背景を受け、伝統芸能を生業として生計を立てていくことが難しくなっている。また、こうした人口の減少に加え、「体質」に起因した参入障壁の問題がある。同じような産業として「生け花」や「茶道」のように趣味的なお稽古として存在するが、いずれの産業も、体質的に見ると金銭の権威が邪魔をして、「美術的価値」が減退している。

私が筆を習って見えたこととして具体的に挙げると、

- ・ 先生へのお月謝が毎回かかる
- ・ 発表会などの舞台に出るときは、お月謝以外に1曲、2曲と出演することに費用が発生する

発表会ではその他にも、先生へのお礼、写真代、着付け代、来てくださったお客様に対してのお礼など、その会派にもよるが伝統芸能特有の「しきたり」が存在する。こうした諸問題により、現在の景気状況においては、お稽古事を続けることを断念する可能性もある。

では、なぜ「しきたり」がなくならないのか。一言でいうと、既得権益の存在である。書道を例にとると、書道家として地位を築くためには、先述のように「抱持ち」からはじめ、多くの投資を必要とする。そうした人々らによってピラミッドが構成され、現在のような「しきたり」という形で残っている。もし、既得権益を排除し、オープンな形で新たな書道業界を構築するとしたら、それはもはや全く別物になってしまう。しきたりや風習によって書道の裾野が狭まってしまうとしても、日本有数の歴史を持つ書道業界を変える事は、容易ではない。

伝統芸能産業の衰退自体は時代の趨勢なのかもしれない。しかし、パソコンが普及し、字を書く習慣が失われつつある昨今、改めて手書き文字の良さが見直されるべきではないだろうか。パソコンや携帯電話が当たり前のように身近に存在する世界に生まれた子ども達にとっても、手書きで書く実用書の習得が必要だと私は考える。若い世代に継承していくためにも、伝統芸能産業の構造を見直し、現代に合ったビジネスモデルを模索することで、再び書道や伝統芸能が発展していくのではないだろうか。

おわりに

将来、自分が歳をとったら書道を教えてみたいという思いがある。しかし、本論文で書道の世界について考察することで、様々な組織の仕組みが分かったが、自分が思っていたものとは異なる世界であった。正直、「きれいな文字を書く」という気持ちとは程遠くなる組織体質があることに少々落胆した。だが、それはどんな世界でも存在する共通事項であり、組織構造が存在することで、あらゆる伝統文化や産業が今日まで成り立ってきたのだとも思う。これからの時代、特殊な技術や技量を会得することは、貴重であるとされる。私が楽しいと思って学びはじめたお箏のように、楽しみながら書や伝統芸能を学んでいる人は沢山いる。様々な伝統芸能産業の発展には、少しでも興味を持ってもらうことが必要である。未熟であるが、これからも好きな書道を続け、老後はぜひ「書」を通して伝統文化の良さや楽しみを継承していける人になれたらと思う。

注

- 1) 似たようなシグナリングの例として、就職活動における学歴などがある。
- 2) 大野加奈子（2007）「書道界の制度と力学—現代日本の書道界と展覧会活動についての考察—」『文化人類学』72-7 日本文化人類学会より引用
- 3) 各書道団体の会派のことを総じていう。
- 4) 所属団体の先生や一線で活躍する書家から、直接指導を受けられる機会であり、全国から弟子が参加する合宿のことである。
- 5) 芸術新聞社「かならず役に立つ Q&A 書道の疑問」『季刊 墨スペシャル』第25号より引用

参考文献

- ・ 大野加奈子（2007）「書道界の制度と力学—現代日本の書道界と展覧会活動についての考察—」『文化人類学』72-7 日本文化人類学会
- ・ 全国大学書写書道教育学会 高島知佐子（2005）「文化芸術組織をめぐる経営学的分析のための視点」『経営研究』大阪市立大学経営学会
- ・ 平形精一、滝口雅弘、葛西孝章（2007）「生涯学習における段級位制度に関する考察」『静岡大学教育学部研究報告（教科教育学篇）』第38号 静岡大学教育学部
- ・ 土屋弘鳳（2006）『“脱”書道界 一つれづれなるままに—』木耳社
- ・ 今井凌雪（1990）『書を志す人へ I』二玄社
- ・ 美術新聞社『書道美術新聞』第922号 2009年9月15日
- ・ 芸術新聞社「かならず役に立つ Q&A 書道の疑問」『季刊 墨スペシャル』第25号1995年10月5日
- ・ 芸術新聞社「書のあらゆる【便利】を網羅する 書道べんり帳」『季刊 墨スペシャル』第30号1997年1月5日
- ・ 日展ホームページ <http://www.nitten.or.jp/index.html>

【入 賞】

救急医療搬送システムにおける搬送遅延問題の緩和について

マネジメント学部 マネジメント学科

堀田 裕子

1. はじめに

救急医療は本来、緊急性を要する重症患者に対して少しでも早く適切な治療を行うことを目的としている。ところが、近年の医師不足や不適切な利用者の増加により、救急搬送中に患者が死亡する事故が多発している。

特に昨年は、メディアによって度々救急搬送受入拒否問題が相次いで放送された影響もあり、救急医療システムの改善は早急の課題となった。しかし救急医療システムは、複数の問題点を抱えており、すぐに体制を整えられないのが現実である。

したがって今回は、救急医療搬送システム現状を踏まえた上で、救急医療システムを改善していく案の他に、例えば私たち国民が行動を起こすことによって問題緩和につなげられないのかなどといった、別の視点で問題の緩和につなげられないかを考察していく。

以下、第2章では救急医療とは何かを明らかにし、第3章では救急医療搬送システムの仕組みについて説明を行う。第4章から第6章にかけて救急医療の現状・原因及びその検証について、第7章では考えた対策について取り上げ、第8章をまとめとする。

2. 救急医療の定義

2.1. 救急医療とは

救急医療とは、疾患、外傷、中毒等に対して緊急の処置ならびに対応の必要があるものに行われる医療体制のことである。¹⁾

2.2. 救急医療の歴史

わが国における救急医療は、神奈川県警察部が1933年に横浜市の横浜消防署に、キャデラックの改造救急車を配置したのに始まる。次いで1934年には名古屋市中消防署が、同年12月には東京の日本赤十字社東京支部が2台の救急車をもって、それぞれ救急業務を開始している。²⁾

これ以降様々な検討が行われ、1963年の消防法の改正で救急患者の搬送が消防機関の義務となった。その後、救急医療センター・休日夜間急患センターなどが整備されてきた。しかし、1960年代後半からモータリゼーション³⁾の発達により交通事故が多発した結果、告示診療所や告示病院が対応しきれなくなり、救急搬送の「たらい回し」が相次いでしまった。

そのため対策として各都道府県は1977年に、1次・2次・3次の救急医療体制の系統的整備を順次行った。

また、1987年までは内科系の患者の搬送は認められていなかったが、消防法の改正により以降それが実現した。

1991年には救急救命士制度が始まり、医師の指示の下であれば特定の救急救命処置を実施が可能となり、現在に至る。⁴⁾

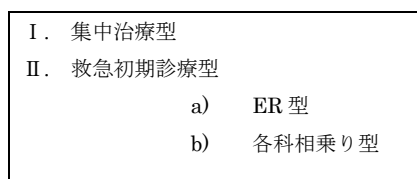
3. 救急医療の仕組み⁵⁾

3.1. 搬送の流れ

通報を受けた後、消防署から救急車が出動し、現場へ駆けつけ、救急車内に患者を搬入する。救命救急士が病状を判断し、消防指令センターに勤務する救命指導医の指示を受けて処置を行う間、別の隊員が患者の搬送先の病院を決めるために救急車内の電話から病院に連絡するというのが、一連の流れである。

3.2. 救急医療システムの大分類

現在のわが国の救急医療システムは、次の3つに分かれる。



集中治療型は、主に3次救急施設の救急医療体制で、各科相乗り型は1・2次救急施設で比較的多く見られる救急医療体制である。

3.2.1 3次救急システム

3次救急システムは図1のような構成で運営されている。患者の重症度によって救急隊員が搬送するシステムである。

・1次救急病院

比較的軽症の患者の初期救急医療施設。入院の必要性なども判断する。

・2次救急病院

1次救急病院で転送されてきた患者や、救急現場で入院が必要と考えられた患者など、一般病棟に入院する必要があると思われる患者に対する医療施設。

・3次救急病院・救命救急センター

1・2次で重症と判断された患者、もしくは集中治療室に入院する必要があると判断された患者に対する医療施設。1992年より従来の救命救急センターに加えて高度救命救急センターの整備が始まった。

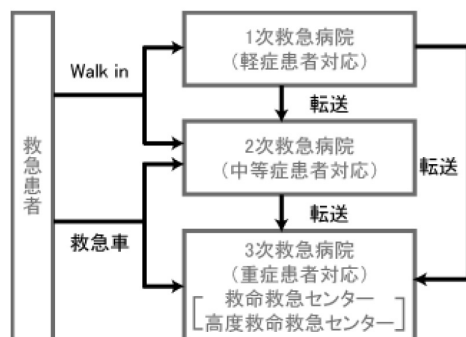


図1 従来のわが国の救急システム

日本救急医学会 ER 検討特別委員会「ER システム F&Q」より

3.2.2 ER 救急システム

ER 救急システムとは北米型の ER システムを参考に作られたものである。（図2参照）

基本的に全ての救急患者に対応するため、ER ドクターは全ての科の初期診療を行う。外来者にはトリアージナース⁶⁾が対応し、緊急性があるかないかの判断を行い、緊急性があった場合、ER ドクターの診療を受けることになる。ER ドクターは初期診療後、入院が必要な患者は全てその担当科に振り分け、入院患者や手術には基本的には関与しない。

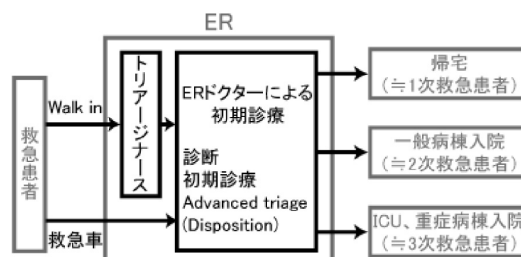


図2 ER型救急システム

日本救急医学会 ER 検討特別委員会「ER システム F&Q」より

3.2.3 各科相乗り型救急システム

各科の救急担当医を集めて救急患者に対応するシステムである。したがって、その施設で対応可能な科の救急患者を受け入れることになるが、ER 型とは違って救急外来では全救急患者を横断的に初期診療するシステムにはなっていない。わが国の救急システムは、この型が最も多い。（図3参照）

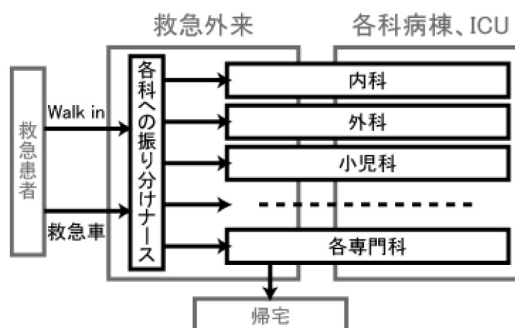


図3 各科相乗り型救急システム

日本救急医学会 ER 検討特別委員会「ER システム F&Q」より

以上のように、救急医療システムは各病院によってバラバラに決められている。さらにこれだけでは救急システムは運用できず、病院へ搬送するには病院のベッドの空き具合や、担当科医などの情報も必要となるのだ。そのため、情報システムの整備も重要となる。ちなみに情報は消防本部で把握しており、救急隊員と連絡を取り合い、それを利用するという仕組みだ。各消防本部が情報を収集することになっているが、情報を束ねる役割を持つ場所も存在する。例えば、東京都では東京消防庁が、大阪では大阪府医師会が情報をほぼ全て網羅している。

情報の得方も救急システムも都道府県によってバラバラとなると、より円滑な救急作業は出来ないように思われる。スムーズな作業を行うには、関係者同士の議論やシステム統一は重要なのではないかな。

4. 救急需要の拡大

4.1. 救急出動件数

図4を見ると、消防機関による救急業務の義務化以来、救急出動件数は年々右肩上がりに増え続けていることが分かる。特に平成14年以降の救急需要の伸びは急で、平成16年度からは年間500万件を超えてしまっており、平成10年から平成19年の間で約160万件も増加している。

さらに図5を見ると、救急車を利用する患者は成人と高齢者がほとんどを占めており、成人は年々減少しているものの、高齢者は年々増加する傾向にあることが分かる。また、わが国では高齢化が急激に進んでいるため、さらにこの先高齢患者の割合が増えると予測される。

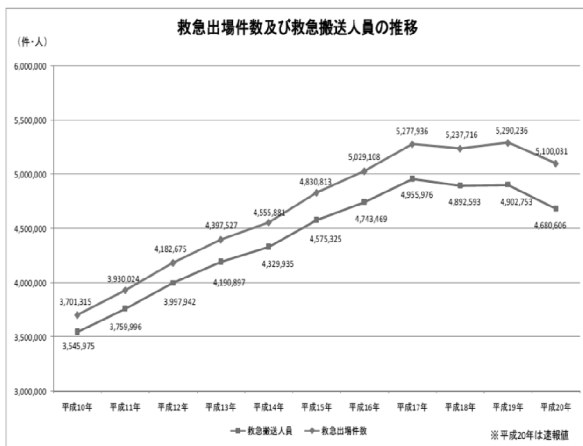


図4 救急出動件数及び救急搬送人員の推移
総務省消防庁 救急業務高度化推進検討会報告書より

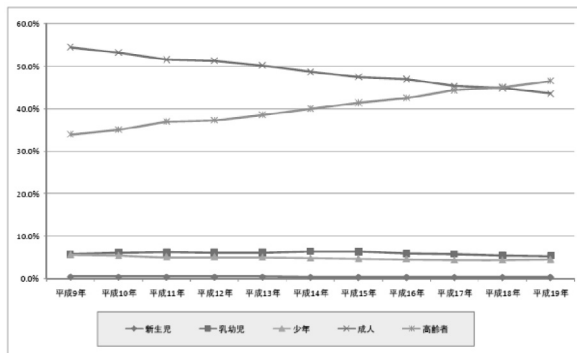


図5 年齢区分別搬送人員割合
総務省消防庁 救急業務高度化推進検討会報告書より

4.2. 原因の推測

現在、救急出動件数の増加の原因については解明されていない。そこで私は以下のような理由を考えた。

- ①高齢者の増加に伴う急病の増加
- ②疾患構造の変化
- ③核家族の増加による緊急時対応能力の低下

高齢者は成人と比べると免疫力が低く、病気にかかりやすいイメージがある。また、わが国では高齢化が急速に進んでおり、高齢者が増える＝急病患者が増えるといったつながりがあるのではないかと考える。また、欧米ブームによって食生活も急激に変化しており、一時は生活習慣病が話題になるほど流行ったほか、メタボリックシンドロームも知らない人がいないほど世の中に広がり、これらは急病にかかりやすいということから、救急出動件数が増加していると考えられる。さらには核家族や高齢者の独り暮らしの増加で周囲に人がいない状況の人が多く、緊急時にパニックになりやすい環境となっていることから、昔よりも緊急時対応能力が低下していることも出動件数の増加につながっているのではないだろうか。

4.3. 原因の検証

4.3.1. 高齢者の増加に伴う急病の増加

まず、1つ目の理由である高齢者の増加に伴う急病の増加について考える。近年、わが国では少子高齢化が急激に進んでおり、2007年には超高齢社会となった。高齢者人口の増加推移については、図6を参照していただきたい。

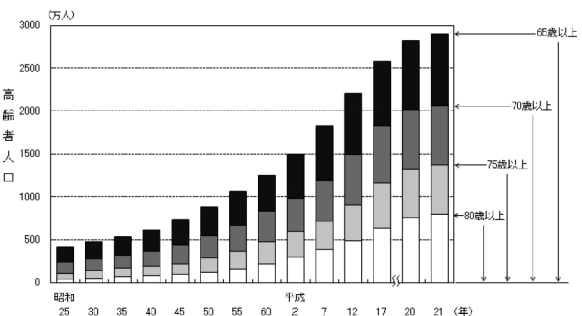


図6 高齢者人口の推移
総務省統計局 統計トピックス No.41 高齢者の人口より引用

人は老化すると身体機能が低下していく。具体的には、視力、運動機能、呼吸器系、腎臓機能の低下や骨粗鬆などがある。また、脳梗塞やアルツハイマーにもなりやすく、このことから、高齢者と医療機関は若年者と比べて密接な関係があると言える。

朝来市消防本部の報告を例にすると、平成19年における高齢者の搬送は1232人中709人で、全体に占める比率は57.5%と半分以上を占めている。また、高齢者の搬送理由としては65.4%(464人)が急病となっており、高齢者は急病になりやすいことが分かる。

このことと、救急搬送において高齢者の割合が年々増加していることをあわせて考えると、高齢者の増加に伴い急病患者は増え、救急出動件数の増加に繋がるといえる。現に、図7を見ると年々

微量ではあるが急病者数が増加していることが分かる。

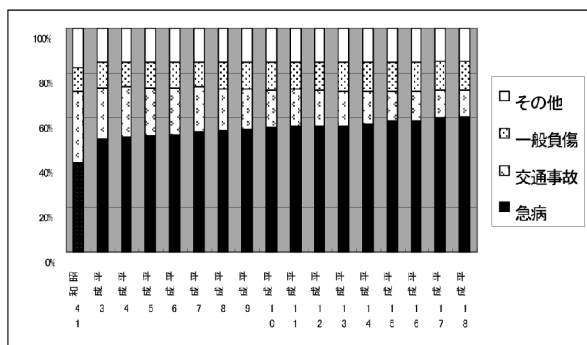


図 7 事故種別出傷件数構成比の推移
総務省 平成 19 年度版報道資料より作成

4.3.2 疾患構造の変化

わが国の疾患構造はここ 50 年の間に大きく変化している。(表 1 参照) 厚生労働省の人口動態統計の死因順位別に見た死亡数・死亡率の年次推移について第 1 位に着目すると、昭和 28 年までは全結核、その後昭和 55 年までは脳血管疾患、以降は悪性新生物(ガン)が主な死因となっている。第 2 位は 25 年までは脳血管疾患、26, 27 年は全結核で、その後 56 年までは悪性新生物が占めており、以降脳血管疾患と心疾患が続いている。

このことから、わが国の疾患構造は全結核→脳血管疾患→悪性新生物と変化しており、特に昭和 57 年以降は老衰ではなく、病死する人が多いということが表から読み取れる。

全結核の場合の考えられる症状は咯血や呼吸困難、脳血管疾患の場合は頭痛や意識障害、悪性新生物の場合は臓器の機能不全などと、もしもの時は緊急を要する可能性が高い。しかしながらこれら 3 つの病気は、生活習慣を見直せば予防できると言われている。言い換えれば、生活習慣の乱れが疾患構造の変化、及び、患者増加を引き起こしていると言える。

4.3.3 核家族の増加などによる緊急時対応能力の低下

表 1 死因順位別にみた死亡数・死因率の年次推移

厚生労働省 人口動態統計より抜粋⁵⁾

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
昭和 25 年	全結核	脳血管疾患	肺炎及び気管支炎	胃腸炎	悪性新生物
昭和 30 年	脳血管疾患	悪性新生物	老衰	心疾患	全結核
昭和 35 年	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	老衰	肺炎及び気管支炎
昭和 40 年	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	老衰	不慮の事故
昭和 45 年	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	不慮の事故	老衰
昭和 50 年	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	肺炎及び気管支炎	不慮の事故
昭和 55 年	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	肺炎及び気管支炎	老衰
昭和 60 年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎及び気管支炎	不慮の事故及び有害作用
平成元年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎及び気管支炎	不慮の事故及び有害作用
平成 5 年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎及び気管支炎	不慮の事故及び有害作用
平成 10 年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
平成 15 年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故

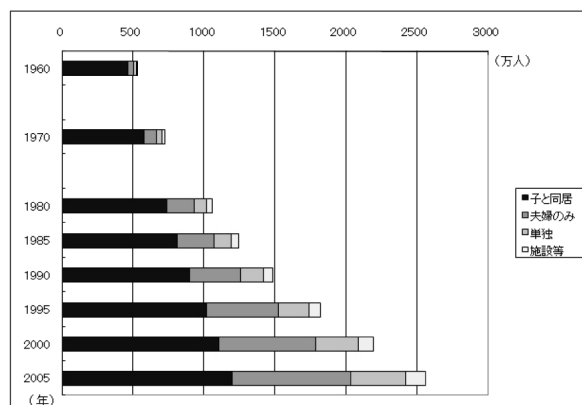


図 8 65 歳以上の居住形態別の実数
国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集 2008 より

近年は核家族が進んでおり、特に高齢者の孤独死が問題視されている。図 8 は 1960 年から 2005 年にかけての一般世帯数の推移であるが、1 人世帯及び 2 人世帯数が大幅に増えていることがわかる。また、図 9 は 65 歳以上の居住形態別の実数だが、全体的に高齢者が増えていることと、夫婦のみの形態と単独の形態の増加率が、他比べると高いことがわかる。

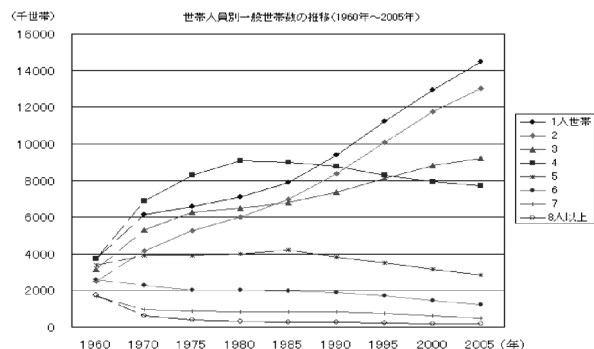


図 9 世帯人員別一般世帯数の推移
総務省統計局 役立つ国勢調査 CENSUS PARK より引用

1人世帯や2人世帯だと、緊急時に誰もいないという状況になったり、1人のためパニックになってしまったりして、判断能力が十分でなくなってしまう可能性が高い。特に救急車を呼ぶという状況は非日常的なものであるため、人が倒れた、怪我したなどの問題が発生した場合には、医療のエキスパートに頼る意識が強く働くようになる。

5. 不適切な利用者の増加

5.1. 救急車による傷病程度別搬送人員

図10は平成9年から平成19年までの傷病程度別搬送人員の割合をグラフにしたものである。これをみると、割合数は変化していないが、軽症患者が半数を占めていることがわかる。それに対し、重症患者の割合はわずか10%と少ない。このことから緊急性のない軽症と中等症の増加が、救急出動件数を増加させたといえる。

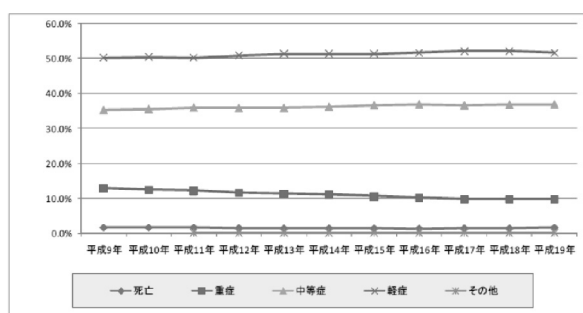


図 10 傷病程度別搬送人員の割合
総務省消防庁 救急業務高度化推進検討会報告書より

5.2. 原因の推測

なぜ軽症であるにも関わらず、救急車を呼んでしまうのだろうか。それには次のような原因があると考えられる。

- ①モラルの低下
 - ②傷病程度・判断方法が分からない、応急処置ができない

「ペットが急病で救急車を呼んだ」や「救急車を利用すれば病院で優先的に診断してもらえる」、「タクシー代わりに」などの利用者のモラルの低下は個人の問題だと言え、これをどうにかするには個人の考え方を変えていかなければならない。しかし、根本的な利用方法が分からないことや傷病程度・判断方法が分からないというのは、誰でもありえることである。救急車を呼ぶというのは、その人が緊急事態だと判断した時であり、慢性的な病氣を持っていない限り、ほとんど起こりえない非日常的なことなのである。したがって、呼ぶ人が「110」なのか「119」なのか分からなくなるほどパニックを起こしてしまうのは当然のことであり、それを改善するためには実際に体験するか、知識をつけるしかないと考えられる。それに対し、医者や救急隊員は日常的に患者の

対応に携わっているため、焦ることもなくその人の容態を見ればだいたいの症状が判断できる。

そう考えると利用者である素人と供給者である医療のエキスパートの間に考え方の差があることは間違いないであろう。

5.3. 原因の検証

5.3.1 モラルの低下

昨年にメディアで多く取り上げられていたのが、モラルの低下である。よく耳にしたのは、給食費の未納やタクシー代わりとしての救急車の利用などといった、公的サービスを利用する際の利用者側のモラル低下の問題である。特に救急医療に関して言えば、タクシーとして利用するだけではなく、病院で優先的に診察してもらうためや、子どもが切り傷をおったため、ペットが具合悪いためなどといった、不適切な利用が多く見受けられた。利用者が守るべきマナーやルールを守らず、自己中心的な考えを持ち、他者に迷惑をかけるということに対して意識が低いことが問題であるといえる。このことから、国民はモラルの低さを意識するようになり、救急車を有料にすべきだとの意見が出た。また、総務省や消防庁などはホームページで、国民に対し救急車の適切な利用を求める旨の文章を載せているが、メディアであまり取り上げられなかったこともあり、呼びかけ効力は薄いと考えられる。

5.3.2 傷病程度・判断方法を知らない、応急処置ができない

人が倒れた時、応急処置の仕方を知らなければ何もする事ができない。また間違った処置をすればその人の病状が悪化してしまうおそれもあるため、素人である私たちは人が人を介抱するのに抵抗が出てしまう。的確な対応をするためには、医師・看護師などの免許が必要であり、また私たちの身近なものであれば、救命講習で応急手当普及員の認定が有用である。講習は様々な機関によって実施されているが、消防本部の行う普通救命講習の受験者数が一番多く、年間約100万人いる。ついで日本赤十字社の受験者数が平成17年の時点では約37万人(有資格者は12万人)となっている。

しかしながら、高齢者の人口だけでも受験者数の20倍近いいため、講習の受験者数はまだまだ少ない様子が伺える。言い換えれば、ほとんどの人が医療の素人であり、応急処置の知識がないのは当然で、病院側に頼ってしまう傾向があるため、救急車を利用する人が多いと考えられる。

6. 現場到着所要時間の増加

6.1. 現場到着所要時間の推移

図11を見ると搬送時間は年々延びている。平成9年と平成19年を比べると、現場到着時間は0.9分の差、到着から医療機関収容までの時間は6.5分の差がある。このことから、現場到着時間よりも到着から医療機関収容までの時間が問題となっている事がわかる。

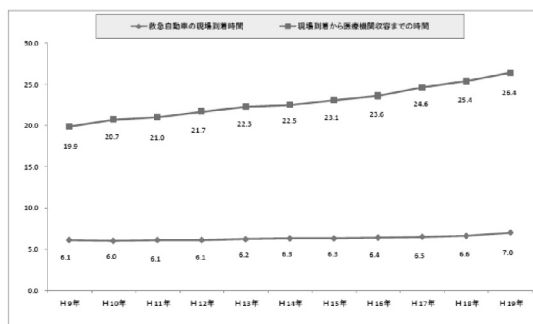


図 11 現場到着所要時間及び現場到着から医療機関収容までの所要時間の推移⁹⁾
総務省消防庁「救急業務高度化推進検討会報告書」より

6.2. 原因の推測

なぜ現場到着時間が毎年延びているのか、私なりの見解を以下に記した。

- ① 病院と消防署の連携がうまくいっていない
- ② 搬送先がない

出場件数が多い都市を中心とした地域では、救急要請現場の直近の救急隊が出場中などの理由により、離れた救急隊が出場しなければならなくなり、現場までの到着時間が余計にかかってしまう。さらに現場に到着しても搬送を受け入れられる病院がなく、患者を病院へ連れていけないという問題もあると考える。

また実際に、救急搬送を受け入れる医療機関においては、救急需要の増大等によりそれを受け入れる救急医療機関が疲弊し、例えば、本来第二次救急医療機関に搬送されるべき傷病者が第三次救急医療機関（救命救急センター）に搬送されることで、救命救急センターが本来の役割を果たせない状況も生じているとの指摘がなされる¹⁰⁾など、救急病院が救急搬送傷病者の受入に支障をきたす問題も発生している。

6.3 原因の検証

6.3.1. 病院と消防署の連携がうまくいっていない

医療介護 CB ニュースによると、消防庁が実施した「救急医療情報システム」に関するアンケート調査について、全国の救急隊のうち、約 53%が同システムを「ほとんど利用していない」または「全く利用していない」と回答された。利用しない理由については、27.4%が「リアルタイムの情報ではない・情報の信ぴょう性が低い」、25.8%が「当番制、輪番制が確立されているから今の体制で十分」、13.2%が「独自で情報収集している」と答えた。

また、総務省消防庁が報告した「平成 20 年救急業務高度化検討会」を元に DBJ が作成したグラフ(図 12・13)を見ても、消防本部が小規模であればあるほど利用率が低く、全体的に見て主たる照会手段として利用されていないことが分かる。

このことから、本来円滑に手続きを進めるためのツールを利用せず、消防隊や看護師の経験による連携の取り方が根付いていると言え、一定の統一された手段、ルールに基づき連絡を取り合っ

ていない様子が伺える。また、システムを活用している消防としていない消防の間でもきちんと情報を共有できていないことが考えられ、救急医療情報システムを運用していくためには、定期的な更新などで常に新しい情報の発信、病院側と消防側の情報システムの利用の促進が重要であることが分かる。

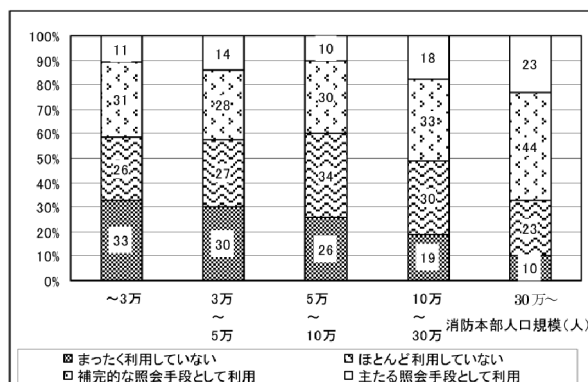


図 12 救急医療情報システムの利用状況

DBJ 救急医療の現状と課題救急搬送編より作成

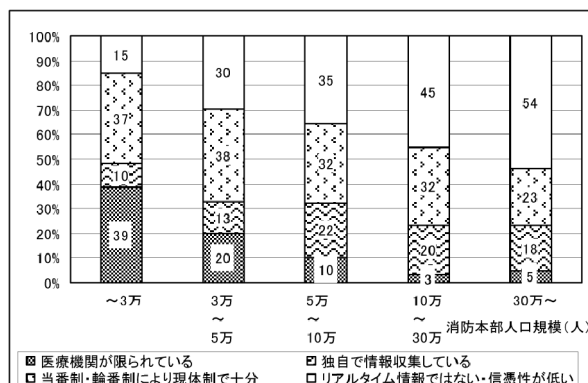


図 13 救急医療情報システムを利用しない理由

DBJ 救急医療の現状と課題救急搬送編より作成

6.3.2 搬送先がない

総務省消防庁が出した平成 20 年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果によると、照会回数が 4 回以上のものは 16,721 件(全体の 3.7%)、6 回以上のものは 5,977 件(同 1.3%)、11 回以上のものは 1,067 件(同 0.2%)あり、最大照会回数は 41 回であった。また、現場滞在時間が 30 分以上のものは 19,876 件(全体の 4.4%)、45 分以上のものは 5,282 件(同 1.2%)、60 分以上のものは 1,959 件(同 0.4%)あった。受入れに至らなかった主な理由は、「処置困難 1 1」(20.6%)、「手術中・患者対応中」(18.8%)、「ベッド満床」(15.7%)、「専門外」(15.6%)となっている。

全体的に見ると受け入れできない数は少ないように見えるが、命を扱う重要な仕事の中でこのような状態があるというのはあってはいけないことである。また理由を見ると、専門外であるという理由を除いては、医療側の人手不足による受け入れ拒否という様子が伺える。このことから、救急を利用する側の増加に供給側

はついていけないと言え、例え消防と病院の連絡がうまくとれたとしても、病院側の人員増大・患者の受け入れ数拡大、もしくは患者を減少させなければ救急医療問題は根本的には解決できないと考えられる。

7. 考えられる対策

これまで、救急搬送システムの仕組みや現状及び問題点について取り上げてきた。この章では問題点についての対策や、私が考える提案を述べていきたい。

考える提案としては、「急病患者を減らす」、「応急処置ができる人を増やす」、「救急車の利用について法を制定する」、「トリアージシステムの活用」、「医療情報システムをうまく活用できるようにする」の5つである。以下ではそれらの詳細を述べている。

7.1. 急病患者を減らす

第4章で述べたとおり、高齢者と急病は密接な関係を持っている。高齢者が増加すれば急病患者も増加する傾向があると推測できるのである。しかし、現状では高齢者は増加していく一方であり、高齢者の増加を止める方法はない。急病による搬送を防ぐには、患者自身が事前に自分の体調や状態を知っておく必要がある。つまり定期的な健康の自己管理ができていれば、急病や病状悪化の予防をすることができる。したがって、定期健康診断の受診と生活習慣の見直しをしていけば良いと考えることができる。

7.1.1. 定期健康診断の推進

健康診断は、受診者にできるだけ健康で長生きしてもらうことが目的であり、学校や職場で義務付けられている検診と、受診者の意思で任意に行われる検診がある。健康診断を定期的に行えば、健康状態を検査で評価することで疾患の予防・早期発見に役立つ。高齢者の場合、健康診断が義務付けられていないため任意で行ってもらう必要がある。しかし、病院に行き、予約をしても受診はすぐにできず待合室で待ち、さらにお金を払うという経緯を考えると、いくら自分の健康状態を維持するためとはいえども、行きたいという気持ちにはなりにくい。そのため、何らかのインセンティブを与え健康診断を受けたいと考える人を増やしていく必要がある。

手段の一つとして、家庭用検査キットの充実が考えられる。家庭用検査キットとは、自分の調べたい病気を自分の都合の良い時間に自宅で簡単にチェックができ、郵送することで結果を知ることができる検査の道具である。現在では、遺伝子、血糖値、骨代謝、大腸がん、胃がんなどといった検査を行うことができる。家庭用検査キットが充実すれば、病院へ行く時間の無駄を省くことができる他に、医療側の検診の負担も解消できる。また、歩くのが困難な人や忙しくて時間がない人も気軽に検査が受けられるようになる。

7.1.2. 生活習慣の見直し

現在、生活習慣病はわが国で発生している重大な病気である。原因としては食生活の欧米化や、運動不足、タバコの煙が強く関連している。

食生活では炭水化物の摂取の代わりに、動物性食品や、脂分や

糖分の多い食べ物の摂取量が増加したこと、塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足などが原因とされている。食生活や喫煙はがん発生原因の30%に関わっているという研究報告があり、これらを調整していくには、個々の努力が必要である。喫煙については、禁煙エリアを増やすなどの対策が国や市町村、企業によって積極的に行われているが、食生活に関してはあまり策が立てられていないように感じる。また、第三次産業の発展により24時間営業、年中無休営業などといった生活のリズムを崩しやすい環境にいる中で、食生活を整えていくことは難しい。

したがって、個人の努力だけではなく、企業による労働時間の見直しや、政府による健康維持のための情報提供が必要となってくる。情報提供については、TV、新聞などといった、私たち国民の身近なメディアを活用していくことが有用であると考えられる。

7.2. 応急処置ができる人を増やす

通常、救急車を呼ぶほとんどの場合が緊急を要する事態の時である。したがって、医療先に連絡し、現場に救急車が到着するまでの間に応急処置ができれば、スムーズに病院に運ぶことができ、またその後の治療の手助けにも繋がる。しかし5章で扱ったように、普通救命講習の受講者数はまだまだ少ない。もし普通救命講習の受講者数が増えれば、緊急時の場合でも冷静に判断を下すことができ、またどういった場合に救急車を呼ぶべきかなどの判断もできるようになると考えられ、救急車の出動件数を抑えることができる。

応急処置ができる人を増やすには、講習会の推進活動が求められる。

具体的には、学校や企業のプログラムに組み、資格を保持すると社会的信用度が高くなり重宝されるような資格にするなどといった対策が考えられる。

7.3. トリアージシステムとERシステムの活用

トリアージとはフランス語で選別という意味で、人材・資源の制約の著しい災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定することを指す。¹²⁾

第5章の図10で分かるように、救急車に運ばれてくる患者の半数が軽症である。これは、傷病程度が判断できないという他に、安易に救急車を呼んでいるという可能性がある。「とりあえず呼べば何とかなる」という視点をカバーし緊急性のない救急車の呼び出しを減らすためには、119に電話した時に医療側が患者に対し、どのようなアドバイスをするかが重要なポイントとなると考えられる。現段階では119に電話をかけるとすぐに救急要請ができてしまうため、救急車を呼ぶべきか、呼ばないべきかの判断を迷っている人に対して不親切なシステムとなっているといえる。

そこで119への通報と救急車の出動の間に電話相談などのワンクッション入れることを提案したい。具体的には図14のような構造である。

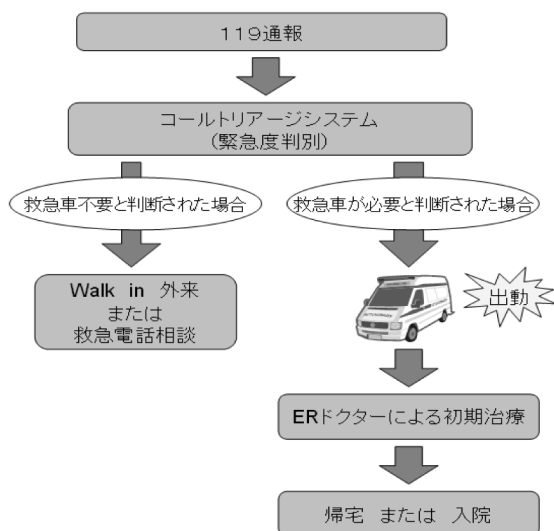


図 14 新しい救急システムの提案

コールトリアージシステムを導入することによって119通報時の内容から医療側が緊急度や重症度を判別し、救急車の必要性の判断を行うものである。これによって通報者と医療側が相談しあうことによって不安及び負担を解消できると考えられる。しかし医療側は実際に患者を診るわけではなく電話での判断のため誤診をする恐れがあり、これを防ぐためには緊急度識別の判断水準をコンピューターなどで統一する必要があるといえる。

また、コールトリアージで救急車が必要だと判断された場合、迅速に病院へ運ぶためには受け入れ態勢が整っている必要がある。現在わが国で一番多いのは各科相乗り型救急システムであるが、これでは受け入れ患者が限定されてしまうため、受け入れ先を探すのに時間がかかってしまう恐れがある。したがって前者で出したコールトリアージによって救急車の利用率を抑えた状態でER型救急システムを普及されれば、医療側も患者側もかなり負担を抑えられると考えられる。

7.4. 救急車の利用について法を制定する

現在のわが国では、救急車の利用は無料である。しかし他国を見ると、救急車の利用が有料のところも少なくない。近年では、救急車の利用が年々増加しているためにわが国でも有料化すべきだという検討がされるようになってきた。

5.1.でも指摘したように、救急外来の半数が軽症であり、モラルの低下による救急車利用率の増加を減らすことに焦点を当て考えると、法を制定することが効率的な策だと言える。

超高齢社会である今、救急車を有料化することはあまり現実的でない。というのも、所得が少ない、もしくはない世帯が増えるため、支払いが滞ってしまう可能性が出てくるためである。また、有料化することにより本当に必要としている患者でさえ救急車を利用することをためらい、最悪の場合死亡してしまう危険もある。モラルの低下による利用の増加を減らすためには、利用方法が著しく悪い場合には罰金を科すといった方法が有効的だと考えられ

る。

7.5. 医療情報システムをうまく活用できるようにする

第6章では医療情報システムは現時点ではまだまだあまりうまく活用されていないことを明らかにした。医師不足や看護師不足がささやかれる中で、情報システムを活用していくことはとても有効であるが、情報システムを活用するにはITの知識も平行して必要となってくる。しかし、医師や看護師はそれぞれの仕事があり、ITの知識をつける余裕はないと考えられるため、これを解消するには、主にITを専門とした医療情報伝達の専門職を配置させる方法が考えられる。

現在は、医療情報技師という専門職があり、これは日本医療情報学会が資格付与する民間資格である。病院情報システムの開発・運営・保守が主な業務となり、病院をはじめとする保健医療福祉機関において、業務の質と安全性の向上、効率改善を図ることがこの職業の目的となっている。しかし民間資格ということもあり人気があまりなく、また職業的地位も確立されていないが、今後ITの普及によってますます医療情報技師は重要な存在となると予測できる。したがって、民間資格ではなく国家資格へ改めることによって社会的認知度を高め、医療情報技師の地位の向上・確立を図るべきである。

8. まとめ

1963年の消防法改正以降、救急搬送は消防機関の義務として整備されてきた。「たらい回し」は今に始まったものではなく、1960年代後半以降より問題となっていた。(第2章参照)

わが国の救急医療システムは大きく3つに分かれており、特に各科相乗り型救急システムが最も多く採用されている。このシステムの欠点としては、救急外来では全救急患者を横断的に初期診療するシステムになっていないことにある。一方でER型救急システムは、どの救急患者もトリアージナースによって緊急性を判断されたのち、ERドクターの診療を受けるという流れになっており、患者にとっては安心できるシステムとなっている。(第3章参照)

現在、救急出動件数は増加傾向にあり、利用者のほとんどが成人と高齢者である。特に高齢者は今後も増え続けるという統計結果が出ているため、救急出動件数は今後も増加していくと予測できる。また、高齢者の増加や生活習慣の乱れによる急病者の増加、1人世帯・老人のみの世帯の増加による緊急時対応能力の低下も搬送の増加原因となると考えられる。(第4章参照)

しかし、救急搬送された人の大部分は緊急性のない軽症と中等症と診断されている。これは、傷病程度が分からないことや応急処置の方法が分からないという問題の他に、モラルの低下といった問題が原因と考えられる。(第5章参照)

また「たらい回し」といった表現があるように、搬送時間は年々延び続けている。原因としては、病院と消防署の連携がうまくいっていないことや、搬送先がないといったことが挙げられる。実際、現在医療機関に導入されている救急医療情報システムの利用

率を調べたところ、消防の規模が小さいほど利用率が低いというデータが出ている。ここから、情報更新や情報共有がきちんと行われていない様子が伺える。また、病院側が搬入を断る理由として処置困難や患者対応中などといった医師不足・ベッド数不足といった問題もある。この点から見て、常に新しい情報を消防内、病院内で共有していくことが重要であるといえる。(第6章参照)

以上の問題の改善策として私は5つ挙げた。具体的に述べると、

1. 定期健康診断の受診や生活習慣の見直しによって、急病患者を減らすこと
2. 普通救命講習の資格の社会的地位を上げ、資格保持者を増やすこと
3. トリアージシステムとREシステムを活用し、患者の受け入れ体制を整えること
4. 救急車の利用の仕方が著しく悪い場合は、利用料金を支払ってもらうなどのルールを設けること
5. 専門職を配置することによって救急医療情報システムの利用率を上げ、効率よく救急医療を運営すること

この5つである。(第7章参照)

マスメディアによる報道では「たらい回し」という表現が度々使われ、救急車の遅れによる死亡は医療側が一方的に悪いという考えを植えつけられていた。実際に医者が少ない、ベッドが万床である、ルールが都道府県で統一されていないなどと、確かに医療側にも問題点は複数見受けられた。

しかし調べてみるとそれだけではなく、私たち利用者の軽率な行動や日頃の過ごし方の不注意による救急医療の圧迫という点もあることが分かった。さらに言えば、深刻な問題である急速な高齢化などにより、私たち国民が医療機関の需要を高くすることが今後予想されるため、医療側の問題解決だけでは追いつかない部分も多々あるのが現状と言えるであろう。

したがって、私たち利用者がいかに安全かつ健康的な生活を送るか、そして自分中心の判断をせず医療機関に負担をかけないようにするのかを個人レベルで考えられるようにするのも、重要な課題となってくると言える。さらに、医療エキスパートと私たち国民の知識や考え方の差を埋めるためにも、普通救命講習やコールトリアージシステムの運用のように相談の場や話し合いの場を設けてお互いが関わりあっているような援助を今後積極的に行っていくべきである。

脚注

- 1) Wikipediaより引用
- 2) 東京消防庁より引用
- 3) 自動車が大眾に広く普及すること
- 4) 救急医療体制を見直すー21世紀の救急医療に期待するところー参考
- 5) 日本救急医学会 ER 検討特別委員会より参照
- 6) 救急度に応じて診察の優先順位を決める人
- 7) 65歳以上の人口が総人口に占める割合が21%以上
- 8) データ量が多いため、作成した表は5年毎に省略したものである
- 9) 一部の消防本部において、現場到着所要時間を計測する際の開始時刻について、従来の指令時刻から入電時刻に変更しているため、見かけ上、現場到着所要時間が伸びており、この影響を除くと6.8分となる。

また一部の消防本部において上記事由に加え、医療機関収容所要時間を計測する際の終了時刻について、従来の病院到着時刻から医師引継時刻に変更しているため、見かけ上、医療機関収容所要時間が伸びており、この影響を除くと33.1分となる。

- 10) 総務省消防庁 平成19年度 救急業務高度化推進検討会報告書より引用
- 11) 医療機関が、傷病者の症状に対処する設備・資器材がない、手術スタッフが不足している、傷病者の症状から手に負えないことを理由に受入れできないと回答したものをいう
- 12) Wikipedia 参考

参考文献

- [1] 小林国男、『救急搬送ハンドブック』、メディカ出版2009年7月
- [2] 森戸正夫、『救急搬送概論』、荘道社、2006年2月
- [3] 中村信也、『日本の救急医療を斬るー急患は死ぬというのか』、日新報道、2008年9月
- [4] 小濱 啓次、『あなたは救命されるのかーわが国の救急医療の現状と問題解決策を考える』、へるす出版事業部、2009年4月
- [5] 箕輪良行、『ドクターカー緊急出動』、小学館、2003年2月
- [6] 総務省消防庁
http://www.fdma.go.jp/html/new/kyukyu_riyou.html
- [7] 総務省消防庁 平成20年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果 2009年3月19日
<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2103/210319-2houdou.pdf>
- [8] 総務省統計局
<http://www.stat.go.jp/index.htm>
- [9] 厚生労働省 人口動態統計年報
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii03/deth7.html>
- [10] 東京消防庁 消防雑学辞典 救急業務のはじまりと救急救命士の誕生
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/libr/qa/qa_11.htm
- [11] 日本救急医学会 ER 検討特別委員会
<http://www.jaam.jp/er/index.html>
- [12] 朝来市消防本部 シルバー119 (平成20年度)
<http://www.city.asago.hyogo.jp/fire/otosiyori/otosiyori119H20.pdf>
- [13] DBJ 救急医療の現状と課題ー3救急搬送編ー2009年2月25日
http://www.dbj.jp/ja/topics/report/2008/files/0000002557_file3.pdf
- [14] 医療介護 CB ニュース 2008年10月24日
<http://news.cabrain.net/article/newsId/18831.html>
- [15] 救急救命ーYahoo! ニュース
http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/%2Fdomestic%2Ffirst_aid%2F#backToPagetop
- [16] ウィキペディア
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>
- [17] からだ事典
http://www.metaboo.jp/body_dic/illness/illness1-1.html
- [18] 大塚敏文『救急医療体制を見直すー21世紀の救急医療に期待するところ』
http://www.e-clinician.net/vol45/no476/pdf/sp_476_01.pdf

謝辞

本論文遂行にあたり、ご指導いただいた跡見学園女子大学花岡先生、また特に救急医療搬送システムの問題と対策の構築にあたりアイディアなどのご協力をいただいた先輩、友人方に厚く御礼申し上げます。

少年犯罪におけるプライバシー権と知る権利

—少年の人権と被害者・国民の人権—

マネジメント学部 マネジメント学科

森 美果

はじめに

近年、少年犯罪は減ってきているが、昔に比べて少年による重大な事件が多くみられるようになったように感じる。少年の犯罪には刑事訴訟法ではなく少年法が適用されるが、少年法は成立してから改善すべき点がいくつかあることから何度か改正されており、2008 年にも少年法は改正された。この改正ではそれまで非公開とされてきた少年審判が重大な事件において公開されることになったが、これにより本当に被害者の知る権利が守られるようになったと言えるのだろうか、また公開したことにより少年のプライバシー権は侵害される形になってはいないか。また少年法では 61 条において少年のプライバシー権を守るために報道の規制もしている。しかしこれは、国民の知る権利をも規制しているように思われ、この少年法 61 条は少年法の目的を達成するために本当に妥当な手段であると言えるのだろうか。現在の少年法が少年のプライバシー権と被害者・国民の知る権利の 2 つの権利を守っている少年法であるかについて検討していきたいと思う。

第一章 少年法と刑事訴訟法

1-1. 少年法とは

少年法は、少年の保護事件、少年や一定の福祉犯罪を犯した成人の刑事事件に関する刑事訴訟法の特則を規制した日本の法律であり、触法少年に対する行政機関による保護処分について定めた 1922 年に制定された旧少年法を戦後期に全面改正して 1943 年に成立したものである。

少年法 1 条では、少年法の目的を宣明するものであるが、同時に少年院法、犯罪者予防更正法、児童福祉法などの関連する法律の解釈・運用の指針をも示すものともいえる。刑事訴訟法の目的（刑訴 1 条）が「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅

速に適用実現する」とされているのと本条を対比すれば、明らかにように、事案の真相説明や刑罰適用の現実を挙げずに、少年の健全な育成の観点から保護処分や特別措置を講じることを掲げており、保護・教育を優先する趣旨を明らかにしているものといえてよい。

また、少年法では、20 歳に満たない者が「少年」とされる。14 歳から 20 歳未満の少年が犯罪行為を行い、20 歳未満の間に事件が処理されると、犯罪少年として少年法による対応がなされる。また、14 歳未満の少年が、刑法など処罰規定に触れる行為を行った場合は、触法少年として、14 歳未満の少年が将来触法行為を行ったり、14 歳から 20 歳未満の少年が将来犯罪行為を行うおそれが特定の虞犯事由によって認められる場合は、虞犯少年として少年法による対応がなされる。

さらに、少年事件は、生育歴にさかのぼって非行原因を探り、少年の性格や能力や身体状況、家庭環境など少年のプライバシーに関する事項に深く切り込んで、再非行を防ぐためにもっとも効果的な処分を決めるという観点で少年審判がなされる。そのため、少年法 22 条 2 項により少年審判は非公開とされ、記録の閲覧制限や、少年を特定する事項の公表禁止が規定されている。

また、少年法 61 条では、記事又は写真を新聞紙その他の出版物に、氏名・年齢・職業・住居・容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知するような掲載の禁止をしている。少年法において報道の自由に規制がなされるのは以下の理由からである。まず、少年の本人特定事実の公表であるが、この公表では、少年に否定的な社会的烙印を刻むこととなって、少年に対する社会的排斥をもたらすと同時に、少年自身にも否定的な自己観念を植え付けることにつながる。このことは、少年から、将来の実効的な社会参加の機会を奪うことになるであろう。こうして、本人特定事実の公表は、少年が地域社会のなかで非行を克服し、少年と社会が再統合することを困難にし、少年法の福祉・教育理念に

反する。そして、少年法の福祉・教育理念は、たんに弱者への恩恵として、あるいは効率的な犯罪対策のためにあるのではない。

1-2. 成人による犯罪との比較

一方で、成人による犯罪では、少年の場合と異なり、刑事訴訟法が適用される。前に述べたように、刑事訴訟法の目的は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」と刑事訴訟法 1 条によって規定されている。また、成人犯罪者は刑事裁判を受けて刑罰が課される。成人による犯罪の場合は、憲法 82 条により、裁判の公開原則が規定されている。裁判を公開する理由としては、政治的・恣意的裁判による生命・自由の剥奪を許さぬよう監視する機会を市民に与えることとしている。

少年による犯罪と成人による犯罪の比較を表にすると次のようになる。

	少年法	刑事訴訟法
目的	少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う	事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること
対象年齢	20 歳未満	20 歳以上
裁判	なし 少年審判により処理される(2008 年改正少年法より重大な事件は少年審判の公開あり)	あり

第二章 少年のプライバシー権と被害者の知る権利

2-1. プライバシー権と知る権利

ここでは、プライバシー権と知る権利のそれぞれを確認し、犯罪を犯した少年とその犯罪により被害を受けた被害者や国民にどのように関わりをもっているのかをみていくことにする。

まずプライバシー権である。憲法 13 条後段では幸福追求権を保障している。この幸福追求権というのは、今日では、14 条以下の規定で保障された人権を含めた包括的規定であり、具体的な権利であると考えられるようになっている。さらに、社会の状況の変化とともに個人の人権条項では救済しきれないものについては幸福追求権を根拠に新しい人権を引き出すようになってきた。その具体例として挙げられるのがプライバシー権なのである。そしてこのプライバシー権は、従来は自己の私生活をみだりに公開されない権利とされてきていたが、今日ではより広く自己の情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）と考えられている。ではなぜこのプライバシー権が犯罪を犯した少年の人権にも関わってくるのだろうか。それは、少年法の目的が成人による犯罪者と違い「刑罰を与える」のではなく「更正する」ことであり、それにより、前にも述べたとおり、少年審判は少年法 22 条 2 項

によって「審判は、これを公開しない」として、少年手続を非公開としており、少年法 61 条では報道の規制もされている。もし仮に少年審判を公開や報道の自由の規制を排除してしまうと、少年法を貫く保護主義の現実が害される危険性があるからである。

一方で知る権利は、犯罪によって被害を受けた被害者側の人権や国民に深く関わりを持っている。知る権利は憲法 21 条で保障されている表現の自由の一つとされている。この知る権利には、自由権的側面と社会権的側面がある。自由権的側面というのは、情報の受領について国家からの干渉を受けない自由のことを示しており、社会権的側面では、情報の開示・提供を要求することのできる権利のことを示している。前者に関しては主に、報道によって情報を受ける被害者や国民のことであり、後者に関しては少年審判など、少年に関わる情報を要求する被害者側のことであると言えるだろう。

以上に見てきたように、少年の人権と被害者や国民の人権を考える上で、プライバシー権と知る権利は対立しているように思える。しかし、審判の非公開は、保護主義や少年のプライバシー権といった重要な権利の保障を実現するために不可欠な制度である。従って少年法 22 条 2 項の審判非公開は、被害者の知る権利を不当に制約する規定ではないとされてきた。

2-2. 被害者の権利と少年法

では、少年法による審判非公開の原則は本当に被害者の知る権利を不当に制約するものではないのだろうか。

現行の少年法は、1948 年に制定され、それ以降約半世紀にわたり、改正の対象となることがなかったが、近年になり、2000 年、2007 年、2008 年と三度にわたる大改正が行われることになった。これらの一連の改正は、わが国で 1990 年代に入り、犯罪被害者やその家族・遺族の保護や支援のあり方が大きな問題となったことが背景として存在する。特に 90 年代後半から、刑事手続における被害者等への配慮から種々の支援施策や、刑事訴訟法等の改正等の法整備が大きくなるとなって展開されていき、犯罪被害者等基本法の制定によりその動きは加速したが、このうねりは、少年法の領域にも当然のごとく及ぶことになった。

現行の少年法では、被害者に対する特別な措置も設けられていなかったため、被害者は、事件内容はおろか加害者少年の名前や住所すらも知ることができず、民事事件で損害賠償請求の訴えを起こすことも困難な状況に置かれていた。ここで、実際に少年が犯した重大な事件の一部である「神戸連続児童殺傷事件」の概要を紹介する。

1997 年 5 月 24 日午後 1 時半頃、神戸市須磨区に住む淳君（当時 11 才）が母親に近くに住む祖父の家に行くと言って徒歩で出かけたまま行方不明になった。懸命の捜索が続いていたが淳君は見つからず、26 日には須磨署が公開捜査を開始した。翌日 27 日には犯人の通っていた市立友が丘中学校正門に淳君の頭部がむき出しの状態で置かれており、門を開けようとした管理人が発見した。首のほぼ中央部分で切断された頭部は発見された時、登校してくる生徒を迎える格好で校舎とは反対に向けてまっすぐに立てられていたという。口には紙片（第一犯行声明文）が差し込まれていた。また、6 月 4 日には神戸新聞社宛に第一犯行声明文に

書かれていた名前を読み間違えたことに強く抗議し、再び間違えた場合は報復するとした内容のものであった。その後の捜査により 6 月 28 日、突如友が丘中学 3 年の少年 A（当時 14 才）が逮捕され日本中に衝撃が走った。兵庫県警須磨署は、淳君殺害と死体遺棄容疑で神戸市須磨区に住む A を逮捕し、A の自宅から凶器の切り出しナイフの他、ホラービデオやマンガなどを押収した。また A は同年 3 月 16 日に起きた女兒 2 人を襲い、うち 1 人が 1 週間後に死亡した通り魔事件の犯行を自供した。

事件から 1 年後、被害者の父が手記を公表している。その文の内容を一部紹介する。

『淳』が亡くなってからはや 1 年という時間が過ぎてしまいました。1997 年 5 月 24 日という日を、私達は一生忘れることができないと思います。あの日、午後 1 時 40 分頃、『淳』は、「お爺ちゃんとか行ってくる。」の言葉を残して、私達家族の前から永遠に姿を消してしまいました。（中略）少年法の基本的な精神には私も賛同しています。非行を犯した少年の保護、更正を考えることは重要なことだと思います。しかしながら、被害者が存在するような非行、特に傷害、傷害致死や殺人などの重大な非行と、他の軽微な非行とを同列に扱うことは許されることではないと思います。非行少年に人権がある以上に、被害者には守られる人権があると思います。憲法では、裁判は公開が原則です。被害者のいないような非行の場合は、状況も加味して非公開でも良いと思いますが、当然のことながら被害者の存在するような非行の場合は、少なくとも被害者側には公開すべきだと思いますし、被害者側は知る権利があると思います。（中略）この悲惨な事件を教訓にして、私達のように非嘆にくれる者が出なくなるように、この国が変わっていくよう心より願いたいと思います。

土師守『淳』新潮社(1998)P177-178 より

以上の内容が書き示されており、この「神戸連続児童殺傷事件」により、被害者側の人権が大きくクローズアップされるきっかけとなった。しかし、手紙の内容でもあったように、当時の少年法では、被害者や遺族が、その被害に関する心情や事件に関する意見を聞いてもらうことも、少年の社会調査や非行事実審理に特別に必要なだとされる場合でなければ、その機会はなかった。そこで、2000 年の少年法改正では、被害者への配慮の充実の観点から、家庭裁判所で審理している少年事件について、被害者などからの記録の閲覧・謄写が認められるようになった。記録の閲覧・謄写をした場合は、正当な理由なく閲覧・謄写によって知り得た少年の氏名その他少年の身上に関する事項を漏らしてはならず、閲覧・謄写によって知り得た事項を用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉もしくは生活の平穏を害し、または調査もしくは審判に支障を生じさせるといった不当な影響を及ぼす行為が禁じられている。さらに、被害者の申出による意見の聴取、被害者等に対する通知も認められた。2007 年の改正では、2003 年頃に相次ぎ発生した触法少年による重大事件を契機に行われ、触法少年に関わる事件に関する警察官の調査権限に関する規定の整備、少年

院収容年齢の下限が「おおむね 12 歳以上」となり、14 歳未満の触法少年についても「特に必要と認める場合」における少年院送致の保護処分の選択を承認、保護観察処分の少年が遵守事項を守らずその程度が重い場合の少年院送致の承認、国選付添人制度の創設が主たる改正内容であり、直接的に被害者等への配慮の観点を取り入れたものではなかった。

そこで、2008 年の改正では、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判の審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の検事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の必要があったとした。

ここによる被害者等とは、被害者と被害者の法定代理人である。被害者が死亡したり、心身に重大な故障がある場合には、被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹も含まれる。審判包丁の対象となる事件は、殺人や傷害致死等「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪」と刑法 211 条に規定されている業務上過失致死傷、自動車運転致死傷事件である。

この 2008 年改正により少年犯罪でも重大なものと思われる事件に対しては今まで適当とされた審判非公開原則が被害者等に対しては審判傍聴が可能となった。少年法の目的である少年を「更正させる事」は依然として変わりはないが、そのための制度は 2008 年改正により大きな変化をみせた。

2-3. 少年審判の傍聴についての問題点

ここで、私の考える問題点は、2008 年に改正された少年審判の傍聴についての可否である。それまでの少年法では、どのような少年事件についても少年のプライバシー権の保護と少年の更生を目的としていることから、傍聴は非公開とされていたが、この改正により事件の重大さで審判の傍聴の可否が決まることになった。しかし私は、この重大な事件に限り審判の傍聴の可否が決まるということと、公開されることによって、少年のプライバシー権の侵害にはあたらないか、また、被害者側は、この公開により何が守られることになったのかを明確にし検討すべきであると考ええる。

まず、少年法の目的をもう一度確認しておきたいと思う。少年法は、犯罪を犯したまだ成長途中の少年に対して、「刑罰を与える」のではなく「更正させる事」を目的とし、少年の将来性を考え少年が特定されないように配慮している。そのため、国民はもちろん被害者に対しても特定されないことが少年のプライバシー権を守ることに繋がっていると考ええる。

一方で、少年事件の被害者側の一番の目的は被害に遭いなくなった命を返してもらうのが一番の目的であるが、それは実際には不可能な事であり、残念ながら少年法でカバーできるものでもない。そこで少年法が被害者に対して守るべき人権として、主に知る権利が挙げられるのである。

しかしこの知る権利は、私は被害者側の人権を守るものだけではなく、少年に対する更正に意味をもつと感じる。その理由として、被害者は事件の内容や動機などを知ることにより、意見や気持ちが持ちやすくなり感情論だけで語ることができ

るのではないかと考えるからである。そして、その被害者側の意見や気持ちを少年に伝えることにより、事件に対して深く考え直すことになり、また再犯を犯す者が減るのではないか。この意味で被害者に対してどのような事件であっても知る権利を与えるべきであると思う。

しかし、少年審判を公開することによって生じるデメリットもあると考える。例えば、被害者等が審判にすることで、少年が萎縮してしまい、弁解が封じ込まれる可能性はないか。少年が自分の考えていること、自分の知っていることを話しやすくなるような環境が失われてしまい、謝った事実認定がなされる可能性はないだろうか。さらには、被害者から直接酷い言葉を浴びせられ、逆に犯罪意識が芽生える危険性、被害者により少年のプライバシーに関する情報がネットなどを通じ公開される危険性はないか。また、少年側だけの問題にとどまらず、裁判官による審判運営にも影響があると感じる。裁判官が被害者からの批判をおそれて、裁判官が無難な審判、形式的な審判を行い、少年の本当の姿を導き出すことができないのではないかと、また、被害者等の存在を意識するあまり、少年の話をじっくり聞くといった姿勢を失わないか。被害者側のデメリットとしては、被害者に対してどのような事件であっても傍聴を可能としてしまうと、被害者側に少年から暴言などを吐かれることなどにより、直接的被害のみならず、二次被害を受ける可能性が高くなるのではないだろうか。その二次被害というのは、審判を傍聴し加害者の発言によって事件後にもショックが残ったり、犯罪の場面の再現によってショックから働けなくなったり、また、家計を支えていた人を失って経済的に困窮したり、捜査機関などによる度重なる事情聴取やマスコミからの取材を受けたり、配慮を欠いた報道などで近所の人の好奇の目を感じてしまったりといったことから精神的にまいってしまうことなどを言う。

これまで見てきたようなデメリットが必ずしも起こりうるものとは言い切れないが、少年審判を公開する上で、これらの問題から目をそらすわけにはいかない。

2-4. 2008 年改正少年法の検討

少年法の目的である「更正させる事」と少年の「プライバシー権」・被害者の「知る権利」を考え、私は審判公開の仕方にもう少し工夫をすべきではないかと考える。

2008 年の改正少年法では、被害者にとっての権利が大きくクローズアップされた法律にはなったが、少年のプライバシー権と被害者の知る権利が対等であるというより、審判公開は知る権利の方が優先であるように感じる。審判傍聴により少年、被害者共に前に述べた様なメリット（少年は被害者側の意見や気持ちを伝えられることにより、事件に対して深く考え直すことになり、また再犯を犯す者が減る可能性。被害者は事件の内容や動機などを知ることにより、意見や気持ちが持ちやすくなり感情論だけで語ることが避けることができる可能性。）も挙げられるが、一方でデメリットで挙げた問題（被害者により少年のプライバシーに関する情報がネットなどを通じ公開される危険性。）が起こりうる可能性もある。そこで、少年のプライバシーを守るためにも、この傍聴をすることによって、少年のプライバシーを一般人等に漏

らさないという契約書を設ける対策をとるなどの必要があると感じる（審判の傍聴する者及びこの者に付き添う者については少年法第 5 条 2 項が準用され正当な理由がないのに少年の身上に関する事項の情報を漏らすことは既に禁止されている）。また、契約書を設けるだけでは少年側の被害を防止する有効な策となる可能性が低いので、そのために契約違反の場合の処罰も考える必要があるのではないだろうか。

また、少年と被害者を直接対面させることで少年法の目的の「更正させること」が妨げられる可能性もデメリットで挙げたとおりである（被害者から直接酷い言葉を浴びせられ、逆に少年の犯罪意識が芽生える危険性や被害者側は審判傍聴により少年から暴言などを吐かれ、直接的被害のみならず、二次被害を受ける可能性が高くなるというデメリット）。そこで、少年と被害者を直接対面させることなく、被害者に審判内容を見てもらう方法として、被害者側からしか見えないようなガラス張りの部屋から傍聴をするなどの対策はどうか。しかし、これでは金銭的な面の負担が大きいので、まずは審判の様子をビデオカメラなどで撮影する形で公開するのはどうか。しかし、このビデオカメラの形にしても、審判の終了後に見てもらうのでは、逆に被害者は自分の意見や感情を伝えられずにストレスに感じてしまう可能性もあるかもしれない。なので、ビデオカメラを中継の形にし、そして審判の様子を見た被害者からの意見などを少年に伝え、事件の重大性に対して考える機会を与えるような形にした方が少年の更生には繋がるのではないかと。しかし、これだけでは少年法が被害者に対する配慮もしている法律であるとは言い切れない。その理由としては、審判を傍聴した被害者に二次的被害を与えられる可能性もあるからである。その様な問題が起こらないためにも、少年法において被害者を守るように、二次被害を与えられた場合の罰則などを考える、具体的には、加害者の故意による二次被害—例えば相手側（被害者の家族等）に暴言をはくことや、マスメディアのいきすぎた行為—被害者家族からのコメントをもらうために一日中付きまとったり自宅付近にはり込みをするなどの行為から精神的被害を与え、医師による治療を受けざるを得ない状態になった時に、その治療費を罰則の対象にするなどの被害者側のケアや、プライバシーの保護を一層強化すべき法律の改正が必要でないと感じる。

第三章 少年のプライバシー権と報道の自由

3-1. 少年法 61 条がもたらす社会的問題

また、知る権利は少年犯罪被害に関わった者だけの権利ではない。その事件を第三者として見ている一国民にも知る権利がある。しかし、1-1. 少年法とはで述べた少年法 61 条では少年を特定するような報道は規制されている。これは、少年法 61 条の規制により報道の自由がなければその報道から情報を得る国民の知る権利も規制されていると言い換えることもできる。また、この少年法 61 条では、具体的な判断基準が定まっていらないように思われ、報道する側にとって少年犯罪を報道する場合、報道することに慎重になりすぎ、事件に具体性のある報道がされない、または報道が全くされないということが起こりうるかもしれない。このような考え方を理由として、以前の少年事件の判例で少年法 61

条の規制の基準があいまいだと感じるものがあるからである。判例は以下の2つである。

●「長良川リンチ殺人報道訴訟事件」最高裁平成15年3月14日
[事実の概要]

原告は、18歳当時、平成6年9月から10月にかけて、仲間らとともに、次々とゆきずりの青年4名を殺害し遺棄したとして逮捕され、殺人、強盗殺人等の罪で起訴され、平成13年7月に無期懲役刑の判決を受け、現在、控訴審に係属中の者であるが、平成9年7月、地裁で公判に係属中、被告会社発売の週刊誌に、甲らが犯した事件に関する本件記事を掲載し、原告Xについて仮名X'を用いて、当該事件等の犯行態様等、年齢や非行歴、離婚歴や1児がいること、暴力団員との交友関係等を記載した記事が掲載された。

Xは、仮名X'は実名Xを殊更にもじったものであり、字や読み方に共通性があるとし、この仮名と履歴情報の記載からすれば、不特定多数の読者が本件記事に関心をもって刑事事件の法廷を傍聴すればX'がXを指すことを容易に推知できたとし、原告と面識がある不特定多数の者もこの記事を読めばX'がXであると容易に推知できるから、本件記事の掲載によりXの名誉、プライバシー権が侵害されたとして、100万円の慰謝料の支払を求めた。

原告は、本件記事は、少年法61条の禁止するいわゆる推知報道であるとし、少年法61条の趣旨からすればY会社の違法性は免れないなどと主張したのに対し、被告会社は、X'からXを導き出せる者はおらず、わずかに、Xを知るものがXを推知することができるだけであるから少年法61条にいう推知報道に当たるとはいえず、また、Xを推知することができるような者の中で本件記事を読んだ者が何人いたかわからないから、原告の権利侵害が現実にあったとはいえないなどと主張した。

[判決要旨]

少年法61条が禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かは、誰を基準にして判断すべきか。

少年法61条の禁止する推知報道がなされた場合、それは、名誉毀損またはプライバシー侵害の不法行為となるか。

犯行時少年であった者の犯行態様・経歴等につき実名類似の仮名を用いた週間記事による名誉毀損またはプライバシー侵害の成否の判断に当たっては、その違法阻却事由の有無は、それぞれの不法行為類型ごとに判断すべきか否か。

[判決]

1審判決は、仮名及び履歴情報からXと「面識のある不特定多数の読者」を、2審判決は、「Xと面識を有する特定多数の読者並びにXが生活基準としてきた地域社会の不特定多数の読者」を想定して、それぞれ推知可能としているが、本判決は、「不特定多数の一般人読者」を推知可能か否かの基準とする旨判示し、本件記事の掲載は推知報道に当たらないと判断した。

●「堺市の通り魔殺人事件」大阪最高裁平成12年2月29日
[事実の概要]

この事件は平成10年1月8日に、当時19歳の少年がシンナー中毒による幻覚に支配された状態で、幼稚園児を含む3名を殺傷

した行為について、月刊誌「新潮45」が少年の実名、顔写真等、本人が特定される内容の記事を掲載したことに対して、少年が記事の執筆者、雑誌編集者、発行元に対して不法行為による損害賠償請求と謝罪広告を求めたものである。

[大阪地方裁判所判決]

大阪地裁の第一審判決は、少年法61条は、少年の氏名などが「みだりに公表されないという法的保護に値する利益を保護するとともに、公共の福祉や社会正義の観点から、少年の有する利益の保護や少年の更生につき優越的な地位を与え強い保障を与えようとするもの」と理解したうえで、この公表については、「原告の有する、犯罪行為を犯したこと等につき実名及び顔写真を使用して公表されないことについての法的保護に値する利益を上廻る公益上の特段の必要性があったとも、公益を図る目的の上で必要かつ相当な手段・方法において行われたとも認めることができない」として、違法な権利侵害と認め、損害賠償請求を容認した。

判決は、被害側の主張に対して、①たとえ氏名、顔写真などを公開しなかったとしても、「記事内容の価値に変化が生じるものとは解されず」、「本件事件の本質が隠されてしまうものとは到底考えられない」②原告は刑事訴追されることが確実で、公開の法廷でそのプライバシー等が不特定多数の人に明らかにされるとはいっても、「公開の法廷で審理がなされることにより原告のプライバシーが公開される場合と、出版物に掲載されてそれが公表される場合とでは、公表の規模が自ずから異なる」から、実名報道に実質的違法性がないとはいえない、などとの判断をした。

[大阪高等裁判所判決]

これに対して、大阪高裁の控訴審判決は、違法な権利侵害はなかったと判断した。

判決は、まず、表現の自由は「民主主義の基盤」として憲法上「優越的地位」にあることを踏まえると、「表現行為が社会の正当な関心事であり、かつ、その表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー侵害とはならない」との立場を明らかにした。そして、「犯罪容疑者については、犯罪の内容・性質にもよるが、犯罪行為との関連においてプライバシーは社会の正当な関心事となり得るものであり」、少年法61条違反によりただちに表現行為が違法となるわけではないとしたうえで、本件事件は「社会一般に大きな不安と衝撃を与えた事件であり、社会一般の者にとっても、いかなる人物が右のような犯罪を犯し、またいかなる事情からこれを犯すに至ったのかについて強い関心があったものと考えられるから、本件記事は、社会的に正当な関心事であった」と判断した。

判決はさらに、「社会一般の意識としては、右報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態様、程度及び被疑者ないし被告人の地位、特質、あるいは被害者側の心情からみて、実名報道が許容されることはあり得る」としたうえで、本件犯罪事実は「きわめて凶悪重大な事犯であり、被控訴人が現行犯逮捕されていることと、被控訴人とは何の因縁もないにもかかわらず無惨にも殺傷された被害者側の心情をも考慮すれば、本件の実名報道は表現内容、方法としても不当とはいえず、違法な権利侵害とはならない」と認めた。

3-2. LRA の基準による少年法 61 条の検討

以上でみてきたように、「長良川リンチ殺人報道訴訟事件」の判例では、第 1 審、第 2 審、本判決と、「不特定多数」の範囲がバラバラであり、「堺市の通り魔殺人事件」の判例は、地方裁判所判決、高等裁判所判決で公共的事実を、たんなる『公衆の関心事』ととらえるのか『公衆の正当な関心事』ととらえるのかで異なっている。しかし、このように何を基準に考えるかがはっきりと示されていないければ、報道側も、少年事件をどこまで扱っていいかが不明確である。そこで、LRA の基準により、少年事件の報道がどこまでなら許されるかを検討してみた。ちなみに、LRA の基準というのは、同一目的を達成できる「より制限的でない他の手段」が選択できるにもかかわらずそれをしていない法令を違憲と判断するものである。また、この基準は個人の基本的な権利に関する規制に適用されており、人権を規制する法令の合憲性を審査するに際し、当該立法目的の達成手段に焦点を合わせて審査する点に特色がある。

まず、極端ではあるが、少年事件が少年法 61 条にあるとおり、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等」を報道できない場合を考える。もし仮に、これら全ての報道をすることが禁止されているのであれば、少年犯罪の事件性を国民に知らせるのにあまりに具体性がなく希薄であろう。また、これでは国民の知る権利が侵害されてしまい、妥当な手段であるとは言えない。

次に、これら全てを報道することはどうであるか考えてみる。これら全てを報道するということは、少年のプライバシー権が侵害されているし、また少年が更生して社会復帰をすることは難しくなるだろう。

そこで、少年法 61 条の「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう」の報道がどこまでなら許されるかをそれぞれ LRA の基準により検討してみる。

氏名：実名報道で得られる利益として、犯罪の一般予防、捜査協力、地域住民を守る等が挙げられているが、実名報道により、一般予防につながるという実証的根拠はない。

ここで、実際に統計上の少年非行の現状を見てみる。警察庁の「少年非行等の概要」によると、2007 年の刑法犯少年(14 歳以上 20 歳未満)の検挙人数は 10 万 3224 人で、2003 年の 14 万 4404 人から、4 年連続して減少している。少年凶悪犯(殺人、強盗、強姦、放火)の検挙人数をみても、2007 年は 1042 人で、2003 年の 2212 人から、4 年連続で減少している。また、同資料によると、刑法犯少年の検挙人員の人口比(同年齢層人口 1000 人当たりの検挙人員)は、2003 年は 17.5 人、2004 年は 16.8 人、2005 年は 15.9 人、2006 年は 14.8 人、2007 年は 13.8 人と、ここ数年減り続けている。日本の少年司法の運用の実績をみると、最近の少年非行の動向には顕著な変化がないことがわかる。

そもそも、少年法 61 条は、少年事件をおこした少年の立ち直り支援と少年の模倣による非行の防止を目的とするものである。少年事件をおこした少年の実名を報道することで、少年非行を減少させたり、凶悪化を抑止したりする効果があるとはいえない。それどころか、少年の実名は、少年の就学・就職に大きな障害となり、地域での居場所を失わせ、少年を暴力団等の犯罪集団に追

いやることになりかねない。その結果、再非行や再犯が増加し、社会において犯罪が増加することにもなりかねないのである。

以上より、少年の実名報道は、『公衆の正当な関心事』につながるとはいえず、たんなる『公衆の関心事』であると考えることができる。実名を出すことは、真実の報道というわけではなく、仮名でも十分事件に具体性がある報道は可能である。よって、本人を特定することができないような仮名であれば、報道してよいと考える。

年齢：少年犯罪は、少年が何らかの問題を抱えているからこそ起きるものであると思われる。国民が少年事件の原因・内容・対策などについて、真剣に考えるうえで必要となる情報は、広く国民に対して、公開されるべきであると考えながら、少年を特定できる事実を報道することは、少年法の目的に反しない範囲に制限しなければならない。しかし、国民は報道により犯人の年齢を知ることにより、その年の子がどのような問題を抱えているのか知るためにも年齢の公開は必要でないかと考える。なぜなら国民が少年の抱える問題は何であるか、何が自分たちにできるかを考えていくべき手段として重要であるからである。

容ぼう：犯人の容ぼうについて、国民が犯人の容ぼうに「知る権利」があるとしたらであるが、「知る権利」は世界人権宣言 19 条において「全て人は、意見及び表現の自由を享受する権利を有する」とされるように基本的人権として保障されているものであり、軽視することはできないが、それは興味本位の問題であり、知らないからといって事件の具体性が欠けるとは言い難い。また、国民が犯人の容ぼうを知ることにより、犯人である少年は社会復帰がしづらくなり、少年法の目的に反することになる。よって、少年の容ぼうは報道すべきでないと考える。

職業：20 歳未満の子どもであると、たいていは学生、その他にフリーター、社会人が考えられるが、職業については学生、フリーター、社会人といっても日本の 20 歳未満の学生、フリーター、社会人は数多くいるので、職業について報道したところで、犯人特定にはつながりにくいと考えられ、また、少年法の目的である少年の更生・成長発達過程を侵害するものに繋がらないと言えることから、少年の職業については報道の規制は必要ないと考ええる。

住居：報道で少年の住居は公開すべきであるか。大人による犯罪事件の場合は、犯人の住居を中心に報道するより、事件現場を報道している方が多いように思われる。私は犯人の住居の規制ではなく、事件現場の報道の規制をした方が、報道としての現実味も感じられ、また少年のプライバシー保護の面からも妥当であると思う。しかし、事件現場を全面的に報道してしまうと、事件現場の周りの街並みなどから、事件現場を知ってしまい、少年はもちろん、少年の家族や近隣住民のプライバシー侵害にも繋がってしまうおそれがある。そこで、少年法 61 条では住居でなく事件現場に関して、以下のように規定すべきであると考ええる。

事件現場を報道する時は、周りの街並みから犯人特定に繋がらないように、近いアングルからの撮影、現場を大きく映すために街並みが映ってしまう場合はぼかしを入れる。

事件の細かい住所まで報道してしまうと、近いアングルまで報道している場合、事件現場を知ってしまうことができ、少年を特

定する可能性があるかもしれないので、少年犯罪による事件の住所は都道府県までの報道とすべきである。

以上のように報道の仕方を変えるべきであると考えるしかし、ここで問題となるのは、もし少年が自宅内で事件を起こした場合ではどのように報道すべきかである。以上の規定であると、少年の自宅が事件現場であることから、近いアングルから撮影されてしまい、少年のプライバシーを守るという目的が達成されず、また手段も妥当であると言えない。そこで、少年が自宅内で事件を起こした場合の規制として、自宅外の事件現場の報道の規制に加え、事件現場もぼかしを入れるといった規制を考えた。事件現場にぼかしを入れることにより、少年の住居特定には繋がりにくいと考えられるし、プライバシーも守られ目的が達成される。

第四章 まとめ

4-1. 少年のプライバシー権と国民・被害者の知る権利

少年事件をみていく上で、少年のプライバシー権に対して、被害者の知る権利と国民の知る権利の2つの対立があった。まず始めに少年のプライバシー権と被害者の知る権利についてみてみた。被害者の知る権利については、主に2008年に改正された少年法の少年審判について検討してみた。少年法が犯罪を犯した少年を「更正させる事」という目的は以前から変わっていないが、その目的を達成するための制度が2008年の改正によって少年審判が一部公開されることになり、この改正は主に被害者の人権を考えるために行われたかのように思えた。しかし、研究を進める上で、少年審判が公開され被害者のための少年法であるように思えた反面、被害者にとってデメリットになるであろう問題も生まれてきた。少年審判公開の改正が2008年12月15日に執行され、それによりまだ大きな被害が報告されていないが、第2章の2-3.少年審判の傍聴についての問題点であげたような以下の問題が起こらないとは言いきれないと感じる。

審判を公開することによって少年に対するデメリットとして、①被害者等が審判にいて、少年が萎縮してしまい、弁解が封じ込まれる可能性②少年が自分の考えていること、自分の知っていることを話しやすくなるような環境が失われてしまい、謝った事実認定がなされる可能性③被害者から直接酷い言葉を浴びせられ、逆に犯罪意識が芽生える危険性④被害者により少年のプライバシーに関する情報がネットなどを通じ公開される危険性の問題がある。

審判を公開することによって裁判官に対するデメリットでは①裁判官が被害者からの批判をおそれて、裁判官が無難な審判、形式的な審判を行い、少年の本当の姿を導き出すことができない②被害者等の存在を意識するあまり、少年の話をじっくり聞くといった姿勢を失うという問題がある。

審判を公開することによって被害者側に対するデメリットでは①被害者に対してどのような事件であっても傍聴を可能とすると、被害者側には直接的被害のみならず、二次被害を受ける可能性が高くなるという問題がある。

これらのような問題が起こらないようにするためにも、まだまだ少年法の見直しが必要であるように思う。

次に、直接少年事件に関わった者ではなく第三者である一国民

についての知る権利についてもみてみた。少年法61条では少年のプライバシーを守るための少年が特定されるような報道がなされないよう規制がされていた。しかし、この報道の規制というのは国民の知る権利をも規制していることに繋がると考えた。そして、少年事件と報道に関する判例を2つみてみたところ、少年法61条が明確にされていないと感じた。このように報道する側にとって少年犯罪を報道する場合、事件の重要度について判断が異なっていたら、報道することに慎重になりすぎ、事件に具体性のある報道がされない、または報道が全くされないという社会的問題も起こりうるかもしれない。これは報道の自由のみならず国民の知る権利にも深く関わる問題である。

そこで、少年法61条の目的と、少年法61条に規定されている、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう」をそれぞれどこまで規制すべきであるかをLRAの基準を用いて検討してみた。

氏名：犯人の特定に繋がらない仮名まで報道可。

年齢：今まで通り報道可。年齢を報道しただけでは本人特定につながるとは言い難い。また、犯人である子どもの年齢を知ることにより、国民も子どもが何を考え問題を起こすのか考えることが出来る。

容ぼう：少年法の目的を侵害するため報道不可。

職業：今まで通り報道可。犯人の職業を知っただけでは本人特定につながるとは言い難い。

住居→事件現場：住居に関しての報道は原則全面禁止。例外として、少年の自宅が現場である場合ぼかしを入れた報道。事件現場に関しては、現場の周りにぼかしを入れ、現場を特定できないようにする。また、住所に関しては都道府県まで。

であるとした。

このように少年法61条をそれぞれLRAの基準を用いて検討したのは、今の少年法では、はっきりとした基準がもうけられていないからである。これからは少年事件を報道側が扱うことを念頭に入れながら、少年法の見直しをすべきであると考えます。

犯罪を犯すことが間違いですまされるとは言えないが、大人でも間違いをしてしまうことがあり、20歳未満の者ではもっと判断力に欠け、意思能力も低い。私はそのような少年たちを全て犯罪を犯したからといって、プライバシーを侵害するような報道をすることは適切でないと思う。この研究をし、確かに少年のプライバシーと国民の知る権利を対等に扱うことは容易ではないと感じた。しかし、細かい規定ではあるが、このような規定を設けることにより、上記にあげた判例のような問題は軽減するだろう。

おわりに

少年法が成立してから今日まで、たくさんの改正をしてできた少年法ではあるが、少年のプライバシー権と被害者・国民の知る権利の両方の人権を考えると、まだまだ改善すべき点があるように思えた。前にも述べたように、2つの人権を対等に扱うことは容易ではないが、どちらも大切な人権であるので、この研究で挙げたような問題点が改善されるような改正少年法が一刻も早く成立することを願いたい。

参考文献

- 少年犯罪被害者支援弁護士ネットワーク 『少年犯罪と被害者の人権—改正少年法をめぐって』 明石書店 (2001)
- 後藤弘子 『犯罪被害者と少年法—被害者の声を受け止める司法へ』 明石書店 (2005)
- 田宮裕 廣瀬健二 『注釈少年法』 有斐閣 (1998)
- 村山裕 伊藤俊克 宮城和博 山下幸夫 『少年事件の法律相談』 書陽書房 (2003)
- 片山徒有 『少年法改正と被害者支援 (特集 少年法改正と被害者支援)』 青少年問題 (2009)
- 奥村正雄 『少年法改正と犯罪被害者等の権利利益の保護 (特集 少年法改正と被害者支援)』 青少年問題 (2009)
- 岩佐嘉彦 『少年法における被害者支援のありかた—少年付添人の立場からみた被害者傍聴制度の課題について (特集 少年法改正と被害者支援)』 青少年問題 (2009)
- 土師守 『淳』 新潮社 (1998)
- 葛野 尋之 『犯罪報道の公共性と少年事件報道』 立命館法学 (2000)
- 飯田 正剛 『少年事件と情報公開 (特集 表現の自由と少年の人権)—(少年事件と情報の自由)』 法律時報 (1998)
- 淵野 貴生 『少年事件における本人特定報道禁止の意義』 静岡大学法政研究 (2001)
- 淵野 貴生 『最新判例演習室 刑事訴訟法 少年法 61 条による推知報道の禁止と仮名報道 (最二小判平成 15. 3. 14)』 法学セミナー (2003)
- 廣瀬 健二 『時の判例 刑事訴訟法 少年法 61 条で禁じられる推知報道の判断基準—長良川リンチ殺人報道訴訟事件—最高裁平成 15. 3. 14 第二小法廷判決』 法学教室 (2003)
- 飯塚 和之 『取引法判例研究 (242) 少年法 61 条が禁止している推知報道の判断基準、および少年犯罪の仮名報道と名誉・プライバシー侵害成否の有無 (最二判平成 15. 3. 14)』 NBL (2004)
- 『最高裁判決速報 (平成 15 年 3 月言渡分) 民事 1 少年法 61 条が禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かの判断基準 2 犯行時少年であった者の犯行態様、経歴等を記載した記事を実名類似的仮名を用いて週刊誌に掲載したことにつき名誉又はプライバシーの侵害による損害賠償責任を肯定した原審の判断に被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無を審理判断しなかった違法があるとされた事例 (最二小判平成 15. 3. 14)』 民事法情報 (2003)
- 衆議院 <http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index.htm> 2009 年 8 月 18 日 アクセス
- 東京弁護士会 <http://www.toben.or.jp/> 2009 年 11 月 24 日 アクセス
- 法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 2009 年 9 月 3 日 アクセス
- 日本弁護士連合会ホームページ 『2007 年 11 月 21 日 少年事件の実名・顔写真報道に関する意見書』 <http://www.nichibenren.or.jp/> 2010 年 1 月 22 日 アクセス
- 日本法総合データベース LexisNexis JP <http://legal.lexisnexus.jp/> 2010 年 1 月 22 日 アクセス
- 警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/> 2010 年 1 月 22 日 アクセス

働く女性のあり方

—組織で求められる女性の能力とは—

マネジメント学部 マネジメント学科

依田 玲恵

1 はじめに

平成22年、男女雇用機会均等法が成立し25年を迎える。女性の管理職は増加し、働く女性も増加していた。しかし、平成20年の厚生労働省の調査によると、女性の労働力率は5年ぶりに低下したとの発表があった。

さらに、以前景気が良い頃にはマス・メディアによって過剰に取り上げられていた「3年3割問題」であるが、近年では、ほとんど取り上げられなくなった。また、2009年6月22日の読売新聞において、終身雇用制度を望む新入社員は前年より7.1ポイント増の73.5%と、1990年の調査開始から初めて7割を超えたとの報道があった。さらに、女性は働くのではなく、専業主婦を望む人が増加しているという。

これらの原因として考えられるのは、日本の景気の悪化である。

2007年のサブプライムローン問題、2008年のリーマンショックを経て、日本は未曾有の経済不況へと突入した。

だからといって、働き方に変化が現れて良いものなのだろうか。働くということは、人々にとって、どんな意義を持つのか。特に、女性において考えていきたい。また、社会的に女性が働きやすい制度は整ってきているものの、女性からの「不満」は今なお残っている。これらの不満の原因は、企業にあるのか、働く女性にあるのか。女性の離職率・理由から、組織が求める女性の能力と働く女性の実態におけるミスマッチを探り、組織で求められる女性のあり方を検討していきたい。

2 女性の働き方

始めに述べたとおり、男女雇用機会均等法が施行されて、25年。働く女性は増加してきた。この章では、女性の労働力率や、

女性の働き方について見ていく。

2-1 労働力率

労働力率とは、「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合のことを示し、「労働力人口」÷「15歳以上人口」×100で求めることができる。なお、ここでの「労働力人口」とは、就業者と完全失業者の合計を意味する。(図1)

平成20年の女性の労働力率は48.4%と、0.1%低下しており、5年ぶりの低下となった。これは、女性の労働力人口の減少によるものであり、前年差1万人減の2762万人になったことによる。

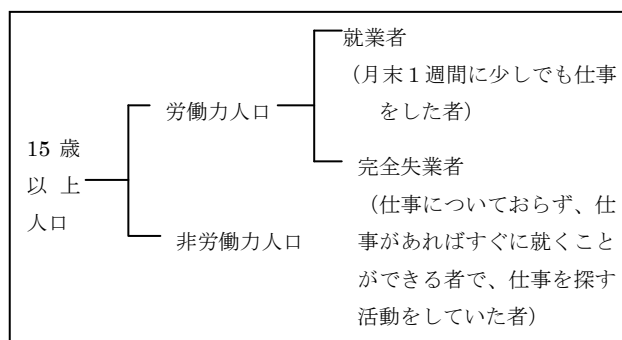


図1 言葉の定義¹⁾

2-2 女性の労働力人口減少の理由

女性労働力人口について内訳を見てみると、就業者数は前年より3万人減少し、2656万人。完全失業者数は、前年より3万人増加し、106万人で6年ぶりの上昇となっている²⁾。

また、2009年6月の読売新聞によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という性別役割分業の考え方に賛意を示した20歳代女性が、30～50歳代女性より高い割合だったとある。これは、「不況の影響」や、「社会で活躍している女性は家庭生活と

仕事の両立が難しいという印象」が、これから社会に出る女性や、今現在働いている女性たちへ、大きな影響を与えていると考えられる。

不景気だからといって、女性の働き方が変わってしまう。その背景に隠されているのは、働くことに対する意義である。女性は何のために働くのか。深く追求していく必要があるだろう。

しかし、近年では、アラフォーという言葉が流行し、40 歳代前後の女性の活躍が目立ってきている。それにもかかわらず、20 歳代の女性が、「社会で働くのは難しい」と考えてしまう理由はどこにあるのだろうか。

2-3 アラフォー世代の活躍

2008 年の流行語大賞にもなった“アラフォー”。この言葉は、Around40 の略で、40 歳前後の女性のことを指す。この世代の女性たちはちょうど男女雇用機会均等法が施行された頃に仕事に就き、働き方の選択肢が増えた世代でもある。

そのおかげで、男性のように総合職でバリバリ働く女性が増えたのも事実である。ちょうどその頃の日本のバブル経済もその傾向を助長したといえる。

そんなアラフォーの女性たちの姿を尊敬し、彼女たちのようになりたいと思う人がいる。一方で、彼女たちのようにバリバリ働くよりも自分のプライベートを大事にして生活したいという女性や、女性の官僚の指示などは受けたくないという男性社員がいることも事実だ。特に女性は、働くことと、ライフ・イベントの二者択一を迫られ、婚期を逃したくない・仕事との両立は難しそうと自分で壁をつくってしまうことも、少なからずあるだろう。人それぞれの人生であるため、それらの考え方が決して悪いわけではない。しかし、実際の思いはどうなのだろうか。

2-4 女性上司との関係

JTB モチベーションズによる「上司の性別が部下のモチベーションなどに及ぼす影響の調査」において、興味深い結果が述べられている。それは、女性上司がいる男女は、男性上司がいる男女よりも、「今の上司の下にいて、やる気になる」などの項目に対して、肯定的な回答が多く、また、上司への満足度や上司の言動への評価も高い、という結果である³⁾。この結果から言えることは、実際に社会に出て働いている会社員は女性上司のことを高く評価している、ということだ。

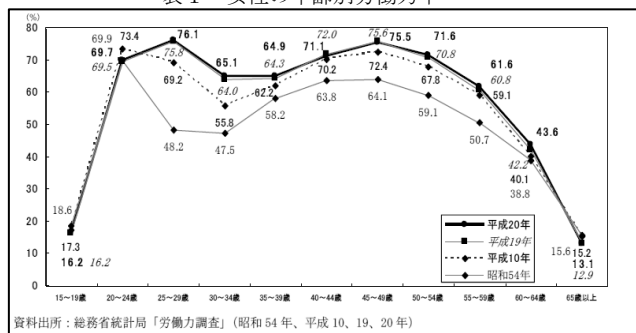
女性上司の下で働いたことのない不安という意味で、女性上司に抵抗を感じる従業員もいるようだが、実際に女性上司の下で働いてみると、男性上司よりも支持を受けている。女性管理職がまだまだ少ないことを原因とした、女性管理職に対する偏見は、アラフォー世代の彼女たちがロールモデルとなり、これから活躍していくことによって、更なる女性の働き方の発展につながるかもしれない。

2-5 多様化する働く女性の年齢

日本の女性の年齢別労働力率はよく M 字カーブで表される。しかし近年、M 字カーブの底辺は 35 歳～39 歳となり、その定年の値も上昇に向かっている。女性の年齢別労働力率を表 1 に示

す。この底辺の上昇は、単なる晩婚・晩産化が進んだからという説もあるが、そうであれば、他の年代が低下することが考えられるが、他の年代は低下していないため、女性が働きやすい環境が整備されてきたと、考えるのが妥当であろう。

表 1 女性の年齢別労働力率⁴⁾



2-6 離職理由

女性の働きやすい環境が整備されてきたとされる一方で、M 字カーブの底辺に近い、30 歳～49 歳の女性が離職してしまう理由はどこにあるのか。

女性は男性に比べ、キャリアを一時中断して、結婚や育児を優先させる場合が未だに多い。女性にとって大きなライフ・イベントであるだけに、キャリアではなく、プライベート優先に考える女性も少なくない。それは、個人の選択であり、自分の人生であるため、問題ではない。個々で問題として取り上げるべきなのは、働きたいのにライフ・イベントによって二者択一迫られてしまう場合である。

選択肢があることは良いことだが、選択せざるを得ない事態になった時、会社組織はフォローの手を差し伸べる必要がある。

2-7 非求職・非就業希望理由

ここで、就業を希望しながら求職活動をしていない者についての理由を理解する。

女性は「育児や通学のために仕事が続けられそうにない」とする者の割合が最も多く、大学・大学院卒で 44.2%に昇ることが述べられている⁵⁾。働く女性の年齢が多様化しているにもかかわらず、やってみないうちから、育児や通学のため仕事が続けられそうにないときらめてしまっている傾向にあるようだ。平成7年度以降「育児休業等に関する法律」により、育児休業の権利が認められているにもかかわらず、あきらめてしまう。

制度を取得したい人が仕事をやめなくて続けていくためには、制度があるだけでなく、取得しやすい雰囲気・復帰しやすい環境づくりが企業には求められるだろう。

2-8 会社の制度

企業からのフォローには具体的にどのようなものがあるのか。M 字カーブの底辺は確実に上昇してきている。これらの背景には、企業努力が見てとれる。平成20年ワーク・ライフ・バランス（以下 WLB と表記）元年として、国が方針を定め取り組んでいる。これは女性に対するフォローの一つといえるだろう。

WLB とは、仕事と生活の調和のことを言う。調和であるため、一人一人のバランスが同じであったり、仕事と生活のバランスが同じであったりする必要はない。

しかし、企業組織の実態として WLB に取り組んではいるものの、約 30%の企業しか WLB についての成果を得ていない（図 2）。制度は整っているにもかかわらず、実績が上がらない原因はどこにあるのだろうか。

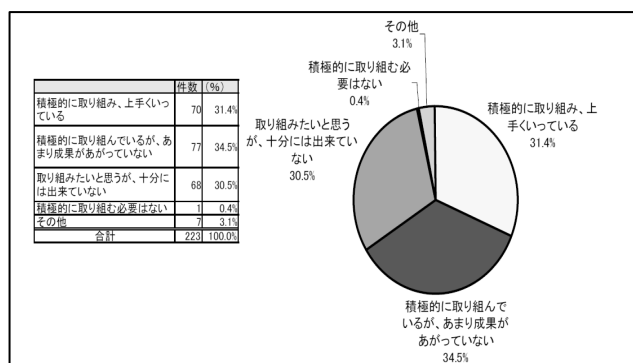


図2 WLBについての取り組み状況⁶⁾

3 女性にとって働きやすい会社組織

男女雇用機会均等法や WLB の浸透などにより、女性にとっては働きやすい環境が整備されつつある。しかし、働く女性の話と聴くと、彼女たちの口からは「不満」の声を多く聞くことになる。また、企業も WLB に取り組んでいるものの、成果をあげることが出来ていない。このミスマッチはなぜ起こるのか考えていきたい。

3-1 働く女性不満

あるセミナーに参加したとき、働く女性の方たちと話をすることがあった。彼女たちの口からは次のような悩みを聴いた。(20歳~40歳までの働く女性)

- ① ロールモデルとなる女性がない
- ② 上司（男性）が女性を上手に活用できていない
- ③ 性別で役割が決められている
- ④ 時間に制約がある

これらの不満は、ほんの一例ではあるが、それぞれを分析・対処方法を考えてみたいと思う。

3-1-1 ロールモデルとなる女性がない

2-3でも述べたことの裏づけとして、平成18年度女性雇用管理基本調査によると、係長相当職以上の、管理職全体に占める女性の割合は6.9%であり、増加しているといっても、まだまだ少ないのが現実である。女性管理職の割合の推移を表2に示す。

管理職全体に占める女性の数が少ない理由には、現在の日本の企業制度にはまだまだ終身雇用制に近いものが残っており、女性管理職に相当する世代で働いている女性の数が根本的に少ないということが挙げられる。

ロールモデルとなる上司がいない代わりに、自分たちが互いを

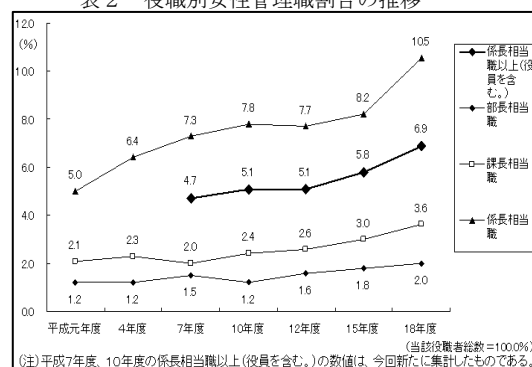
ロールモデルとして認めあい、自身がロールモデルとなるように向上していくことが、少しでも問題に対しての改善につながるだろう。

また、少ないとは言っても、世の中には活躍している女性がたくさんいるので、社内や自分に関係のある組織にいる人だけでなく、社外や広く知られている人をロールモデルとすることも、一つの手である。

さらに、ロールモデルはあくまでモデルであるため、参考にするのは構わないが、自分なりのオリジナリティをつけ加えることを忘れてはいけない。

ロールモデルとなる女性がいな場合は、自身を更に磨くチャンスだと思って、仕事に取り組むことにより改善することが出来ると考える。

表2 役職別女性管理職割合の推移⁷⁾



3-1-2 上司（男性）が女性を活用できていない

男女雇用機会均等法施行以降、それまで男性社会だった企業にも、女性が入社してくるようになった。しかし、25年が経過しようとしている今でも、上司が女性を上手に活用できていないという事実があるようだ。

しかし、この不満にはいささか疑問が残る。あくまでも女性は男性社員と同じ機会を与えられている。上司が活用できていないなどと受身の姿勢ではいけないのではないのだろうか。おそらく、男性社員は上司に自分が活用されているなどという認識はなく、仕事をしっかりこなし、自身の力で信頼を得、活躍しているのではないのだろうか。

女性だからといって、自分に甘えることなく、受身になることなく、向上心をもって、きちんと仕事をする。これらが解決策になるかもしれない。

3-1-3 性別で役割が決められている

未だに、女性だけの仕事・男性だけの仕事という、仕事を分担している企業はある。男女雇用機会均等法といっても、体力や条件的に性別で分業しなければならない仕事もあるだろう。しかし、この場合の性別での役割というのは、女性はお茶くみをする、書類のコピーを男性ではなく女性に頼むといったことだ。

これらは、実際に仕事をしながらだと不満に思うことかもしれない。しかし、男性社員ではなく、女性社員にしか出来ないことだと考えるのはどうだろうか。

たとえば、お茶を入れることを上司とコミュニケーションを取れる良い機会だと思ふことにする。男性社員は喫煙所や仕事帰りの一杯など、職場以外でもコミュニケーションをとる機会は多くある。しかし、女性は少ないかもしれない。お茶を渡す時に、最近の仕事状況を話したり、自分のことを PR したりすることによって、自身を売り込むことができるかもしれない。

また、書類のコピーなどは、丁寧に、女性らしさを活かして作業することによって、自身のスキルアップにもつながるし、ここでも自分を PR することができるかもしれない。職場には女子力をもった女子社員が必要とされているのかもしれない。

3-1-4 時間に制約がある

これは、子供がいる女性で、短時間労働を行なっている女性社員の方の話だ。ただでさえ短時間労働を行なっていて時間がないのに、男性社員から余計な仕事を頼まれ（3-1-3 に述べたような書類のコピーなど）自分の仕事が終わらないとのことだった。

この企業では、育児就業についての理解はあるようで、育児をしている際は短時間労働が認められているそうだ。女性にとっては、制度が整っていて、活用もしている良い例だろう。

時間が制約されている中で、仕事の遂行はよほどの努力をしなければならぬと考える。タイムマネジメントがしっかりしていなければならないし、自身の作業効率の向上も求められる。しかし、育児との両立をするからには、その分努力しなければならないと思う。制度があるからといって甘えるのではなく、制度を活用するなりの姿勢を見せることが、他の社員への配慮になるのではないだろうか。そういった努力が見えていれば、他の社員から余計な仕事を頼まれるようなこともないように思える。

上記4点について、分析をしてみたが、ここで注目すべきキーワードは「凛とした女性らしさ」の必要性である。

4 女性に求められる能力

先の章で述べたように、ものは考えようである。現状を打開しようとするのであれば、女性自ら動き出さなければ何も変わらないのである。まずは一般的に社会で求められる能力について考え、さらに、組織の中で特に女性として必要とされる能力について考える。

4-1 社会人基礎力

経済産業省で定められている社会で活躍するために必要な能力を社会人基礎力という。それぞれ3つの能力12の要素に分かれている（図3）。アクション・シンキング・チームワークの3能力で、職場や地域社会で働く上で必要な力として定められている。

それぞれの力について企業で求められるであろう力に置き換えて考えてみる。

4-1-1 アクション

前に踏み出す力として、アクションが取り上げられている。主体性・働きかけ力・実行力が具体的に挙げられている。

主体性：与えられた仕事に進んで取り組み、仕事を広げる力
働きかけ力：関係者（営業先など）に対し協力等を依頼し、巻き込む力

実行力：仕事をきちんとこなす力

一歩前に進み、失敗しても粘り強く取り組む力とされている。

4-1-2 シンキング

考える力であるシンキング。具体的には、課題発見力・計画力・創造力が挙げられている。

課題発見力：どうしたら業務を改善できるのか考える力・問題点はどこにあるのか考え、見つける力

計画力：納期にきちんと間に合うように仕事をする力・スケジュールを考えることができる力

創造力：新しいモノを作り出す力・今あるものをよりよくしようとする力

疑問を持ち、考え抜く力とされている。

4-1-3 チームワーク

チームで活動することが多い社会で求められる能力。具体的には、発信力・傾聴力・柔軟性・状況把握力・規律性・ストレスコントロール力が挙げられている。

発信力：自分の考えを同僚・上司・部下にきちんと伝える力

傾聴力：相手の話をしっかり聴き、理解することが出来る力

柔軟性：いかなる場合でもあきらめずに対応する力

状況把握力：仕事や環境がどのような状況にあるのか把握することができる力

規律性：ルールを守ることができる力

ストレスコントロール：ストレスを上手く発散することができる力

多様な人々とともに、目標に向けて協力する力とされている。

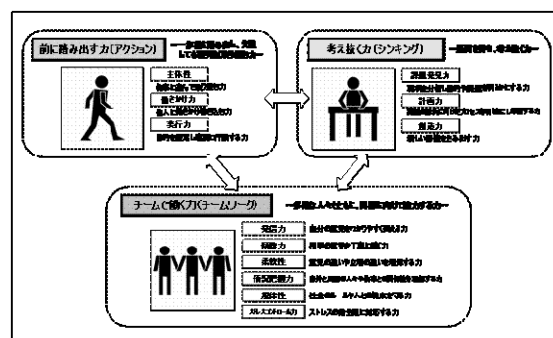


図3 社会人基礎力⁸⁾

4-1-4 社会で求められる能力

これら3つの能力12の要素に対する具体例はまだまだあるが、私が思う能力は上記のような要素になる。全てを網羅していればそれはすばらしい社会人基礎力を身につけていることになる。しかし、実際は全てを網羅することは難しい。これらの能力のうち、会社の規模に関わらず「アクション」を重視している企業が多い。12の要素では、「主体性」「実行力」「課題発見力」「計画力」「状況把握力」などの能力が求められる一方で、現在の若手社員には

「主体性」や「課題発見力」、「創造力」に不足が見られるとの調査結果が出ている⁹⁾。

これらの能力は、一朝一夕で身につくものではない。社会人になる前、すなわち、学生時代から企業に求められるスキルを蓄積していくことが必要であることがわかる。

4-2 女性の立ち位置

女性は古くから「男性を立てるために一歩後ろへ下がること」が常識であり、それこそが日本の女性の良いところとされてきた。しかし、女性も男性と同様に働くようになったからには、「男性を立てるため」ではなく、女性としての立ち位置を考えていかなければならない。

その立ち位置とはどのようなものが考えられるだろうか。

4-2-1 フォロワー

男性のいる組織では、一般的に女性はフォロワーになることが多い。ここでのフォロワーとは、リーダーの考えに賛同し、よろこんでついていく立ち位置のことを言う。ただし、ただ単純に同調するだけではなく、リーダーをサポートする意味も含まれる。

女性は、男性のサポート役を行なう場合が多々ある。仕事においては、営業事務・秘書などがそれにあたる。これらは、女性の細やかな作業、サポート によって成り立っている。また、組織においては、リーダーは男性が行い、その考えを支持したり、意見を言ったりしながら、リーダーのことをフォローしていくことが多い。

4-2-2 リーダーの要素

上記では、女性がフォロワーになることが多いことを述べたが、女性がリーダーになることは難しいのであろうか。この章では、リーダーについての定義を述べる。

組織において、いなくてはならないのが、リーダー。事物の判断をしたり、方向性を決めたりする時に必要な存在である。リーダーは偉い・すごいという認識があるが、それはいったいどのような要素なのであろうか。

4-2-3 リーダーシップ

リーダーがすごい理由は、その存在だけでなく、リーダーがもつ要素である。それが、リーダーシップである。

広辞苑によると、リーダーシップとは、①指導者としての地位または、任務。指導権。②指導者としての資質・能力・力量。統率力。とある。リーダーシップとは、リーダーが発揮するものととらえがちだが、リーダーシップはリーダー以外にも発揮することが出来る。

また、リーダーシップを発揮するために必要なこととしては、①大きな絵（ビジョン、戦略）が描ける②その狙うところ（ビジョン実現のためのシナリオ）について、他のメンバーにきちんと伝えることが出来る③実行プラン（戦術）を練り上げ、現場責任者を支援しつつ、任せることが出来る④実行プランと、大きな絵との繋がりがよくわかるような場づくりをすることが出来ること、が挙げられる¹⁰⁾。

このことから、リーダーシップを発揮するためには、周りの人とコミュニケーションを図ることが出来、組織の向かう方向、全体像がきちんと見えていることが必要となる。

近年のリーダーシップのあり方としては、「セルフ・リーダーシップ」、「フローティング・リーダーシップ」、「リーダーシップ共有」、「オルフェウス・プロセスのリーダーシップ」というような4つの考え方がある。（表3）

表3 リーダーシップの特徴

リーダーシップの名称	特徴
セルフ リーダーシップ	一人ひとりが自分をリードするように リーダーがリーダーシップを発揮する
フローティング リーダーシップ	課題によってリーダーが変わる
リーダーシップ 共有型	リーダーの能力をメンバーで補う
オルフェウス・プロセ スのリーダーシップ	各々がリーダーシップを分け持つ

このように考えると、女性はフォロワーだけでなく、女性ならではの方法でリーダーシップを発揮できる可能性がある。また、これから女性が社会に出て活躍していくためには、リーダーシップを発揮していく必要がある。

4-3 女性に求められる特有の能力

前述の社会人基礎力・リーダーシップは、男女問わず必要な能力であった。では、女性が社会に必要とされる能力の本質はいったいどのようなものが考えられるだろうか。

私が考える女性に求められている特有の能力は「女性らしさ」であると考え。女性は生まれながらにして女性らしさを兼ね備えているものである。男性には決してまねすることが出来ない、生まれ持った女性らしさが、今の社会では求められているのではないだろうか。

4-3-1 女性らしさとは

私の考える女性らしさとは、男性に媚を売るようなしぐさや態度では決していない。本来女性は誰しも、しなやかで・細かいところに気づき・気を配ることが出来・華やかでやさしいなど、イメージを持っている。全員が全部の条件を備えることは難しい。しかし、どれか一つでも、自分らしさの中に取り入れることが、女性が社会で活躍するために必要な条件なのではないだろうか。

4-3-2 働く女性の現状

今の働く女性たちは“オス化”しているという表現をされている。日経 WOMAN の読者調査によると、読者の7割以上が“オス化”しているかもしれないと感じているようだ。男性と同じように働く機会を設けられたことにより、男性並のハードさを求められることもあり、女性らしさが重視されることが少なくなったことによると述べられている。

日経 WOMAN で求められている能力は「女子力」。それらの内訳は「切り替え力」「気配り力」「盛り上げ力」「かわいげ力」「巻き込み力」が挙げられていた¹¹⁾。(表5)

これらの力は、私の考える「女性らしさ」に近いものがあり、ぜひ多くの女性に身につけてほしい力である。

表5 女子力

巻き込み力	仕事で失敗したことなど引きずらず切り替えることができる力
盛り上げ力	女性の率直な表現が斬新なアイデア・発想を生み出すことのできる力
気配り力	ちょっとした気遣いによってビジネスシーンの空気を換えることのできる力
かわいげ力	仲間に素直に頼り、いざという時に頼れる関係を作ることのできる力
切り替え力	一緒に働く仲間を巻き込んでいくことのできる力

4-3-3 女性らしさを身につけるために

やはり、女性が企業や組織で活躍していくためには、まずは、一緒に働く仲間や上司からの信頼を得なければならない。この人になら任せられるという信頼関係があってからこそ、自分の夢に近づいていけるのである。

そのために、女性ならではのきめ細かさや周囲に対する気配りを忘れず、着実に仕事をこなす能力が必要になってくる。女性は本来、女性らしさを身につけようなどと思わなくても、本来持っているのだから、その能力を引き出す努力をすればよいのである。

能力を引き出すためにする努力とはどんなことか。これこそ、WLB を考える時である。仕事に追われるだけでなく、自分の時間・自分を向上させる時間を作り女性らしさを引き出すことが必要だろう。たとえば、アロマテラピーや料理など自宅で手軽にできるものや、美術館巡りやアウトドアなど自分の感性を磨くことである。

しかし、女性らしさをあまりに気にしすぎて、仕事の質を落としてはいけない。まずはきちんと仕事をするこれが第一である。両立を図るためには、WLB をきちんと考えなければならない。自分の時間をとるためには、その分の仕事をしっかりと終わらせる必要がある。タイムマネジメントや作業に対する取り組み方に工夫を持たせなければならない。

そうやって、女性らしさを身につけるために、仕事に対する取り組み方に工夫をしていけば、おのずと自分の立ち位置、女性活躍の場が見えてくるはずである。

4-4 女性に必要な能力

社会人基礎力・リーダーシップ・女性らしさについて考えてきたが、私がこれからの女性に期待するのは、サーバント・リーダーになることである。

サーバントとは本来、「従者」「奉仕者」といった意味であり、リーダーとは逆の意味合いを持つ。このサーバント・リーダーの

リーダー観は、リーダーとして使命に対して尽くすと同時に、上が下に尽くすという発想がある¹²⁾。サーバント・リーダーには10の属性があり、それぞれ、傾聴・共感・癒し・気づき・説得・概念化・見通し・執事・成長の手助け・コミュニティ形成である。リーダーとしての意見を押し付けるのではなく、メンバーの意見を聞き、様々なところで手助けをするのがこのサーバント・リーダーだ。

私は、女性はこのサーバント・リーダーが、女性の魅力を最大限に発揮できるリーダー像だと考える。「サーバント・リーダー」と「女性らしさ」には多くの共通点が挙げられる。これらを踏まえ、「女性らしさ」を身につけることによって、サーバント・リーダーの条件を満たすことができると考える。

5 考察

働く女性の現状から、現在に求められる力「女性らしさ」について、調査・検討してきた。その結果、女性が活躍できる制度はかなり整ってきているものの、女性の努力の方向性が少しずれているように感じた。男女雇用機会均等法から25年経過しようとしている今、改めて、女性が組織で働くことの意義を考える必要性が出てきている。特に、女性らしさは、本当に必要な力だと考えられる。

以上より、学生にできることはどのようなことだろうか。もちろん社会人基礎力を養うために、様々な活動を行うことは必要だ。更には、教養の部分での強化が必要であると考えられる。

大学生は4年になると必要単位を修得し、就職活動に専念、大学の講義は受けないことが多い。理系の学部や教育学部など一部異なる場合もあるかもしれないが、文系の学生はほとんどが当てはまるのではないかと思う。

4年生で時間があり、社会に出る前の時期だからこそ、大学の授業を活用し、知識・教養を深めるべきである。

そのほかにも、多くの自然や文化・伝統や、芸術に触れることにより、個々の感性を磨くべきである。長期の時間を有効に使い、旅行をなど、大学だけにとどまることなく、外へ飛び出すことも必要だろう。

何度も言うが、感性は一朝一夕に身につくものではない。また、同じ状態で留まるものでもないし、磨けば磨くほど人間としての魅力が増していく。そのためにも、学生時代を無駄に過ごしてはいけない。自分が何のために活動しているのか、意義を考えたり、振り返ったりすることが必要だ。

これからは、凛とした女性らしさをもった人が必要とされる時代になるだろう。女性が活躍する社会において、一人でも多くの人が幸せに暮らすためにも、この女性らしさを推奨したい。

6 まとめ

男女雇用機会均等法の施行から女性は、頑張って“働く”ことをしてきた。女性らしさを考えるよりも、より男性と対等に、平等に働くことを望んできたように思う。機会が均等に与えられることは非常に望ましいことであるが、結果まで一緒である必要はない。女性は女性らしく仕事をこなしていけば、それが、男性と

は違う観点からの発想になり、男性と対等に仕事ができるようになるのである。

今まで頑張ってきた女性たちに「女性らしさ」を再認識してもらい、周囲の理解を得ながら仕事をするのが、これから女性が活躍していくために必要であると考えます。

凛とした、「女性らしさ」をもった女性であることが、働く女性のあり方ー組織で求められる女性の能力ーであると考えます。

謝辞

本研究を進めるにあたり、ご指導いただきました芝原脩次教授に感謝いたします。ならびに、ジャーナリスト福沢恵子様、(株)クレネ代表取締役宮崎百合子様、その他多大なご協力・ご指導いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

注

- 1) 統計局ホームページ 労働力調査おける Q&A 参照
- 2) 厚生労働省 平成 20 年度版働く女性の実情より
- 3) 上司の性別が部下のモチベーションなどに及ぼす影響 調査より
- 4) 厚生労働省 平成 20 年度版働く女性の実情より引用
- 5) 厚生労働省 平成 20 年度版働く女性の実情より
- 6) 『ワーク・ライフ・バランスに関する緊急アンケート』結果より引用
- 7) 平成 18 年度女性雇用管理基本調査 図表 12 より引用
- 8) 経済産業省社会人基礎力育成グランプリ HP より引用
- 9) 経済産業省「企業の求める人材像調査結果」参照
- 10) 踊る大捜査線に学ぶ組織論入門 p. 202
- 11) 日経 WOMAN オンラインコラムより
- 12) 「踊る大捜査線に学ぶ組織論入門」 p. 241 より引用

参考文献

- 1) 厚生労働省「平成 20 年度版働く女性の実情」
- 2) 総務省統計局ホームページ (最終アクセス日 2009 年 12 月 22 日)
- 3) 学校法人産業能率大学「2009 年度新入社員の会社生活調査」
- 4) 平成 21 年度版男女共同参画白書
- 5) 平成 20 年度版男女共同参画白書
- 6) 平成 18 年度女性雇用管理基本調査
- 7) 時代を読む新語辞典 (最終アクセス日 2009 年 12 月 22 日)
- 8) 経済産業省ホームページ (最終アクセス日 2009 年 12 月 22 日)
- 9) 企業の求める人材像
- 10) 日経 WOMAN オンライン (最終アクセス日 2009 年 12 月 22 日)
- 11) 若年者の就労に関するアンケート 2004 年 財団法人経済広報センター
- 12) 人事制度レポート「なぜ若者は会社を去るのか？」 2007 年 (株)百五経済研究所
- 13) 新入社員の早期離職対策共同調査 <http://imar-im.com/pdf/20070608.pdf>
- 14) 広辞苑第 5 版
- 15) 転職希望者と転職非希望者の意識調査「イーキャリアプラス」調べ 2009 年
- 16) 平成 18 年転職者実態調査結果の概況 厚生労働省 2008 年
- 17) 経営用語の基礎知識 野村総合研究所 (最終アクセス日 2009 年 12 月 22 日)
- 18) 3 分でわかる最新人事コラム第 27 回ジョブ・ローテーション 2007 年 <http://www.jmsc.co.jp/word/column/no27.html> (最終アクセス日 2008 年 2 月 26 日)
- 19) MBA 組織と人材マネジメント
- 20) 社会実情データ図録 労働時間の推移 (各国比較)
- 21) 「ワークライフバランスに関する緊急アンケート」調査結果 東京

商工会議所 2007 年

- 22) 小笹芳央 「モチベーションカンパニー」 日本能力協会マネジメントセンター 2002 年
- 23) 金井壽宏「経営組織」日経文庫 1999 年
- 24) 金井壽宏・田柳恵美子 「踊る大捜査線に学ぶ組織論入門」かんき出版 2005 年
- 25) 佐藤剛 「グロービス MBA 組織と人材マネジメント」ダイヤモンド社 2007 年
- 26) 高梨智弘 「ビジュアル マネジメントの基本」 日本経済新聞社 1995 年
- 27) 高橋俊介 「人材マネジメント革命 ポスト終身雇用ー自由と自己責任の新人戦略ー」 プレジデント社 1994 年
- 28) 高橋俊介 「自由と自己責任」のマネジメント」 ダイヤモンド社 1995 年
- 29) 古川久敬 「チームマネジメント」 日経文庫 2004 年
- 30) 武藤泰明 「経営の基本 第 2 版」 日経文庫 2002 年
- 31) 高橋伸子 「新・女性の選択」マガジンハウス 2008 年

『跡見マネジメント』

跡見学園女子大学マネジメント学部卒業生優秀論文集

第5号（第5期卒業生）

2010年（平成22年）3月18日発行

発行者：跡見学園女子大学マネジメント学部

〒352-8501 埼玉県新座市中野1-9-6

電話 048-478-4110（学部代表）FAX048-478-4142

印刷・製本：株式会社ザッツコーポレーション
